

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年2月25日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（9名）

委 員 長	浅 川	のぼる
副委員長	沢 田	けいじ
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	宮 崎	こうき
理 事	白 石	英 行
理 事	岡 崎	義 顕
理 事	板 倉	美千代
委 員	千 田	恵美子
委 員	市 村	やすとし

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

副 議 長	田 中	香 澄
-------	-----	-----

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副 区 長
加 藤 裕 一	副 区 長
丹 羽 恵 玲 奈	教 育 長
新 名 幸 男	企 画 政 策 部 長
竹 田 弘 一	総 務 部 長
多 田 栄 一 郎	子 ども 家 庭 部 長

栗 山 仁	児童相談所開設準備担当部長
吉 田 雄 大	教育推進部長
横 山 尚 人	企画課長
岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
武 藤 充 輝	総務課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
篠 原 秀 徳	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所開設準備室長
熱 田 直 道	教育総務課長
中 川 景 司	学務課長
宮 原 直 務	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
鈴 木 大 助	児童青少年課長
木 口 正 和	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第73号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第48号 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
- 2) 請願受理第49号 「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供
を求める請願
- 3) 請願受理第50号 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
- 4) 請願受理第51号 区内の歴史的建物を生かしたまちづくりの更なる推進を求める請
願
- 5) 請願受理第52号 「竹早公園・小石川図書館一体整備」で、改めて子どもの意見を
しっかり聞くアンケートや子ども向けのワークショップ開催を求
める請願

(3) 理事者報告

- 1) （仮称）こどもの権利に関する条例（素案）等について
- 2) 児童相談所の開設について
- 3) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 4) 学校給食費の公会計化について
- 5) 学校選択制度の実施に伴う令和 7 年度進路意向確認票の回答状況について
- 6) 文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について
- 7) 令和 5 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について
- 8) 文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について
- 9) 新たな青少年プラザの基本設計（案）について
- 10) 中高生居場所事業「AQUABASE（アクアベース）」の実施について

(4) その他

午前 9 時 5 8 分 開会

○浅川委員長 おはようございます。

皆さんおそろいになりましたので、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、議案第73号に関連する理事者として、永尾障害福祉課長に御出席をいただいております。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査1件、付託請願審査5件、理事者報告10件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。

一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和7年5月の閉会期間中における継続調査について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

本日は、議案が1件、請願が5件、そして報告10件と一般質問が予定されています。各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、一般質問も含めて、午後5時までに終了できるよう、本委員会の円滑な運営にぜひ御協力をお願いしたいと存じます。

なお、議員・理事者ともに、資料は、データのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、それらを指定くださるようお願いいたします。

○浅川委員長 それでは、付託議案審査1件、議案第73号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題とされました、議案第73号、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

に関する条例等の一部を改正する条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集データ41ページと併せまして、委員会資料第1号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、省令等の一部改正に伴い、1、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、2、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例、3、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例、4、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、5、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、6、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例、7、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例、以上7つの条例において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行期日については、令和7年4月1日でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 令和7年4月1日から栄養士法が改正されます。管理栄養士卒業者が栄養士免許を受けることなく、管理栄養士国家試験を受験できるようになります。法改正の趣旨を伺います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴いまして、栄養士法が改正されたというものでございます。

本件に伴いまして、管理栄養士の受験資格におきまして、栄養士免許を求めないというところ、より簡便に管理栄養士のところの受験のほうについて改正がなされたものというふうに認識してございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。今までは、ダブルライセンスが、国が義務付けて、申請手続や申請手数料など負担が多く、また本籍や氏名変更などの手間にも手数料が2種類、やらなければならないということで、そういう手続簡便化と。あと、都道府県の発行に関わる確認作業など、事務的業務の軽減にもなることにつながると思います。

それで、一般的な年収は、栄養士より管理栄養士のほうが、一般的には年収50万円ぐらい

高い設定になっているんですが、今回の改正で給与体系はどのようになるんでしょうか。変更するのでしょうか。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 本件につきまして、私立保育園につきましては、主に配置基準と申しますか、給食の外部搬入に際して栄養士の配慮を求めるといような特例の場合に置いてある規定の改正でございまして、本件の改正に伴いまして、特に栄養士を慌てて管理栄養士に置き換えるといったような改正ではございませんので、特に今回の改正において給与体系、特に私立保育園に関して、そのようなところが変更になるというふうには認識してございません。

○浅川委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。

では、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 おはようございます。

本案の内容は、区の法改正により、栄養管理士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得が不要となったことであります。結果、本人にとっても都道府県にとっても負担軽減になりますので、議案第73号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 おはようございます。

今回の条例改正は、栄養士法の改正によりまして、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要になったという、規定の整備でもございますので、公明党、議案第73号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 このたびの栄養士法の改正によって、管理栄養士養成施設を卒業した場合には栄養士免許が不要になるというものです。管理栄養士免許は、栄養士免許相当の知識や技術を基盤として、より専門的な領域に介入しているものと認識しております。よって、この改正で施設での栄養指導や栄養管理の質が低下するものではなく、採用に際しての自由度が高まるものというふうに考えておりますので、議案第73号、賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 今回の議案、栄養士法の改正に伴う規定整備によるものということで、日本維新の会文京区議団は、こちら賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 条例が改正されたことによって、この栄養の質が低下することがないものと思います。そして、先ほど申し上げたように、申請者の手続の手数料とか負担が減る、都道府県の負担も減るということで、共産党、第73号に賛成します。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 各会派の委員、確認したとおり、栄養士法の改正による規定整備ということですので、AGORAも議案第73号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第73号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

○浅川委員長 それでは続きまして、付託議案審査5件に入ります。

請願受理第48号、小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願。

請願文書表のデータ32ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第48号
 - ・件 名 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
 - ・請 願 者 文京区本駒込五丁目15番12号
 新日本婦人の会文京支部
 支部長 小 竹 絃 子
 - ・紹 介 議 員 石 川 のりゆき
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請 願 理 由

文部科学省は昨年10月31日に2023年度の小中学校の不登校児童数が34万6,482人（前年比4万7,000人増）にのぼり、過去最多を7年連続で更新したと発表しました。小学生は13万370人（全体の2.7%）、中学生が21万6,112人（全体の6.7%）といずれも増加する異常な状況です。文京区においても2023年度小学校184人、中学校202人と全国同様の増加傾向を示している事は放置できません。また、いじめも過去最多を更新し、身体的被害や長期欠席などに繋がる「重大事態」は1,306件と初めて千件を超えました。これらを見ても、学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明白です。

これらの不登校実態の背景には競争的な教育があると専門家からの指摘もあります。また、授業時間の詰め込み問題（一日の授業時数が多いこと）など、子どもに寄り添い声を受けとめる教員の多忙化が大きな社会問題になっています。精神疾患等による休職者が2021年度過去最多になるなど深刻な事態です。文京区でも、2023年度欠員56名に対し補充は正規6名・非常勤42名と8名不足のままでした。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ入り凌いだとの報道がありましたが、文京区内でも同様な事態が発生しているとの報告があります。

国は子どもの減少を理由に8,759人の教員を削減しようとしています。文京区は人口増に伴い児童数の増加は2035年度まで続く見込みです。国の方針・基準に合わせていると現場実態から大きくかい離する危険があります。

学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることは急務です。

また、各地の自治体では、35人学級への法改正を受け、自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れになっています。文京区でも独自の取り組みで子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任であるとして、少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし、35人学級を中学校に拡大していただきたく強く要請します。

・請 願 事 項

- 1 都の責任で、中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めること。また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
- 2 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。
- 3 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を開始すること。
- 4 都に対し学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

○浅川委員長 この請願は、都に対して、中学校2年生以上も35人学級にすること、小・中・高の全学年で30人学級を実現すること、教職員定数の配当基準の見直し及び拡充を求めること。

区に対して、都の制度が整うまで、区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること、区としても30人学級への移行を開始すること。

また、国に対して中学校の35人学級への移行を求めるものです。

それでは、質疑のある方は、挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 この請願についてですが、ようやくこの4月から6年生も35人学級になりますよね。そうすると、この4月、何クラス増える、そして、先生の手当は大丈夫でしょうかというのをまずお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 まだ、今時点ということで、クラスの増減数は確定はしていませんが、小学校ですと、区全体で1クラス、2クラスぐらいの増になるのであろうというふうに今、考えております。

中学校のほうは、少し、何クラスか減るかなというような見込みは持っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 前回というか、1年前もお聞きをしたときに、何クラス増えますってちゃんとお答えをいただいているんですけども、きちっと出していただいて……。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今現在でということが前提になりますが、小学校全体で1クラス増えるというふうに考えています。中学校のほうは、3クラス減るんじゃないか。ただ、これから転出入等もありますので、この数字は確定ではございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 クラスが増える、当然、先生の数も増えるということですから、そこはきちっと、新学期になって先生がいないというようなことがないように、そこはぜひやっていただきたいというふうに思います。

あとは、請願事項の4のところですけども、教職員定数の配当基準を見直し、拡充するようという内容なんですけれども、これは、この間の答弁の中で、国が改正することではあるけれども、東京都の責任で行うことができますというふうにお答えをいただいているかと思います。この間、特別区教育長会が東京都に対し要望をしているということだと思っておりますけれども、要望は、いつ求めているのかということと、そのときの東京都の対応については、どういう東京都のお答えが来ているのかということと、昨年10月15日付で東京都の教

育長さんが替わられたわけですが、やはりそうしたタイミングのときに要求をするということが重要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、委員の御指摘のように、学級数に対する教員の定数の配当の見直しについては、以前も申しましたが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員手数の標準に関する法律に基づき、国や都の責任において行われております。それに従って区のほうも行ってありますが、本区としても、4月のヒアリングの時点で、東京都の教育委員会のほうにはそうした要望を行っております。

また、御質問にあった教育長会でということについては、適切な時期に教育長会からも要望のほうを上げてございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 適切な時期にやっているというふうにおっしゃっていましたがけれども、教育長さんが替わられたということで、改めて要求するとか、そういう形ではやらないんですか。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 我々行政は、別に俗人的に動いているわけではありませんので、今、指導課長が申したとおり、適切な時期にそういった要望等については行っていくというのが基本的な考え方です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ほかの、東京都以外のところは、独自に30人学級、35人以下学級とかに進めてたりしているところが多くて、東京都だけが、頑なにという言い方は変ですが、なかなかそういったところに踏み出していないわけですから、そういう点では、毎年毎年の要求も非常にそれは大事ですし、やっぱり今の教育の状況を見たときに、先生が足りないというのがもう現状ですから——現状というか、先生がとても多忙で大変だということがあるわけですから、そのところは、東京都に対して、今までと同じようなやり方ではなくて、現状は東京都に分かっていただきながら、やっぱり現場の声をきちっと東京都に届けて、この定数の見直しというのをぜひ、東京都がやれるように働きかけを強めていただきたいというふうに思いますけれども、その辺は、今までの流れと同じような形で行くということなんですか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほどお答えしたとおり、適切な時期に私どものほうで学校等のヒアリングを受けて、東京都のほうには、きちんとヒアリング等で要望等を伝えていきたいという

ふうにご考えてございます。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 しっかりと今までも要望のほうは、教育長会とかそういったことではなしに、例えば教育委員会のほうで把握しているものについては、都教委のほうにもしっかりと伝えておりますし、それは今までもやっております、これからもやる。さらに、そういった御要望についても踏まえて、しっかりと留意してやっていきたいというふうにご考えております。

○浅川委員長 ほかに、よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 この請願ですけれども、請願事項のところでは、中学校はまだ1年生までしか35人学級になって——加配という形で、35人学級になっているわけですが、そうではなくて、きちっと35人学級に、2年生以上、3年生もやれるようにということではやっていただきたい。

東京都の制度が整うまで、やっぱり文京区でも取り組んでいただきたいということですから、請願事項1項、採択をいたします。

国に対しては、35人学級、きちっと中学校の移行を求めるということですから、2項についても採択をいたします。

3項めについては、30人学級という少人数クラス、35人によりやくなりましたけれども、やはり30人学級を目指してやっていただきたいということですから、これも採択をいたします。

4項めについても、先ほどお願いをしましたから、これについても採択をいたします。

この間、東京都の教職員組合の方々が、昨年9月から11月に、教職員に対してのアンケートをやっているのを読ませていただいたんですけれども、これは主には、先生が未配置に対してのそうしたアンケートが主なんですけれども、ここで言われているのは、教職員の皆さんの労働条件の改善ということと、定数増は待たなしですという切実な声がここに寄せられている点では、30人学級へ進めていくと同時に、学校の先生の数も増やしていく、今よりももっと強力に先生が増やせるようなそうした形で、国への働きかけも当然やっていただくと同時に、東京都もやっていただきたいということを強く要望して、全項目、採択をいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 こちら、全国的に小・中学校で不登校の児童・生徒が増えているという点、あとは、学校を子どもが安心して過ごせる場所にしていくために教員の数を増やし、さらに、一人一人に目を配れる環境にしてほしいという請願者のお気持ちは本当に理解できる部分ではございますが、東京都全体から見ても、教員の数が足りてないという現実問題があること。あと、4に関しても、協議もしっかり行い、適切に対応しているという点からも、日本維新の会文京区議団は、請願第48号、請願事項1から4を不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 請願者のお気持ちは理解できるんですけども、毎回申し上げているとおり、少人数学級の本来の目的である一人一人に対しての丁寧な教育を行うためには、教室不足の解消や教員の確保・定着のための処遇改善など、教育の質や環境を段階的に整備していく必要があると考えておりますので、請願事項1から4項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 これまでも同様な請願が出ておりますけれども、基本的には変わっておりません。少人数学級については、やはり教職員の確保や教室の確保も必要になってまいりますし、国において、やはり段階的に進めるべきというふうに思っております。1項から4項まで、不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 請願第48号、前回と同様の内容であります。令和7年度には小学校全学年で35人学級となります。その他も同様の答えになりますので、議案第48号、1項から4項まで、自民党、不採択です。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 先ほどの板倉委員の質問にもありましたが、前回の委員会でもAGORAとして指摘を差し上げたとおり、不登校の対応、そして教員の就業環境の抜本的な改善には、学級の少人数化が不可欠ですし、都も不断に努力を検討しているということでしたので、4項は採択といたします。

ただ一方で、1項と2項は、都が既に実施を決めておりますし、それまでの短期間、区独自で学級編制をすることは、教室の確保を考えると、近い将来に実現できる可能性は低いいため、不採択。

そして、3項も、都に求めることはできるんですが、やはり区独自での移行は実現可能性

が低いため、不採択といたします。

○浅川委員長 それでは、各会派の審査結果を申し上げます。

まず、請願事項1、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項3、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項4、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第49号、「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願。

請願文書表のデータ34ページを御覧ください。

.....

- | | | |
|------------|---|------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和7年2月5日 | 第49号 |
| ・件名 | 「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める
請願 | |
| ・請願者 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ・紹介議員 | 石 沢 のりゆき | |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 文教委員会 | |
| ・請願理由 | | |

2022年、世界の有機農業栽培面積が前年比27%増で過去最高を更新する（日本農業新聞 24.3.26）など世界ではオーガニックが拡大しています。有機農業は、農薬・化学肥料に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。地球の土や水や生物多様性の環境を取り戻し、循環型社会を目指すために起こってきた潮流です。EUでは、2030年までに有機農業面積を全体の25%にする目標を掲げています。農水省でも「みどりの食料システム戦略」で2050年までに有機農業面積を25%にして、化学農薬をリスク換算で50%削減する目標を掲げています。

日本ではオーガニック給食を取り入れる自治体が増加しています。学校給食に有機食材を使用する自治体は、193市町村（令和4年度）あり、前年から56市町村増加しました。有機食材を使用することは、子ども達の健康を守るだけでなく、食や農業、環境に関する関心を高めることにもつながります。オーガニック給食の成功例では千葉県いすみ市がよく知られていますが、大都市部でも取り組みが始まっています。東京都世田谷区や大阪府泉大津市で

は、有機米を購入して学校給食に提供しており、都市部と産地が支えあう仕組みとしても注目されています。

今、日本農業は危機的状況です。農家の平均年齢は68.7歳（令和2年）で離農が進んでいます。2024年9月5日付の日本農業新聞に「コメ不足のさなか、コメ農家の倒産・廃棄が急増、過去最多を更新へ」と掲載されています。日本の食料自給率は38%ですが、種・肥料・飼料などを海外に過度に依存しています。これらのことを考慮すると日本の「実質自給率は9%」と東京大学大学院の鈴木宣弘教授は試算します。海外からの輸入が滞ると都市部は脆弱で命を守ることができません。この先、都市部では安心安全な国産食材の安定的な確保が難しくなる恐れがあります。学校給食で都市部と産地が連携することが今こそ必要なのです。

文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021年度）では、カナダ産100%・アメリカ産97.8%から除草剤グリホサート（商品名ラウンドアップ）が検出されています。グリホサートは世界40カ国以上で禁止や規制されています。医学博士の木村－黒田純子さんは「グリホサートは、DNAのメチル化異常を引き起こし、世代を超えた健康被害を起こす可能性や発がん性が指摘され、健康に重要な腸内細菌叢にも異常を及ぼす」と指摘しています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は自治体の裁量です。安価でリスクのある輸入食材を学校給食で使用するのではなく、国産の安心安全な食材を使用することで子どもの健康を守り、より魅力ある文京区になれるよう取り組んでください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 子ども達の健康を守り、環境に優しく、日本の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。
- 2 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 3 学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うよう都に求めること。
- 4 農薬の安全基準を決める毒性試験は「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分＋補助剤）」で行うよう国に求めること。
- 5 千葉県いすみ市に文教委員会で視察をして、オーガニック給食を研究するよう区に求めること。

○浅川委員長 この請願は、オーガニック食材を学校給食に取り入れること及び研究すること、予防原則に基づき、輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦・米粉または米飯にすること、以上を区に求めること。

学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うことを都に求めること。

農薬の安全基準を決める毒性試験は主成分のみではなく、実際に使用される農薬である補助剤も含めて行うことを国に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 昨今、オーガニック給食を取り入れる自治体が大変増加しています。品川区での取組は御存じだとは思いますが、品川区では、より安心・安全な学校給食を目指して、今年10月から、令和6年10月から、公立小・中学校において、全ての給食に使用される野菜をオーガニックに変えることを決定しました。この品川区の取組について、区の認識を伺います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 品川区でそのようなことを実施するという報道は、私どもも把握はしております。ただ、品川区のほうにしても、今、どのようにそういった有機野菜を調達するかというところは、まだ未定という話も聞いておりますので、もしその辺がはっきりしてくれば、参考にできる部分はあるかもしれません。ただ、文京区としては、和食の日等、安全で安心な給食を提供する、そういった施策も行っているところでございますので、そういう品川区の事例がどうであれ、区で大事にしている給食については、引き続きそういった施策を推進していきたいと考えてございます。

○浅川委員長 よろしいですか。ほかによろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 前回もお話しさせていただきましたが、オーガニック食材に関しては、食の安全性、環境にも優しいということは十分に理解しているところでございます。

また、グリホサート残留農薬検査に関しては、国でしっかり検査をしており、その他詳細は、前回と同じお答えになります。

したがって、請願第49号の請願事項1項から5項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 これまでと同じ請願でございますが、請願者の御心配も分からなくはありませんけれども、学校給食の安全性は保たれていると認識しております。

よって、1項から5項まで、不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 輸入小麦に関しては、国及び都の検査において安全性が確認されていることや、現在、国産小麦を使ったパン屋や米粉パンの提供もある状況であること、それから給食のバリエーションにいろいろな影響が出ること、それからコストのことなどを考えていくと、現時点で、予防原則の観点からは、規制をかけていくことは難しいのではないかというふうに考えております。

視察についても、多岐にわたる行政課題がある中で、年に1回の委員会視察の機会は慎重にどう活用していくか検討したいというふうに考えておりますので、請願事項1から5項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 こちらの請願に関しましては、グリホサートに関して、国でも調査されてはいること。また、東京都の学校給食会でも調査して、グリホサートの検出はなかったということからも、検査体制に関しては問題がないと認識しております。

国でも認められたパンを提供しており、週1回のパン食に関しても、この請願どおり、様々な規制をかけていくと、現在のバリエーション豊かなパンの提供にも影響が出ると伺っております。

あと、オーガニック食材を学校給食に取り入れることに関しましても、現段階では、区において、オーガニック食材を量的な面においても確保することが困難なこと。

あと、地域の区内事業者から基本調達している点において、それが成り立たなくなるおそれがあること。

文教委員会での視察先に関しましても、教育において、その時勢にも合せた候補地等を含め、話し合いの中で決めていくものと考えております。

以上のことから、日本維新の会文京区議団は、1から5までの項目に対して、不採択いたしますが、請願者の方の子どもたちの食の安全に対しての気持ちは理解できますし、引き続き区のほうでも、検討等を通じて、安全なパン等の提供を行っていただきますようお願いいたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党から、請願第49号について、発言します。

請願理由にもありますように、農水省が2021年に策定した、みどりの食料システム戦略には、2015年までに有機農業の面積を全農地の25%に拡大するという数値目標が明記されました。現在は0.7%なので、目標は約36倍です。有機給食、有機、給食に取り入れるということは、行政が有機農産物の公共性の高い商品と認め、有機農業の拡大を公共政策として意味する上でも重要だと思います。

また、東京都学校給食が行う残留農薬検査は、定期的を実施すべきと思っております。

何よりも、学校給食衛生管理基準にありますように、有害なもの、またはその疑いがあるものは避けることと明記されています。子どもたちに安心・安全な学校給食を提供するために、日本共産党は、請願49号の第1項から第5項、採択します。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、前回の委員会でも申し上げましたが、区内の学校給食で提供している小麦粉加工品の原料小麦、この大半が輸入小麦なんですよ。これを考えると、これらの使用を全てやめるという第2項の願意を、近い将来実現するのは困難と判断しますので、第2項は不採択といたします。

一方で、給食の質の向上という意味では、先ほどの質問、議論にもあったとおり、食の安全の視点は今後も大切ですし、オーガニック食材の取り入れを求める第1項、そして、現行より精緻な検査や試験を行うことを都と国に求める第3項と第4項、そして、本委員会の知見、賢能の充実を求める第5項の願意は妥当と考えますので、採択といたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第49号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項3、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定します。

請願事項4、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項5、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

それでは続きまして、請願受理第50号、学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願。

請願文書表のデータ36ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第50号
- ・件 名 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
- ・請 願 者
- ・紹 介 議 員 石 沢 のりゆき
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請 願 理 由

東京都内のスーパーマーケットでは、ゲノム編集トマトの販売が開始されています。しかし、ゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、誰もが知らない間にゲノム編集食品を食べてしまう可能性があります。消費者の選択の機会を確保するためには、食品表示は必須です。消費者基本法には消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。残念ながらゲノム編集食品においては、この2つの大切な権利が失われている状態です。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。現在、日本ではトマト、マダイ、トラフグ、ヒラメ、トウモロコシ、ジャガイモの届け出がされています。ゲノム編集食品が人体に与える影響を調べた研究はまだ行われておらず、子ども達が食べて問題が起きないのか誰にもわかりません。カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子の1個が壊されると、敵が来たと錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘しています。

EUでは、2024年2月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」と「ゲノム編集食品のトレーサビリティを可能にする監査書類の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。国による安全性審査も行われておらず、まだわからないことが多いゲノム編集食品を「知らずに食べてしまう」「知らずに食べさせてしまう」ことを防ぎたくても防げないのです。

東京都内でも2024年12月に三鷹市から「ゲノム編集表示の義務化を求める意見書」が提出されました。同様の意見書は、岐阜県・奈良県・静岡県・兵庫県議会やその他の地方自治体からも提出されています。ゲノム編集の規制と表示を求める署名44万筆（2019年）が提出されたことからわかるように、たくさんの人々がゲノム編集食品に対して不安を持っています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はそ

の疑いのあるものは避けること」とあります。ゲノム編集食品の場合も、遺伝子組み換え食品と同様に予防原則で慎重に対応することが必要です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集」の食品表示を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。

○浅川委員長 この請願は、ゲノム編集食品は、加工品を含め、学校給食に使用しないよう、区に求めること、ゲノム編集食品の届出を義務付けること、種苗・作物・食品にゲノム編集食品の表示をすること、以上を国に求めるものです。

それでは、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 請願理由にもありますように、都内のスーパーマーケットではもう既にゲノム編集トマトが販売されています。ゲノム編集食品は、食品表示義務がないために、知らない間に買ってしまふ、食べてしまふ可能性があります。消費者基本法では、知る権利と選ぶ権利が明記されています。ゲノム編集食品においては、この2つの権利が失われている状態です。このことについて、区の認識を伺います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 消費者庁においては、現段階では食品表示基準の表記の対象外ということになっていることは、当然承知はしております。一方で、今後、流通実態とか諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、必要に応じて整理、方針の見直しを検討するというようなことも国のほうで申し上げているところでございますので、そちらのほうを今後とも注視していくという考えでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 消費者の権利という立場で、どのようにお考えでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 もしそれが権利侵害に当たるというようなことであれば、これは国としても改善をしていかなければならないということになるかと思いますが、現在、そういった具体的な権利侵害についての議論というようなところは、国においても、区においてもという

ころでは実施はされていないところがございますので、それについては、今の時点で、その権利についてということで答弁申し上げることはございません。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党から、請願第50号について、発言します。

日本では、ゲノム編集食品の流通が既に始まり、新たなゲノム編集食品の開発が国内外で進められています。しかしながら、ゲノム編集食品には多くの問題点があります。問題点については、繰り返し述べてきました。

EUでは、昨年、ゲノム編集食品の表示を義務化しました。

ゲノム編集食品の表示について、意見書は、多数の地方自治体からも提出されています。先ほど申し上げましたけれども、学校給食衛生管理基準には、有害なもの、またはその疑いがあるものは避けることとあります。そして、ゲノム編集食品を避けたい消費者のためにも、食品表示は必要と考えております。

このような理由から、日本共産党は、請願50号、1項、2項、3項を採択します。

○浅川委員長 維新文教さん。

○宮崎委員 ゲノム編集食品には、ゲノム編集食品であるという表示をする義務がない点に関しましては、ゲノム編集食品であるということが分からずに購入してしまう恐れが懸念されます。これは、消費者の選択する権利に逆行することからも、ゲノム編集食品が今後さらに一般的に販売されるようになる環境が整う前に、ゲノム編集食品とは一体どんなものかという周知をしっかりとっていくことは重要かと感じます。

ゲノム編集食品を学校給食で使用しないという点では、現時点でも区ではしっかり把握し、情報を追っていただいていると伺っております。

ゲノム編集食品の届出の義務や食品表示に関しても、こちら国で協議がされていく事項であることから、請願事項1から3は、不採択をお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 ゲノム編集食品については、様々な議論や可能性がある中で、その時々々の知見に伴って適切な判断を行っていくべきと考えております。

表示についても、様々な意見を踏まえて、国において議論がされていることと認識しております。

これらの理由から、現時点で学校給食に使用しないように規制をすることも現実的ではないというふうに考えておりますので、請願事項1から3項、不採択させていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 ゲノム編集食品は、皆さんもおっしゃっているように、国において様々議論もされているところでございます。活用によっては、有効的な部分もございますし、利用するに当たっては、事前に国や専門家の意見を確認するということでもございますので、1項から3項まで、不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 この請願も前回と同様の内容でございます。同じ答えになりますが、1項に関しては、使用に関して、事実確認ができません。また、教育委員会が使用に関しては、適切に判断するものと考えます。

食品表示には、様々な意見がある中で、国において、消費者の意向、表示制度の実行可能性、表示違反の食品の検証可能性、国際整合性などを十分に考慮することが重要としており、今後も国の動向、議論を注視すべきと考えます。

したがって、請願50号の請願事項1、2項、3項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、前回も申し上げましたが、知らない間に購入してしまう危険があるゲノム編集食品を全く使用しないという運用を、厳密に区に求めるのは困難ですので、第1項は不採択といたします。

一方では、トレーサビリティは、現在の食品流通の大きな課題ですし、ゲノム編集食品についても、知らない間に流通したり、使用したりしてしまう危険性を解消することが先決なので、届出と表示の義務化を国に求める第2項と第3項は、採択といたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第50号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項3、採択3、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第51号、区内の歴史的建物を生かしたまちづくりの更なる推進を求める請願。

請願文書表のデータ38ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第51号
- ・件 名 区内の歴史的建物を生かしたまちづくりの更なる推進を求める請願
- ・請 願 者
 本郷諸井邸を惜しむ会
 菅 谷 幸 子 外3名
- ・紹 介 議 員 依 田 翼 小 林 れい子
 浅 田 保 雄
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 文教委員会
- ・請 願 理 由

このたび本郷四丁目にある『諸井邸』の解体工事が1月27日から始まりました。『諸井邸』は、渋沢栄一の血縁であり、セメント王として名を遺した実業家である諸井恒平により建てられた歴史的建造物です。明治39年にその時代の建築技術の粋を集めて建てられ、明治中期の建築技法を残す貴重な和風建築であることから、『東京都の近代和風建築』（東京都教育庁編集、2009年）にも紹介されています。そして、文京ふるさと歴史館の隣に立地し、区立真砂中央図書館も目の前で、菊坂周辺の街歩きスポットにも近接していることから、史跡として活用するための立地的な利点にも恵まれています。

また『諸井邸』は個人所有の建物ではありますが、その長いファサードは100年以上の長きに渡り町の景観として多くの区民に愛され、親しまれてきました。『諸井邸』の保存を求める電子署名が1月12日から開始されておりますが、短期の署名活動にも関わらず、2月3日時点で1,700筆を超える賛同が集まっており、また、区広報課の『区民の声』にも保存を求める声が多数集まっていることを鑑みれば、『諸井邸』に心を寄せる区民の多さが伺えます。

文京区内には『諸井邸』以外にも多くの歴史的に価値のある建物が存在しますが、そのほとんどが個人所有であり、保存・管理に掛かる多大な手間と固定資産税や相続税などを含む費用の重圧から手放す方も多くあります。例えば駒込『名主屋敷』（1717年築、東京都史跡に指定）も所有者から区は管理を求められるなど、その保存と継承は危機的状況にあると危惧しております。

このような歴史的建物の危機的状況は全国的に顕在化しており、文化庁は「これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかり

でその継承に取り組んでいくことが重要」として平成30年に文化財保護法を改正しています。また、文京区の文化財保護条例においても「文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない」と定めております。

今回の事例を踏まえ、区内の歴史的建物に関する情報を区報等の活用により広く区民に共有することや、区内の歴史的建物について、住民と保存活用の経験者、学術的な研究者等を含め十分に調査を行い、まちづくりの観点も踏まえて文化財の保存及び活用が適切に行われることが、区にとって重要な課題です。さらに、区が行う歴史的建物の保護・活用に努める施策に、区民の興味関心を醸成すべく、区民が参加可能なボランティア等の育成も求められます。その上で、歴史的建物の保存・活用に際しては、協働・協治の観点から、PPP（プライベート・パブリック・パートナーシップ＝公民連携）の構築により、民間企業や大学、NPO等との協力体制を築く方策も必要です。

歴史的建物は、その保存により地域の歴史や文化を後世に継承することができ、また、観光資源として活用することで、地域の経済活性化にも寄与することが期待されます。さらに、地域住民が協力して歴史的建造物を保存・活用することで、地域のコミュニティ拠点や文化拠点としての役割も果たすことができ、シビック・プライドをもとにまちづくりの拠点ともなりうる財産です。

以上により、私たち地域住民も努力を惜しみませんので、以下内容のご検討をお願い致します。

・請 願 事 項

1 歴史的建物の取得、保護および活用に、区として今までより格段に、積極的に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

.....
○浅川委員長 この請願は、歴史的建物の取得・保護・活用について、これまでよりさらに積極的に取り組むことを、区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

市村委員。

○市村委員 請願第51号、請願事項の内容を見ますと、歴史的建物の取得、保護及び活用に、区として今までより格段に、積極的に取り組んでくださいという内容でございます。

今回の請願のきっかけともなった諸井邸の所有者さんとの取組状況、そして、その後の結果をお聞かせいただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 所有者の方とは、解体をするというお話をいただいた後、協議をいたしまして、建物等の記録保存と、それからふるさと歴史館のほうで、生活用具等の一部の寄贈を受けると、そういうようなことを御協力いただいております。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 今のお答えですと、一応、個人とはそれぞれ、個人のというか、何というかな、ふるさと歴史館にも何点か所有物を寄贈していただいたということで、区ができ得ること、そういうことはしっかりとやってきたんだなという、今、お答えだったと思います。ですので、所有者の意思が固いということも何となく想像ができますし、なかなかそれ以上のことを行政が踏み込むということも難しいんじゃないかなということが理解できました。

以上であります。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 御指摘のとおり、所有者の方は、解体するという意向を固めておりまして、個人の財産というところですので、なかなかそれ以上、区のほうでは申し入れるということは難しいという状況でございました。そうした状況も踏まえて、記録保存と、それから生活用具を一部、寄贈を受けると、そのような形になったというところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 諸井邸についてですけれども、昨日、私、見てまいりました。暮れに解体をするというお知らせが貼られたということで、見に行ったときには、建物としてきちっとあったものが、取壊しがかなり進んでいまして、もうほとんど残ってないという状況になった。本当に、無残なというか、変わり果てた姿になっているのを見て、とても残念に思いました。

請願理由にありますように、ふるさと歴史館の真隣というか、隣で、真砂図書館の向かい、その先は鑑坂ということで、史跡として活用していくための立地的利点にすごい恵まれた建物だったというふうに思いますし、その地域の特徴、それを印象づけている建物でもあったという点では、本当に残念だなと思います。

諸井邸以外にも、こうした、様々な御事情があつて、個々の民家がこういう形で、虫食いというか、虫食いの的に壊されていたり、建て替わったりしているわけですが、関口二丁目のところの関口台町小学校の近くにも、屋根が銅で吹いてあつて、木造の民家があつ

て、ちょっと気になるおうちだなと思って見ていたんですけども、残念ながらそこも最近取り壊されてしまって、更地になっているということでは、こういうところが文京区内にはあちこちにあるのかなというふうに思うんですけども、先日、我が会派の関川議員の質問で、東京都近代和風建築総合調査の調査書という、分厚い本があるんですけども、その中に、本郷の瀬川邸など66件の歴史的建造物が掲載され、現存しているのは何件ですかというふうにお聞きしたところ、諸井邸を除いた65件のうち53件が現存しているというお答えをいただいたんですけども、この53件というのは、いつのことですか。もう直近というか、この時期の数字なのかということをお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 この数字は、2週間ほど前、この質問をいただいたとき——2週間前だったかちょっとあれですけども、この質問を受けて、調査をしたというところ、質問、事前の話を受けて、調査をしたというところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。それで、この53件についてですけども、この請願理由の真ん中辺にあるんですが、区内の歴史的建物に関する情報を、区報等の活用により広く区民に共有することや、区内の歴史的建物について、住民と保存・活用の経験者、学術的な経験者を含めて、十分に調査を行い、まちづくりの観点も踏まえて、文化財の保存及び活用が適切に行われること。そのことが重要な課題だというふうに書いてあるんですけども、この現存している53件については、区はどのように対応しているのでしょうか。この請願者がおっしゃっているような形で、広くやっぱり区民の皆さんに知っていただくということが大事だというふうに思うんですけども、その辺はどういう対応をしているのでしょうか——しているというか、しようというあれがあるのかどうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 まず、この53件のうちの大部分のものは、国の文化財だったり都の文化財だったり、あるいは区の文化財だったりということで、何らかの文化財の指定、あるいは登録というのがされているというところでございます。そういったところで、それらの制度の中で適切に保護はされていくというところがまずございます。

その指定登録された文化財につきましては、例えば教育広報誌の「きあら」で紹介をしたりですとか、当然、区のホームページにその一覧を掲載したり、あるいは「文教の文化財」という冊子がありますけれども、そちらで写真入りで紹介をしたりと、そういうような取組

を行っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 文化財として、実際にお住まいされているお宅もあるということですよね。ちょっと個人情報というか、お住まいされていると、なかなか一般の方に「どうぞ」というわけにはいかないと思うんですけれども、その辺の対応はどういうふうにしているんですか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 そのあたりは個別に所有者の方と御相談をさせていただいて、御了解の得られたところについて、紹介をしているというところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 こういう歴史的遺産の活用とか再生、そういうのを目指す方々の書いているのを読みますと、そういうおうちのほとんどが、登録文化財とか景観指定建物とかなどの、公的に特別な扱いにする対象になるとか、しようとかといったときに、なかなか時間がかかったり、今の行政のやり方では、ほとんど期待ができない、そういうことをおっしゃっていて、一方で、これらについて、活用だとか再生についても、この方々が提言をしているんですけれども、請願でおっしゃっているように、保存活用の経験者とか学術的な研究者、そういう方々と連携を取って、建物をやはり残せる方向でやっていく、そういったことも区としてはやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことを今やっているのか、年にそういう形でやっているのか、その辺はどうなんですか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 文京区の文化財保護審議会というものがございますけれども、例えば区で何か指定をするとかいうときには、必ずその審議会に諮るというところはございます。

また、いろんな登録有形文化財とか、そういったようなところの際にも、必要に応じて、いろいろ情報提供を審議会にして、意見をいただきながら行うというところもございます。

あとは、文化財調査員という者がおりまして、そちらのほうが専門的な知識を有しているので、その調査員のほうで調査なりをしっかりとって、様々情報収集をして、区の文化財保護行政というものは行っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 文化財保護審議会の議論を読ませていただいているときに、こういった文京区内にある、諸井邸も含めてですけれども、こうしたお住まいもされていて、文化財的なというか、そういう建物についてどうするかみたいな、そういう議論ってなかなか、文化財保護審

議会の中で行われていないように思えるんですね。審議会の議論は、区側から——区側からというか、こういう提案があった、そのテーマで議論されているようで、なので、議論していただけるように、今度の請願に出ているような形で、文京区内に現存する木造のというか、歴史的な建物といえるような、そういうところについても、文化財保護審議会で議論していただけるように、区側からもやっぱり働きかけをしてほしいなというふうに思うんですけれども、その辺、ぜひお願いをしたいです。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 やはり個人の住宅は個人の財産ですので、それをなかなか、個人の御意向と無関係に、例えば文化財保護審議会のほうにこちらで上げて、いろいろ御意見をいただくというのは、なかなか難しいかなと。やはり個人の財産というのは、当然、誰にも邪魔されたくないという思いも持っている方もいらっしゃいますし、そのあたりは非常に慎重な対応が必要であるというふうに認識しております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

では、沢田副委員長。

○沢田副委員長 諸井邸住宅については、先日の本会議で浅田議員も一般質問しました。教育長からは、東京都の調査報告書に記されていたので、歴史的価値を認めて、所有者と協議し対応したという答弁だったんですね。これ具体的には、区は、いつ、どうやって、これを知って、所有者と協議をしたんでしょうか。そして、どういう検討をした結果、今回の対応をすることに決まったのか、対応の経緯を伺います。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今回、この解体をするというお話をいただいたのは、大体1年ぐらい前の話でございます。先ほどと御答弁が重なりますけれども、その時点で所有者の意向というのは決まっておりましたので、我々としては、記録保存、それと生活用具の一部の寄贈を受けると、そういったようなところで協議をさせていただいたところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 1年前に知って、その時点ではもう遅かったというようなお話なんですが、先ほど同じ教育総務課長の御答弁の中に、質問での御答弁の中に、区や都の文化財の指定登録を受けて、適切に保存・活用しているという話があったんですが、ただ、実態を、私の伺う範囲では、文化財の指定登録を受けても、所有者の負担が大きいと。特に個人の場合は、固定資産税や相続税の負担が大きいと、租税特別措置法の免税措置を受けられる団体でな

いと難しいんじゃないかと、保存・活用はですね。そういう声も伺うんですが、実際に文京区がそうした取得や保護、そして活用に取り組んだり、協力した例は過去にあったんでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 例えば旧伊勢谷質店、こちらにつきましては、跡見学園が取得をするところを、区が一部費用を出したと。それで、結果的に保存につながっていると。そういうような過去の実績がございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 1件はあるということで。私の知る範囲では、旧安田邸ですね、これも区の関わりが幾らかあったという話で、何件かあるんじゃないかなと、過去には思うんですね。

逆に、区内で今後、これから同様の保護・活用を検討しているような事例はあるんでしょうか。もしくは、現状でその情報を得ていて、課題として認識している事例などでも構いませんので、伺います。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 そういった所有者の方から今後の保存等について相談を受けている事例はございます。ただ、それを現時点で区が何か活用すると、そういうようなところの方向のものというものは現時点ではございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 事例としてはあるということなんですよ。それって、いつ頃御存じになったんでしょうか。具体的に何件あるか分からないとあれですかね。私、伺っている範囲では、駒込の名主屋敷というところがちょっとお話を伺ったことがあるんですね。区は多分把握されていると思うんですけど、これいつ御存じになったんでしょうか。これまでの対応の経緯などもあれば伺いたいんですが。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 こちらもあくまで個人の財産ということで、個人情報に関わることで、詳細につきましては答弁は差し控えさせていただきます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。個人情報ということですので、これ以上は突っ込んで伺えないんですが、先ほど申し上げたとおり、例えばですけど、解体の方向が決まって、1年前にお話を聞いてからでは、保護・活用は厳しいということになるんじゃないかなと。逆に、そ

れを区から求めても、所有者の方を苦しめてしまうことになりますよね。ですので、価値のある建物、先ほどの東京都の報告書などに記載されているような建物は、早期に所有者と意見交換をして、取得や活用に向けた検討をすることが大切なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 何かそういった機会があれば、例えば所有者の方から相談があったりした場合につきましては、しっかりと受け止めて、文化財の保護のいろいろな制度を紹介したり、様々支援はするということでは行っております。ただ、通常の個人住宅を、こちらから出かけていって、例えばこれ保存してくださいとか、そういったようなことというのは、やはり個人の財産なので、なかなか難しいかなというふうに思っております。

○浅川委員長 沢田副委員長、そろそろまとめて……。

○沢田副委員長 はい、まとめます。

保存してくださいというのは、確かに私も言い過ぎだと思う。そうじゃなくて、もう53件って具体的に数字が出ていて、把握をされているわけですから、制度を紹介するくらいいいんじゃないですか。こういう制度もあるんですよ、もしそういう御希望があったら、いつでも区に御相談くださいという、アウトリーチが本来は必要なんじゃないかなと思っております。これはなぜかという、基本構想にありますよね、歴史と文化と緑に育まれたまちなわけですよ、文京区は。そのぐらいの積極性は必要なんじゃないかなと思う。取組を期待しているという部分で。あとは、態度表明は述べます。

○浅川委員長 それでは、請願受理第51号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 課長答弁にもありましたけれども、これからも今まで同様に、所有者とは丁寧な対応をした上で、区としても、制度にのっとった文化財保護に努めていただきたいと思っております。

以上の意見を付して、請願51号の請願は自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 歴史的建造物の保護につきましては、文化財保護法や、また文化財保護条例に基づいて、文京区として対応しているというふうに認識しております。

また、先ほど質疑でもありましたけれども、これまで歴史的建造物を保存するための仲介というか、そうしたことも事例もございました。

確かに歴史文化の継承は大切なことだと思いますけれども、今回の請願事項に歴史的建造物の取得とありますけれども、所有者の意向もありますし、慎重な判断が必要だというふうに思っております。それを区として、今までより格段に積極的に取り組んでというのは、いかなものかとも思います。

よって、請願第51号は、不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 諸井邸の件については、1年ほど前に区に相談があった際に、既に取り壊すことを所有者さんがお決めになっていたということで、歴史的価値の高いものとして、区として、記録保存に至ったこと、また所有品をふるさと歴史館に寄贈いただいたという今回の一連の対応については、文化財保護条例の下で、所有者さんの所有権や財産権を尊重した上で、区としては、この状況下においては、文化財の保護にしっかり努めていただいた結果と、私は受け止めておりますが、やっぱり地域住民の皆さんの中には、非常にこの建物や風景に愛着を持っておられる方も大勢いらっしゃるって、やはりそういった方たちがたくさんいらっしゃる中で、突然取壊しの案内がされたということで、もっと自分たちが早く知っていれば、自分たちにも何かできたのではないかなというような、悔やまれる声を聞いております。

不動産がどんどん高騰していく中で、都心の文京区では、特に高値での買い取りを民間の事業者から提案されたりすることも容易に想像できるんですけども、今のような状況下で、区が文化財の取得や保護について、現状のままの姿勢でいては、文化財はこの後どんどんなくなっていってしまうのではないかなと危惧をしております。

もちろん、所有者さんの所有権、財産件というものは、尊重することは大前提でありますけれども、残したいけれども、現実的に難しくて解体するしかないというような、手後れになってしまう前に、手だてがあればなと思っております。

先ほど質疑にもありましたが、旧伊勢谷質店や旧安田邸などは、産官学民といった、区と所有者以外の方々が共同していただくことによって、保存が可能になりました。そのような文化財を守っていくためのこのような産官学民の共同などについても、様々な方面の方のお知恵を借りながら、所有者さんと一緒に可能性を検討していくというような、積極的な姿勢が必要だと思いますし、それからそれを可能とするような、所有者さんへの働きかけや、区民との情報共有なども、ぜひ今後取り組んでいただきたいなというふうに考えておりますので、請願事項1を採択させていただきます。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 歴史的建造物に関しましては、所有者の意思の尊重等もありますので、いろいろと難しい点もあるかと思います。区においては、文化財に指定する場合も、文化財保護審議会に諮問をしていること。登録有形文化財に指定する場合も、区での調査を行っている点。あと、公民連携に関しましては、過去に、本郷にある樋口一葉も通っていたという、ゆかりの伊勢谷質店において、跡見学園と連携した事例なども既にあるとのこと。

以上のことから、区では、歴史的建造物の取得・保護及び活用の点でも、区としては今までも前向きにしっかりと取り組んでいたと認識しております。また、さらに積極的に取り組んでいくとしても、歴史的建築物の取得・保護に関しても、無料というわけにもいかない点から、その予算の限度・確保にも困難な点が懸念されますし、取得した後の活用に関しても、それなりの採算等も考えていかなければならない点などもあることから、問題が生じてくるおそれも懸念されます。

以上の点からも、この請願に関しましては、不採択といたしますが、このような歴史的建造物などに関しては、お金には換えられない価値があるという面もあると私自身は考えておりますので、区には今後も文京区の歴史を尊重していただき、多くの区民がその歴史と触れ合える機会の創出、情報提供などを引き続き進めていただきたいと思います。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 1993年に旧小石川消防署の望楼がなくなりました。96年には、サトウハチロー記念館が解体をされて、岩手県北上市へ持っていかれてしまったという、私たち区民にとっては苦い経験だというふうに思います。そこから、安田邸の保存運動、そうしたところへと運動が発展していったというふうに聞いております。

先ほどから課長さんの答弁の中では、個人の財産なので、相談があればお話をしていきたいと思いますということなので、個人の財産というのはよく分かりますけれども、やっぱりまちの人にとっても貴重なそれは宝だというふうに思いますよ。なので、区側からも積極的にというか、個々のお宅によって状況が違ふと思うので、そこは1軒1軒、そうした丁寧な対応が必要だというふうに思います。

そういったことに関しても、先ほど安田邸の保存運動の話がありましたけれども、こうした地域の皆さん、歴史的建造物を保存していきたい、活用していきたいという、そういう方々の力というのを、そうした力を、区が協力をして進めていくということが、これからの文京区の在り方としては、そういうことをやるべきだというふうに思います。

なので、請願事項については、区として、今までより格段に、積極的に取り組んでいただ

きたいということですから、この請願、採択をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど述べたとおりですが、積極的な取組というのは、保存してほしいという要望ではなくて、こんな保存活用の方法もありますよという、所有者への声かけからでいいと思うんですね。ぜひ、歴史と文化と緑のまちづくりに向けて、さらに積極的な取組を期待して、採択いたします。

○浅川委員長 それでは、請願受理第51号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択4、不採択4、同数となりましたので、委員会条例第14条1項の規定により、委員長が本案に関する可否を決定いたします。

本案は、委員長により、不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第52号、「竹早公園・小石川図書館一体整備」で、改めて子どもの意見をしっかり聞くアンケートや子ども向けのワークショップ開催を求める請願。

請願文書表のデータ40ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第52号
 - ・件 名 「竹早公園・小石川図書館一体整備」で、改めて子どもの意見をしっかり聞くアンケートや子ども向けのワークショップ開催を求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹 介 議 員 依 田 翼 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 文教委員会
 - ・請 願 理 由

竹早公園は友達とよく遊ぶし、小石川図書館は本を探して借りたり、友達と勉強したりしている場所で、とても身近な存在です。

去年の春くらいに、「中間のまとめ」というのが出て、またパネル展示会などに出かけて、一体整備のことが少しわかりました。ところが、通っていた小学校で以前参加したアンケートが、この計画づくりのためのものだったと知り、驚きました。また、アンケート結果が区から学校側に伝えられていたことになっていると聞いて、もっと驚きました。

確かにアンケートは、「区からアンケートが来ましたので、思ったことを書いてね」と言われ、紙を出しました。私はボール遊びをしたいという意味のことを書きました。というの

は、ボール遊びをするには、囲みに囲われた小さな場所に入るしかないからです。そこは壁打ちテニスなどで大人に使われていることが多く、子どもはなかなか使えません。私の周りでも、ボール遊びのことを書いた人が多かったです。

そして、うちの人に聞いたところでは、アンケートの結果について、区から学校に伝えたと説明されているそうです。でも、私もそうだし、友達もそうですが、その結果について教えられた記憶はありません。もしかしたら、学校のどこかに、レポートの冊子が来たりしていたのかもしれませんが、「皆さんのアンケートの結果が区から届きましたから、関心のある人は、図書室などで資料を見てくださいね」といった話を先生から言われた記憶もありません。少なくとも子どもたちは結果を知らされないままです。

本当は、こういうアンケートをするのはどうしてなのかという、お話の出発点、前提を説明してほしかったと思います。たとえば、「一体的に整備しようとしているので、いまの図書館や遊べる場所、テニスコートを全体的にどうしてほしいか、教えてください」と聞いてほしかったし、また、何をやりたいかではなく、どんな設備がいいと思っているかとか、子どもの参加の仕方をどうしてほしいと思っているか、を聞いてほしかったと思います。私の周りの友達ほとんど、テニスコートが広すぎて子どもの遊ぶ場所、ボール遊びのできる場所がないと思っているので、もし、こういう聞き方をしてくれたら、面積の割合を変えてほしいといった意見がいっぱい出たはずです。なので、全体的に不親切なアンケートだし、大人の人にはそんなつもりはないかもしれませんが、少しだまされた感じです。

それでも、今年度、私は学校の都合で参加できませんでしたが、区民の意見を聞く場としてワークショップが開かれたし、今年もワークショップがあると聞いています。そこで、近くの学校や保育園・幼稚園などに通う子どもたちの意見を、今度はもっとわかりやすく説明をしたうえで、「今の状況をどうしてほしいか」「どういう施設がいいと思うか」など、ちゃんとしたアンケートをとって、その内容をまとめてほしいです。また、その中で実現できるもの、難しいものなど、方針についても説明してほしいです。その説明に対するアンケートもまたとってほしいです。

また、子どもの希望者が参加できるイベントを開いたり、各学校に区の担当の人が出かけて出張授業をしたりして、もっとこのことを知らせてほしいです。たぶん、まだ知らない子どもが多いからです。

また、子どもは大人たちと違って、離れたところにある公園や運動施設、図書館に行くのは難しいです。公園の近くにある学校の在校生だけではなく、学校は遠いけど近くに住んで

いる子もいるはずなので、そういう子どもたちにも意見を聞いてほしいです。

私たちは選挙の投票はできませんし、大人たちと違って、何百人も参加する署名を集めたりするのは難しいです。でも、たとえば、私が友達何人かと話すと、同じような考えだったし、窪町小学校だけでも千人くらいいる子どもの多くも、自分たちの声を反映してほしいと思っているはずです。

こども基本法や、区がいま検討している条例の議論でも、子どもに関係する政策について、子どもの意見を十分取り入れることが求められていると思います。ぜひ子どもの声をきちんと聞いて、それを取り入れてください。

・請 願 事 項

- 1 周辺の学校の在校生や住んでいる子どもたちを対象に、改めて、よりしっかりとしたアンケートをすることが必要です。その内容をきちんとまとめて広く知らせ、また、その内容についての考え方などについても整理して伝え、それに対する意見をまた募集するといった積み重ねも必要です。そうした努力をするよう、議会から区に働きかけてください。
- 2 子どもたちが議論に参加できる子ども向けのワークショップなどの機会を検討するよう、議会から区に働きかけてください。

.....
○浅川委員長 この請願は、整備予定地域周辺の学校生徒や子どもに対し、改めてしっかりとアンケートを行うこと。その内容を整理し、広く周知した上で、再度、意見を募集するといった努力をすること。

また、子どもが議論に参加できる、子ども向けワークショップなどの機会を検討すること。
以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 この請願理由に書いてあるんですけども、請願者は、アンケートするのはどうか、話の出発点、前提を説明してほしかったと言っています。区からのアンケートの実施時期、方法、内容について、お答えください。

また、アンケートの結果について、請願者は、結果を教えられた記憶がないと言っています。子どもたちにアンケート結果をどのように知らせたのでしょうか、お答えください。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 昨年度実施しましたアンケートについての御質問になりますが、昨

年度、アンケート、令和5年5月26日から6月8日まで、それぞれ近隣の小学校、中学校に対して行っております。で、そちらのアンケートの結果につきましては、同年7月19日に各校のほうに配布をさせていただいたところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。請願者には、やはりアンケートをなぜするのか、出発点、前提が分からないままやったという疑問が残っています。請願者、書いた方は、そう言っていますけど、氷山の一角とも言えるかもしれません。やはり子どもの視点から、より分かりやすい説明をする責任が行政にあると思います。このような声があるので、区は努力する余地があると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 昨年度行いましたアンケートの内容といたしましては、設問といたしまして、新しい公園でどんな遊びをしたいか、新しい図書館をどんな使い方をしたいか、そういったものを聞くような形となっております。

今回、請願者のほうにありますような、一体的整備の是非や公園、図書館、テニスコートの配分の是非、そういったものを問うものではなく、あくまでも公園の使い方、図書館の使い方を聞きまして、それを今後の中間のまとめに反映させていくというところで行ったものでございます。

意見にありますとおり、その内容について、十分しっかり伝わってなかったというところは、我々も反省をいたしまして、今後、行う際におきましては、学校で配布されているタブレット等々を活用しながら、情報量を増やしながら、実施してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 請願者は、改めてアンケートすることが必要と言っています。先ほど課長さんの答弁で、今後行う際にはとおっしゃられたんですけど、今後行う予定、計画はあるのでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今後の実施についてのお話になりますが、今回、区民ミーティングということで、2回開催をさせていただきましたところでございます。その中におきまして、特に第2回におきましては、参加者同士の意見の対立が生じてしまったというところがございます。その理由といたしまして、中間のまとめに対して、区が整理した考え方について、さらに根拠を求めるものがあつたりだとか、区の考え方がしっかり伝わってなくて、その状

況で議論が進んでいる、そういったものがございます。

この状況下におきまして、子どもも含めて、改めてアンケートを実施することや、意見募集を行うことにおきましては、合意形成につながるものではなくて、さらにその誤解を前提とした議論が広がる、そういった混乱になりかねないと考えております。まずは、区といたしましては、これら誤解を解消するような形だとか、根拠を整理するようなところをしっかりと行いまして、その上で皆さん合意できるような形で、方向性を考えていきたいと思っております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

ほかにありますか。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 この請願なんですけど、竹早公園や小石川図書館を実際に利用している子どもからの請願ですね。こういうケースは珍しいんじゃないかと思うんですが、先月1月に、京都府宇治市の市議会で、中学生が校則や学校ルールの見直しについての請願を提出して、その議論をされたんですね。詳細はここではお話ししませんが、子どもの権利条例を制定する自治体も増えてきている中で、子どもが地方自治体に対して意見を表明したり、意思決定に参加したりする機会は増えていると認識しているんですが、区のお考えはいかがでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利条例の制定等を前提とした、子どもの意見のどのようなになっているかということでございます。

子ども権利条例につきましては、一つの調べでは、70近くの自治体が設置をしております。そういったところの中では、当然、条例の一番の肝の部分の一つとして、子どもの意見の尊重というところ、それから意見の表明というところ出てございます。そういったものを前提に、大人も子どもも含めて、子どもの意見をしっかりと出していただいて、それをどう捉えていくかという議論が進んでいるものだと思います。

本区におきましても、今回、条例を制定しておりますので、そういった流れの中で、子どもの意見をより尊重していけるような取組を進めていくところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 詳しく御答弁ありがとうございます。今のお話だと、子どもの意見表明とか意思決定の参加というのは、区としては、応援したいんだということでよろしいでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 条例の中でも、子どもの意見表明、参加等につきましては、しっかりと書き込むところでございます。

また、子どもの権利というものの大きな考え方の中でも、大本にあります子どもの意見条約の中でも、4つの原則という中でも一つ、子どもの意見の尊重というものを上げていただきますので、当然、そういったものは基本原則としているところでございます。

ただ、実際にどのように進めていくかにつきましては、個別の事業等におきまして、子どもの意見の表明や参加の仕方について、各所管でそれぞれの分野での内容とか子どもが関わる度合いとかを踏まえまして、それらのところで適切な対応を行っていくことになるかと理解しております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 まさに、私もそのとおりだと思うんですけど、今回の請願は、子どもの意見表明や意思決定の参加を応援してほしいという内容なんですよね。こちら、区の所管である図書館長の見解はいかがでしょうか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 子どもの意見の取り入れにつきましては、第2回ミーティングにおきましても、論点の一つということで掲げております。我々としたしましても、子どもの意見の取り入れや、多様な意見の取り入れというところ重要な視点だと思っておりますので、そういったところ、どういうやり方かというところは、今後、検討してまいりたいと思っております。ただ、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現段階におきましては、区の考え方がしっかり伝わっておらず、かなり誤解が広がっているという状況もございます。そういった状況下におきまして、アンケート等を実施することにおきましては、その誤解が広がった上での議論となってしまうかねませんので、現時点におきましては、それをする段階ではないと、そういった考えでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今後、区として、応援していきたいという意思の御表明と受け止めました。議会としての話は態度表明で述べます。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党から、請願第52号について、発言します。

子どもの権利条約など、子どもの意見を取り入れることが求められています。文京区でも、子どもの権利に関する条例を作成中で、子どもの意見を重要視しています。

請願理由にありますように、子どもたちにアンケートの趣旨を説明し、理解してもらうことが必要です。理解のないままでのアンケートは無意味です。そして、アンケート結果から、またこの結果による意見、そういうものもあると思います。そういうそのことの積み重ねも必要だと思っております。

竹早公園や小石川図書館の整備は、今、議論の真っ最中です。ただ、今からでも子どものアンケート向けを適切な時期に——適切な時期でいいと思います。適切な時期にやり直しをするべきだと思っております。

また、子どもが議論に参加できるワークショップも行うべきです。

請願は、議会から区に働きかけてくださいということなので、当然そのように進めていくものと思います。

このような理由により、日本共産党は、請願52号、1項、2項を採択します。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 こちら小石川図書館及び竹早公園の再整備につきましては、区主催によるワークショップを含む一体的整備基本計画に沿って、子どもたちも含め、区民の声をしっかり反映させて進められるべきと考えております。その区主催のワークショップでもある、みんなで考える区民ミーティングでも、それぞれの立場からいろいろな意見が出ていると聞いており、区としても、整理する必要がある時期かと考えます。

最終的には、それぞれの立場、意見の、区民の方々同士でもお互いの合意点を目指していくのが理想ではないかとも考えますが、現状は区民の方々の様々な意見の整理に着手する時期だと思いますし、もう一度アンケートをするかどうか等に関しては、それを整理した上での段階の話でもあるかと思しますので、不採択といたします。

2に関しても、子どもたちの意見にしっかり耳に傾けることは、もちろん重要なことだと考えますが、現段階で、あまりにもそれぞれの立場から様々な意見が出ている中で、それを整理することを優先していくことが大事かと考えられますので、こちらも不採択でお願いいたします。

今後60年使う施設ということからも、区民の意見、話合いで、多くの子どもたち居場所も確保できる公園にしていけるように、今後も区民の方々の意見、話合いを深めて、次の世代にしっかりと受け継がれる公園ができるよう、進めていただきたいと思います。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 子どもの権利に関する条例について、今日の報告事項にもありますけれども、子どもの意見表明権については、当然、尊重されるべきもので、子どもが意見表明をするプロセスで、しっかりと必要な情報が与えられて、自分の頭でじっくり考えられるということも併せて、大人たちが大切にしていかなければいけない責務だと思っております。

請願者の方にとっては、そのための説明が不足していたということで、今後も様々なアンケートを学校を通じて子どもに依頼することがあると思いますが、まずは先生にもアンケートの趣旨をしっかりと理解していただいて、十分な説明をしていただけるような工夫をしていただきたいと思います。

また、アンケートは、答えた子どもにしっかりと届くようにフィードバックすることも、併せてお願いしたいと思えます。これは要望させていただきます。

一方で、お子さんからの請願ということで、大人でさえも、今、受け取る情報に様々なバイアスがかかっている可能性があるような情報社会の中で、請願理由のこういった書きぶりを拝見すると、これは場合によっては、区民同士の対立に子どもも加担させてしまうようなことになるのではないかと。まだお子さんであるからこそ、大人の責任として、慎重な目でこの請願を見ていかなければいけないと思う部分もありました。

これまで2回、区民向けのワークショップが開かれましたが、子どもの参加者数を伺ったところ、1回目は9人だったのが、2回目は2人というふうに、2回目に参加者が減っているようでした。1回目のワークショップに参加した子どもから、大人が不規則な発言をしていて、あまり意見を言えなかったというような感想があったことも聞いておりますし、2回目のワークショップでは、対立してしまっている参加者の意見に対して、怒号が飛び交うような荒れたワークショップになってしまったとふうに聞いております。

私は、竹早の件に関しては、今、区民同士でそのような強い対立関係ができてしまっているということが一番悲しくて、どちらかが正しい、どちらが間違っているというようなことではなくて、皆さん、区民の方ですし、区民の意見をみんなで聞き合って、みんなで住んでいるまちなので、お互いに落としどころを、歩み寄りながら考えていけたらいいのになと思っております。

仮に、今、区が開いている形のワークショップに子どもが参加しにくくて、それによって子ども限定のワークショップが求められるような状況なのであれば、まずは初めの段階としては、大人がその責任を自覚して、子どもも気持ちよく参加できて、意見表明できるワーク

ショップにすることを望んでおります。

以上のような理由から、この請願の趣旨には沿うことは難しいので、請願事項1項、2項、不採択とさせていただきます。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 竹早公園、小石川図書館の一体的整備につきましては、これまで区民によるワークショップが2回開かれまして、公園利用者、図書館利用者、またテニスコートの利用者や近隣住民の方などから様々な意見、要望が寄せられました。私も2回とも傍聴させていただきましたが、今後の進め方も含め、今、一定の整理が必要かと思われます。子どもの意見を尊重することは当然でありますけれども、請願事項にあるような、今、改めてアンケートをしたり、子ども向けのワークショップをすることは、時期的にもいかがなものかと思いますので、請願52号は不採択でお願いいたします。

○浅川委員長 1項、2項ともですね。

○岡崎委員 1項、2項ともです。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 竹早公園、小石川図書館の一体的整備で大切な視点は、図書館、公園、テニスコート、3つの施設がどちらかに偏ることなく、共存できることだと考えます。また、子ども向けのワークショップを開催することで、子どもたちの対立を生んでしまうようなことが危惧されます。これはあってはならないことと考えます。

したがって、請願事項1項、2項とも、自民党、不採択といたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど述べたとおり、子どもの意見表明や意思決定への参加は、会派としても積極的に応援したいと思います。一方で、会派内には、今からアンケートをやり直したり、新たなワークショップを検討したりすると、計画が長引くという反対意見もありました。会派内で議論した結果、小石川図書館のバリアフリー化、こちらは喫緊の課題であって、早期整備が最優先であるとの意見が多数でしたので、1項、2項とも、不採択といたします。

あわせて、会派内の少数意見は留保しておきます。

再アンケートやワークショップの必要性の判断は、その主体である子どもたちがすべきである。子どもの権利の観点からも、子どもの意見表明や意思決定への参加の権利を保障することは、区が取り組むべき重要な課題であるとの意見もありました。付け加えます。

○浅川委員長 それでは、請願受理第52号の審査結果について、申し上げます。

請願事項1、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択2、不採択6、よって不採択すべきものと決定をいたします。

○浅川委員長 それでは、理事者報告に入ります。

課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。

まずは、子ども家庭部子育て支援課より1件。

報告事項1「（仮称）こどもの権利に関する条例（素案）等について」の御説明をお願いいたします。

富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 それでは、（仮称）こどもの権利に関する条例（素案）について、御説明申し上げます。

（仮称）こどもの権利に関する条例（素案）につきましては、子ども・子育て会議などを通じて検討を進めてきておりまして、WEBアンケートの御意見等を踏まえて、9月にお示しした骨子を一部修正しております。

早速、3ページ以降が条例素案となっております。主な修正箇所としては、4ページを御覧ください。

4ページの4番で、こどもの権利の種類について、これまで16項目挙げておりましたが、4番、家族や大切な人と一緒に過ごすことを追加しました。

6ページを御覧ください。

13の安心して相談できる環境づくりにつきまして、こちらの説明文の2行目、「安心して相談できる」の前に、「ためらわず気軽に」を追加しました。

7ページを御覧ください。

条例の具体的な推進体制として、マル1、推進に向けた計画、マル2、推進施策の確認・検証、マル3、こどもの権利擁護の取組、マル4、こどもの意見を聞き取る取組の4つについて、方針を定めています。

個々の取組につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

次に、WEBアンケートの調査結果の概要につきましてですが、こちらは8ページを御覧ください。

8ページ、(3)のところに、アンケートは昨年の10月、11月に実施いたしました。

(4)のとおり、5区分に分けて集計し、回収数は合計で8,712件となりました。

9ページを御覧ください。

「こどもの権利」の認知度は、小4以降の区分で、7割から8割になっております。「内容まで知っている」は、それぞれ4分の1程度でございました。

この後、25ページまで、調査結果の概要が続きます。

次に、意見聴取と啓発活動についてですが、1ページにお戻りください。

1ページの3、「こどもの権利に関する意見聴取及び啓発について」にあるとおり、様々なところで啓発や個別ヒアリングを実施いたしました。個別の実績報告につきましては、先ほど資料26ページから最後の48ページまででございます。

2ページを御覧ください。

5の今後のスケジュールのところですが、令和8年4月の条例施行に向けまして、令和7年度も引き続き準備を進めてまいります。

説明は以上となります。

○浅川委員長 それでは、まず、関連して9月20日に既に皆さん質疑をしておりますので、重ならないように一つお願いして、御質問のある方は挙手をお願いしたいと存じます。

宮野委員。

○宮野委員 この間、様々な工夫を凝らして、子どもの意見聴取などを行ってくださって、ありがとうございます。

資料に、アンケートの自由意見も記載されておりますが、一つずつ読んでいくと、中には胸が痛くなるような、子どもの心の叫びのようなものもありましたし、一方で、保護者の方も御自身の子育てを振り返って自省したり、思慮されたりしていて、子どもの権利条約の策定というものをきっかけに、区内の皆さんの気づきの機会となるような取組を行ってくださっているなというふうに感じております。

今回、素案について、前回の報告から追加された部分が2か所あると思います。1つ目が、4ページのこどもの権利のところ、4番の家族や大切な人と一緒に過ごすことという部分なんですけれども、子どもからのアンケートの回答を基に、これは追加されたということで、子ども目線で考えると非常に大切な視点で、回答してくれた子どもがどんな気持ちでこれを書いたんだろうかと想像すると、胸が痛くなるんですけれども、子どもの希望に反して、残念ながらこれがかなわないというケースは、大なり小なり存在するのかなと思います。

例えば身近な例を挙げますと、保育園の預かっていただける時間の延長を希望する声もあ

るけれども、逆に、早くお迎えに行つてあげられるような、働きやすい環境整備を後押しするために、延長はしないほうがいいのではないかと、今後の計画を立てる上でも大切な判断軸になってくると思います。

それから、もっと大きなところでいうと、子どもの権利条約においては、第9条のところで、親と引き離されない権利というのが入っていて、こういったことは児童虐待や親の婚姻関係、共同親権や面会交流などの領域までにも入ってくるのではないかなと思っております。大人としては、非常に解釈の幅が広いところかなと思うんですが、今回、あえて、「家族や大切な人と一緒に過ごすこと」という文言をどのような思いで追加されたのか。これをどのように解釈をして、具体的にどのような行動に移していくべきだというふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 資料でいくと、4ページの4番、こどもの権利、マル4番の「家族や大切な人と一緒に過ごす」ところを追加となりました。WEBアンケートでは、16個のこどもの権利について、どういうこどもの権利を持っていますかと聞いた中で、そのほかありますかというところの中で、寄せられた意見がございました。その中で、家族と一緒にいられるとか、家族とみんなで過ごすというというのは、権利ではないかというようなことがありました。なので、今回、加えております。

この表現、私の調べた範囲ですが、先行区でもこういった表現は少ないのかなという認識はしているところでございます。家族の関係、それぞれ、様々かなと思うところではございます。

一つ考えているところは、こどもの権利のように、この項目を挙げることの意味合いなんですが、こちらは、子どもが自分の考えとか思いを権利として認識して、主張できること。諦めずに声を上げられることと考えてございます。

こどもの権利を守る義務は、大人にあると言われております。こどもの権利を具体的にどのように達成されるかは、まさにおっしゃられるとおり、個々の家庭の状況なども踏まえた上で、子どもの最善の利益を考えていく中で選ばれていくものでございます。ですので、子どもの思いが必ずしも100%達成できないことも、実際としてはあり得るのかなというところでございます。

ただ、17は、大切な考え方、例えば今回ですと、この家族と一緒に過ごすというところですが、これはこどもの権利として条例にしっかりと掲げまして、子どもや大人の大切さとか

そういったものに気づきまして、よりよい環境とか関係性を考えて、生み出していくきっかけにしていくことが大切なのかなと認識しているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。詳しく答弁いただいてありがとうございます。状況は様々、それぞれの個々の状況だと思いますけれども、そういったいろんな状況が考えられる中で、やはり子ども自身がそれを自分の権利だとちゃんと認識をして、それを主張することができるということは、非常に大切だと思いますので、ぜひ、今後、そのあたりの考え方を大人の方にも広く理解していただけるように、分かりやすいような発信をしていただくようお願いしたいと思います。

2つ目の、6ページの13番、安心して相談できる環境づくりのところで、「ためらわず気軽に」という部分です。もともと、ここには、安心してという言葉がまずあって、それに「ためらわず」という言葉と「気軽に」という、この2つの言葉がさらに加えられたことで、私としては、区の強い意気込みを感じるんですけれども、では具体的にどのようなことを考えているのかなというところで見ていくと、7ページの3番のところに、子どもの権利擁護委員を設置して、どんなことでも安心して相談できる相談窓口を設置するということが上げられております。これをどのようにして、「ためらわず」、「気軽に」という相談できる場としていくおつもりなのかというのを伺いたいのと、ほかの施設などに今後、この条例の考え方が計画に反映されていくと思いますけれども、具体的にどのような相談体制を取れば、この「ためらわず」に「気軽に」ということが実現できるというふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 6ページの13のところの「ためらわずに」、「気軽に」というところを今回追加しております。こちらでもWEBアンケートで、今度は中高生の方から自由意見のところでお声がありました。相談窓口に行くにも勇気が必要じゃないかとか、あと、相談するほどの悩みかと思って、話しにくいこともあるかもといった、率直な御意見だったかなと思っております。

区では、今現在、動いています様々な相談窓口がございます。そういったところでも当然、現在でも相談しやすくなるように、周知であったりとか様々な取組もしているところだと認識しております。

条文上にも、こういったものをしっかりと明記することで、その方向性というのをしっか

りと表明したところでございます。

また、7ページの具体的な推進体制のマル3番の子どもの権利擁護の取組で掲げております窓口とか権利擁護の仕組みでございます。こちらは、先ほど子どもの権利条例約というのは、70団体ぐらいが持っていて、その中でも条例に基づく相談救済機関というのを置いているところが50ぐらいあると言われております。いずれも、条例や施行規則等で公的な第三者機関という形で、区の附属機関という形で置きまして、名称は様々であります、委員を置いて、子どもからの相談を受けているところでございます。

23区でも、既に6区ほどがこういった取組をしているところでありまして、権利擁護委員の独立性とか委員の意見の尊重という形の中で進めているところでございます。

本区におきましても、先行自治体の事例を参考にしながら、子どもたちが安心して相談できるような体制、どういった相談だと相談しやすいのか、そういったところも配慮しながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。アンケートに、実際にこういった相談体制をつくってほしいということで寄せられた意見ということで、子どもの目線に立って考えると、こういった区役所の相談窓口とか行政サービスは、やはり最初の一步が出しづらいといえますか、敷居が、本当は高くはないんですけれども、初めて子どもが来るには、高く感じてしまうのかなというふうに思います。

それから、知らない大人に自分の悩みを相談するということが自体も勇気が要ることだと思いますので、ぜひ、そこは工夫を凝らしていただいて、ためらわず、気軽に、安心して相談できるという体制を実現していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 昨年の9月ですかね、定例会で骨子が見えて、今回、素案ということですが、この間、意識調査やヒアリングなど、本当に事細かくというか、工夫をされて、実施をされて、本当に評価するところです。先ほど宮野委員も言っていましたけれども、本当に胸が痛くなるようなというか、はっとするような意見もございまして、新たな気づきもあったような気もいたしました。

そんな中で、こどもの権利に関する意見聴取及び啓発の7番のこどもの権利推進リーダーの第1回のリーダー会議というのが行われ、1月24日ですか、行われましたが、何人参加さ

れて、またどのような内容だったのか、お聞きしたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 1月24日に第1回のリーダー会議を行いました。夕方6時から7時半、1時間半ですね。会場はスカイホールということで行いました。もともと20名の応募だったんですが、蓋を開けてみたら、59名の方に御参加いただきました。中学生が9名で、高校生が50名ということでした。

実は、実施結果につきましては、今、区のホームページ上でも、私どものページで公開しているところございますので、そちらのほうを詳しく御覧いただければと思います。

中身としては、東洋大学の森田名誉教授が講演いただいた後、子どもたちが1テーブルで6人程度、10テーブルで意見交換を行いました。講演を聞いて感じたこと、考えたこととか、リーダーとしてこれからやっていく意気込みみたいなものを話していただきました。

各グループの記録とかは、東洋大の学生にも御協力いただいております。

講演の感想としては、こどもの権利について、初めて知ったよという方もいましたし、もっと学びたいという方もいました。自分たちで守っていく必要があることを知ったなんていう御意見もいただきました。

また、意気込みとしては、皆さん初めて会う場でもありましたので、会議で積極的に発言したいとか、子どもの意見をこの機会に広めていきたい、そういった今後の取組への熱意も感じられたところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 すみません、ネットを見てなかったものですから、すみません。でも、59人参加されたということは、非常にすごいなというか、素晴らしいなというような印象を持ちました。それぞれリーダーさんの意見もあると思いますし、今後、生かしていただければと思うんですけども、子どもの権利条例の案を作成していく上でも、とても大事な会議になっていくのだろうなというふうに思います。

そういう意味でも、やはり有意義なというか、推進リーダー会議を今後も行っていきたいと思いますけれども、今後、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こちらリーダー会議につきましては、次は3月14日に第2回をやる予定でございます。そこまでは、子どもの権利について、みんなで知っていく場面にしたいと思っています。

それから、4月越えたら、月1ぐらいでやっていきたいと思っていまして、そこでは、いよいよ条例の前文に盛り込むような中身というのを、子どもたちから意見を聞いていければありがたいなと思っています。そういったものを取りまとめていくところで、9月には、予定のほうにも書いてございますが、この条例案の素案の修正までを出す予定でございます。その段階で、一旦、前文の案というもので合体できるような形で進めたいと思います。また、その後も、10月以降のところ、さらに検討を進めまして、最終案の中で、確定していきたいなと思っているところでございます。

また、進めていく中で、このリーダーという名前なんですが、どういう名前にしようか、いろいろ考えて、条例サポーターとかいろんな意見があったんですが、あえてリーダーとしたのは、子どもたちが自分たちが学んだことを持ち帰っていただいて、学校とか周りの人とか地域の中で自分たちがリーダーになって、こどもの権利について広めていっていただきたい、そんな思いも込めておりますので、ぜひリーダーとして育てていっていただきたいなというところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。9月に条例案の骨子も出るということでもございますし、今後、このリーダー会を中心に、しっかり条例の作成に向けて取り組んでいただければと思います。

今後のスケジュールの中で、今度、5月から6月にかけて、第2回目のWEBアンケート実施とありますけれども、1回目を昨年やりまして、今度2回目は、どのような意義づけというか、方向性というか、でやっていくのか、お伺いいたします。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回、御報告していますWEBアンケートにつきましては、こどもの権利自体は知っているかとか、それから16項目挙げたこどもの権利について知っているかとか、問題があるところはないか、そういったこどもの権利の状況について聞いたところでございます。

本年5月、6月に実施を予定しています2回目のWEBアンケートでは、今回触れられなかった素案の中身といいますか、例えば意見表明のところとか、相談とか、居場所の話ですとか、そういった今回とはまた別の観点から質問をしていきたいということで、今、検討しているところでございます。

アンケートの目的は、3つあるかと考えておりまして、1つは、こどもの権利の状況を把握して、条例に反映すべき内容を掘り起こしていくということです。

2つ目は、こどもの権利の考え方そのものをアンケートの選択肢とか見ていただく中で、それ自体が周知啓発につながるのかなと思っております。

また、3つ目として、子どもと日常的に関わっている大人については、少し自分の関わり方がどうなのかと自己点検していただくような、そういった設問もちょっと入れていきたいなというふうに考えているところでございます。

前回と同じぐらいの質問数がよろしいのかなというところで、今、検討を進めているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。1回目をさらに深掘りするような形で、2回目もしっかり取り組んでいただければと思います。

最後に、こういったWEBアンケート、意識調査も大切ですが、後半部分というか、啓発事業やヒアリングも様々されて、直接子どもとの対話というか、意見を聞くということも本当に重要かと思います。

そういった意味では、別紙3のb-lab（ビーラボ）での啓発事業ということで、昨年10月14日に行われましたが、参加者がちょっと少ないかなという気もいたしましたけれども、ここにありますように、クイズ大会とか様々な工夫を凝らして、ヒアリングをされたそうですけれども、特に、子どものヒアリングにおいて、意見を聞くために工夫した点とか、また考慮した点などありましたら、お聞かせいただければと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、26ページのb-lab（ビーラボ）の話をいただきました。

その以降も、児童館に行ったりとか、障害者のいらっしゃる施設に伺ったりとかということをやってまいりました。進めていく中では、子どもの年齢とか特性に応じて、どういう聞き方がいいのかとか、どういう聞き方だと答えやすいのか、そういったところを、各施設の職員とか関係する方と相談して、検討してまいりました。

例えば、未就学の方は、施設の保育士から直接質問したほうが、私が聞くよりかはましかなという話だったり、あと、小学生の場合は、児童館ですごろくで遊んだ後に話したほうが聞きやすいかな、障害のあるお子さんに関しては、資料の37、8ページにシートがありまして、イラストがついているようなものもあるんですけれども、こういったシートを作って、選択肢を示しながら聞いたほうが、これ以外のお答えをいただいた方もいるんですけど、こういったことでより分かりやすくしたりとか、あと、34ページのところに写真が1枚出てい

るんですが、こちら一中の特別支援学級だったときに、担任の先生が、ちょっとこどもの権利についてということで、少し授業をやっていた後で、アンケートといいますか、シートに従って、意見を聞かせていただいたみたいなのところがありました。

なので、そういったところで、どういうやり方がよいのかなというのを検討しながら、進めてきたところがございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。本当、丁寧に工夫を凝らしてやっていただいている、本当に評価いたしたいと思います。やはり子どもの意見表明というか、子どもの意見をどう尊重していくかというというのが一番の骨子だと思いますので、そういった地道な取組になるかもしれませんけれども、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 子ども権利推進リーダーについて、質問したいと思います。2ページの(7)です。

募集は20人程度ということでしたけど、50人応募があって、中学生9人、高校生50人ということでした。リーダー会議は、前文作成が主な活動になっておりますが、高校生が圧倒的に多く、中学生が少ないということだと、中学生のほうをやっぱり年下でもあるので、中学生の意見が反映されにくいのではないかと懸念しております。

それともう一点、せっかく条例作成に関わり、意見を出し合って、認定書確定した、リーダー認定書獲得したメンバーなので、前文作成だけではなく、今後もこどもの権利に関わっていくことも重要ではないかと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利推進リーダーのところに関しましては、現在のところ中学生が9名で、高校生が50名というところがございます。リーダー会議の進め方ですが、中学生はちょっと少ないので、高校生ばかりのところにはぼんと入っちゃうと話しにくいのかなというのもあるので、例えば中学生2人に対して高校生を組み合わせるとか、そういった形で、少しでも発言しやすさというのは配慮して、男女比というのは考えながら、グループを編制してお話を進めていると。

それから、進めていく中では、我々のほうでも少し声かけたりして、話しやすい雰囲気というのはつくっていききたいなと思ってございます。

また、資料の1ページの3の(2)のところなんですが、中学生の意見に関しては、ここだ

けではなくて、青少年委員さんがやられています中学生サミットとも連携をさせていただいておりまして、こちらのところで、12月7日のところで、まず1回目のサミットがあつて、そこで中学生の日常の中で、こどもの権利がどんな状態になるのかというのを、ちょっとお題として考えてくださいというのを出しております。

こちらに関しては、今年の7月の――連続していますので、2回目のサミットといいますか、ところで、中学生サミットに参加いただいている各校の生徒会がまとめ次第、各学校での御意見というのをいただくことになっております。そういったものも踏まえながら、中学生の意見も取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

また、推進リーダーに関しましては、1年目、2年目は、条例を策定するというところで、主には前文というところではありますが、ただ、教えていただける言葉の中には、前文にとどまらないような言葉もあろうかと思うので、そういったものは随時、条例案に反映できるものは反映していきたいと考えております。

また、8年度以降に関しましても、まずは条例をつくった後の8年度は、啓発手法とかそういうものに関して、どういった啓発の仕方だと中高生に届くのかな、それから子どもたちに届くのかなというのを一緒に考えていきたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。やはり条例に関わったメンバーがいろんな形で関わっていくことは重要だと思うので、続けていただきたいと思います。

それと、中学生の意見も工夫して聞いていただいているということなので、安心いたしました。

それと、2ページの(6)の啓発活動についてなんですけど、各イベントでの啓発活動、お祭りなどに参加したり、企画展などの企画なども行っていただいて、展示だけではなく、アンケートも行っていただいているようで、アンケートを行うと、参加者の意識を高めるには非常によいと思います。

しかし、さらに子どもと大人に本格的に普及されることが必要だと思われます。富士市では、教育、保育、福祉の現場の職員など、子どもたちと関わる様々な大人ですね、大人に対してレクチャーをしています。また、小学生には、出前講座を行っています。

文京区でも、やはりもっと子どもたちの授業で教えるとか、あとは教育に関わる大人たちですね、そういう方たちにレクチャーしていく。また、保護者向けの学習会なども企画するべきだと思いますが、その辺について、いかがでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 条例に関しては、制定は当然なんですけど、啓発も非常に大切だと考えてございます。ですので、これまでも様々な機会や場面を捉えまして、力を入れてきているところでございます。

また、啓発のやり方も、ただ単に聞くだけではなくて、モヤッと体験と表現をしています。個人のそれぞれの自分の体験を思い出していただいて、深掘りしていくようなところから、こどもの権利を自分ごととして身近に感じていただくようなアプローチもしているところでございます。

また、今回、取り組んだ以外にも、様々なやり方があろうと思いますので、それに関しては、積極的に検討していきたいと思います。

また、教育関係のところでは、今年は、この動きを進める中で、7月から9月にかけて、学校の先生のほうには、研修という形で、私、お時間をいただきまして、お話しさせていただくことができました。7月に主幹教諭の研修会、9月には副校長、副園長の研修会、それから家庭、職員の育成の研修会のほうにも出まして、こどもの権利について、1時間弱ほどお話をさせていただくような場面もございました。

また、後楽幼稚園のPTAの方から出前講座をお願いされて、そこで子ども施策の説明とともに、こどもの権利の話も差し上げたりとかいうところ、あと、文京アカデミーになっています、いきいきアカデミアというところも少しお邪魔して、お話をしたりしました。

ですので、これからも様々な場面を活用させていただいて、区民の方、より多くの方にこのこどもの権利について、本格的、本質的に理解いただけるようなアプローチを進めてまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。やはりこどもの権利がわがままにつながると思う教師がいまだにいらっしゃるんですね。それと、親として、よい子に育てようとして体罰を振るってしまう大人など、やはりこどもの権利に理解が深められない現状があります。啓発活動は、条例決定に当たって重要です。

また、条例決定後も啓発学習、意見交換など継続し、この条例が実効性があり、生きた条例になるよう努力し続けていただくことを要望して終わります。

○浅川委員長 ほかは、よろしいですか。

市村委員。

○市村委員 9月の骨子から、今回の素案ということでお示しをいただきました。課長は、9月のときからとてもいろんなところに出向いて、いろんな意見を聞いて、それを多分、すごいベタ褒めした記憶があるんですけど、今回も、宮野委員が言った、今回追加になった、家族や大切な人と一緒に過ごすこと、もう一点が、ためらわず気軽にというね、これWEBアンケートから取ったっておっしゃっていましたが、WEBアンケート、これ見ると8,712件来ていますよね。これは、課長は、多分、この2つの追加事項を拾い上げたということは、全部読み上げて、あ、これだと多分思っ、こうやって追加していただいたんだと思うんですけど、これ全部、読み上げたんですかという質問をいいですか、適切なのかどうかあれだけれども、恐らく読み上げたんだと思うんですよ。何か情熱というか、すごい勢いというか、そういうのを前から感じていたんですけど、その辺はどんな感じでありましょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 大変恐縮でございます。WEBアンケートのほうは、数値自体は集計されたもので見れるんですが、フリー意見とかそういう自由に書いてもらったところというのは、言葉ですので、そういった意味では、一通り目を通しました。自由意見は1,500ほどあったりとか、あとは、そういう個別の意見、こういうのを権利じゃないかみたいなのも200件ずつぐらいはありましたが、それをざっと目を通しながら、よりよい条例になるようにということで、検討したところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 予想していたとおりで、ちゃんと目を通していただいたということであります。その中で、先ほど委員からも言った、7ページの4番、子どもの意見を聞き取る取組、推進リーダーね、募集したということで、これも当初20名予想したのが、59名も来ちゃったという、さっきそういう報告がたしかあったと思うんですけど、これも単に59名来たわけじゃないと思うんですけど、どのような取組で59名になっちゃったのか、その辺もちょっと教えていただければと思いますが。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 推進リーダーに関しては、12月ぐらいから、区報だと12月10日号でしたが、区報とかホームページとか、あと区有施設でチラシを配置したりとかして、周知しました。

それから、中学校に関しては、タブレットのL-Gateでもお知らせをしたり、あと、先ほどお話がありました、12月7日の中学生サミットの会場でも、こういった取組があるので来

てくださいねというお話をしました。

実は、12月の上旬、10日ぐらいの段階では、募集が4名だったんですね。それで、国立とか都立の中学校、高校は全部と、それから私立の中高は一部ですね、全部で中学校11校と高校15校は訪問しまして、周知協力を依頼しました。各校とも協力的で、生徒会の指導担当の教諭につないでいただいた学校もございました。B-lab（ビーラボ）のほうも協力をお願いして、3名の方がb-lab（ビーラボ）でこの会議をしたよというふうにお答えいただいているところもございます。

ですので、そういったところで、今回、高校のほうも少し回ったりしていますので、今回接点ができた高校等につきましては、例えば2回目のWEBアンケートなんかの、そういった今後の取組についても、情報共有して、提供していきたいなと考えているところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 59名の、やっぱりそれだけの足を運んだ結果が59名ということが分かりました。

それと、その上の3番の子どもの権利擁護の取組ということで、子どもの権利に関してどんなことでも安心、相談できる窓口を開設するということが書かれております。これ具体的に、どんな取組なのか、どんな取組を想定しているのか。その辺は大丈夫ですか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 ちょっと繰り返しちゃう部分があるとは思いますが、条例は70団体持っていて、50団体が既にこういった機関を持っています。23区でも6区が既に持っているところがございますので、そういった先行区の事例を参考にしながら、制度設計を進めていきたいと考えてございます。

各区では、条例で権利擁護委員というのを設置して、第三者機関という形で、区の附属機関ということで、独立性とか意見の尊重というのを定めながら、権利擁護委員と置いてございます。先行の事例では、例えば相談を受けることとか、相談者に当然、助言や支援をすることもありますが、それを踏まえて、権利の状況を調査したりとか、その中から区に対して意見を述べたりとか、そういったことが職務として位置付けられているところかなと考えてございます。そういった先行事例を参考にしながら、よりよい制度設計をこれから検討してまいりたいと思います。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。いろいろ説明いただきました。令和8年の4月、条例施

行に向けて、今までのようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 私は、具体的な推進体制ということで、今、権利擁護の取組、これも権利擁護の取組ということで、御意見ありましたけれども、子どもの権利条例をつくったところでは、設置をしているんですけれども、ちょっとほかの区で、どういう方々がメンバーかなというところで見させていただいた中で、弁護士さんとか公認心理士さんとか、そういう方が多いなというのは分かりました。

区によって、決まった人数じゃなくて、2人とか3人とか、江戸川区は5人いらっしゃるというのがありましたけれども、女性の方と男性の方というのでいうと、例えば豊島区さんは3人なんですけれども、全部男性なんですよね。江戸川区は、男性が2人と女性が3人ということで、やっぱり相談する側としては、女性の方が少し多いほうが気持ち的にはあれなのかというか、話せるあれになれるのかというふうに思ったので、その辺の人選というか、何人にするのかとか、そういうことがもう既に決めているのであれば、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利擁護委員の具体的な検討につきましては、まだこれからというところでございますので、人数とか、それからメンバー構成、どういった方がいいのかも、先行自治体の事例を参考にしながら進めていきたいと思います。で、先ほどお話があったとおり、より相談しやすさというのを配慮しながら、検討してまいりたいと考えます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 よろしくお願いたします。

あと、もう意見です。推進リーダーの方々が59人いらっしゃるということで、この方々が前文を作成していくために、会議を重ねてつくっていくということですが、条例の一番の肝というのかな、前文が非常に大事な役割だと思うので、そこはこの59人の子どもたちがぜひ議論を進めて、内容としても本当にいいものになるように、大人たちも支援をしていくというか、そういうことが必要だというふうに思います。

最後、これ意見です。障害者の方々が自立生活を実現しようという運動の中で、私たちのことを私たち抜きに決めないでということをやっているとずっと言っていましたけれども、これは子ども

たちにとっても同じ願いですから、これが生かされる条例になるようにしていただきたいということと、誰一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるように、子どもの権利を保障するという理念を掲げた、当然、そういう内容にしていっていただけたと思いますけれども、そのところは強調をして要求しておきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは、12時になりましたので、休憩に入ります。午後は、1時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○浅川委員長 それでは、午前中に引き続きまして、委員会を再開させていただきます。

残りは、理事者報告があと10件、それから一般質問です。予定どおり、一般質問も含めて、本日17時までに終了できるように、引き続き委員の皆様方の円滑な進行に御協力をお願いしたいと存じます。

それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 午前中に続き、報告事項1の質問です。

ちょうど午前中の請願審査で、子どもの意見表明と政治参加の権利について議論をさせてもらったんですが、そのとき紹介した宇治市の中学生の請願、これも実は不採択だったんですね。校則やその変更の仕方をオープンにしてほしいという真っ当な請願だったんですが、これに対する意見は、そういう話は生徒会や保護者会で議論すべきであると。あとは、まず自分で自分の学校を変えるべきであるという、そういう反対意見で不採択になった。

これどう思いますか、ということをおもうと思ったんですが、時間があまりないので、ちょっと先に行くと、校則の公開も見直し手続も明文化も自治体の努力義務なんですよ。なのに、よく言うなと思ったんですが、これを紹介したNHKのニュース番組でキャスターが言った言葉がまたちょっとびっくりで、まだ中学生なのに勇気ある行動だとか、私たちの頃はルールに従うしかなかったとか、一見、その勇気を褒めたたえているようだが、まるで請願を一部の特定の人の行動として突き放しているみたいなコメントだったんですね。

言いたいのは、そうではなくて、中学生が当たり前前に意見を表明して、当たり前前に意思決定に参加できる文京区をつくろうと私たちは思っているんですよ。そう考えたときに、文京区には、ここでは誰もが当たり前前に区政に意見を表明して、区政に参加できますよと表明をした「文の京」自治基本条例があるわけです。11月の本会議でも、区長がこの自治基本

条例の理念を、今回のこどもの権利条例の策定と併せて周知すると表明をされました。今回の素案にも、周知のために明記をされてはいかがでしょうか、伺います。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 私のほうから、中学での校則などの話が今、副委員長からありましたので、それについて少しお話しさせていただきたいと思います。

副委員長も中学サミットのほうは見学等をされているかと思いますが、私も今年度、教育推進部長として戻ってきて、制服が変わっているなというふうに思いました。また、その中学生サミットの中で、いろいろな生徒の意見などを、目安箱みたいにして、それを生徒会などで募集をかけて、それを学校のほうにして、いろいろ制服なども随分変わっている学校もありますし、そのほか、様々ルールについても、生徒たちの発案で出た意見が随分取り入れられています。

だから、そういったような、区議会のほうでというような話ではなくて、我が文京区の公立中学校では、そういった形がしっかりとされているというふうに私どものほうは認識をしております。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回、進めておりますのは、こどもの権利に関する条例ということでございます。こちらは、子どもの権利条約、35年前につくられた、国際的なスタンダードとしてつくられた子どもの権利条約の考え方を根本として、文京区としてのこどもの権利について、いかに守っていくかというのを明記していくものでございます。

ですので、自治基本条例に関しましては、自治基本条例の中でしっかりと進めていくものだと考えてございますので、こどもの権利条例そのものの中で、そちらについて触れていく考えは、今のところございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 自治基本条例に依拠しているわけではないという認識でよろしかったでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 なかなか難しい議論かなとは思いますが、いずれも、いわゆる理念条例という形で、それぞれの観点から行政の進め方であったりとか、その考え方の根本になるところを定めているところでございます。自治基本条例のほうは、目的規定にもあるように、協働・協治の考え方とか、その責務を明らかにしていく、その基

本事項を定めるというものでございます。

こどもの権利の条例に関しては、今回の3ページのところに目的規定がございますが、児童の権利に関する条約の考えを基に、こどもの権利を守り、こどもの健やかな成長を支えていくというところでございますので、依拠するかどうかってなかなか難しい議論であると思うんですが、それぞれがそれぞれの観点で大切な理念条例として、区政全般にその考え方が反映されるようにという仕組みでつくられていると理解してございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 単純に依拠するわけではないという話なんですけど、前回もちょっとお話ししたんですけど、憲法と法律の関係と同じで、この自治基本条例というのは、ほかの条例に対して最高規範としての性質を持つというふうに明記してありますよね。そうであるからこそ、このこどもの権利条例にも明記したほうがいいのではと思ったんですけども、改めていかがでしょうか。もし、それでもやっぱり最高規範であったとしてもできないんだということであれば、その事情も含めて伺います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 繰り返しの話にはなろうかと思います。何をもって最高規範と呼ぶかというところもあるかもしれませんが、それぞれの目的に基づいてつくられている理念条例ということでございますので、理念条例というのは、一般の条例であつたりとか、一般の行政の運用に関して、規範性といいますか、方向性を示しているものでして、そこでの考え方というのを踏まえて、様々な実務であつたり、業務であつたりを行わなきゃいけないというところでございます。

理念条例同士の関係性も、それぞれ補完し合って、連携していくものだと理解しておりますので、今回はこどもの権利に関して、子どもの権利条約に基づいた考え方の中で、区としてのこどもの権利について整理して、こどもの権利条例ということでございますので、自治基本条例とは、それぞれの考え方の中で整理していくべきものと考えてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。おっしゃっていた補完し合う関係ということで、私の認識のその最高規範なので、自治基本条例が上位にあって、それに依拠してこどもの権利条例がつくられるというような、そういう話ではないんだということで、承知しました。

ただ一方では、もう一点だけ申し上げると、この条例は子どもたちにあなたが主役だというメッセージを伝えるための条例なんですよね。一方では、文京区には、私たちが主役なん

だと住民自身が高らかに宣言した、この基本条例が既にあるわけです。この条例があるというのを、それでも子どもたちに伝えないのはおかしいんじゃないかという話なんです。

主役は子どもなので、私たちじゃないので、そのメッセージとしては、皆さんが主役ですじゃ本当は駄目で、子ども自身が私たちが主役ですにならないと駄目なんじゃないかと。そういう配慮をぜひ今後のその条例策定の中ではいただきたいなという話で、1個だけ言わせてください。

まちづくりは人づくりという言葉があるんですね。過去に文京区で副区長を10年間務められていた関賢二さんの言葉です。まちづくりは、住民が主役だと。ただ住んでいるだけの住民や、自分に関心のあることだけに口を出す住民じゃいけない。自主的にみんなと一緒に考える自立した住民に、住民の意識を変えていくのが私たち地方自治体の仕事であると。何か異論はないと思うんですけど、改めてその条例の理念と住民の権利とを、素案には入れなくてもいいんです。例えば解説みたいなものがあれば、そういったところに触れるのでも構わないので、明記していただきたいなという要望です。

あと、議会にも役割があると思うんです。11月の本会議でも紹介しましたが、豊島区とか港区は、子どもが主役の子ども会議というのを定期開催しているんですね。これ区立小・中学校の児童会や生徒会の活動を活性化することにもつながるんじゃないかと思うんですけども、これは教育委員会の所管の御意見を伺いたいんですが。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 委員がおっしゃられました、子どもが主役と。まさにそのとおりかと考えているところでございます。ですので、我々も、こどもの権利推進リーダーという形で、子どもたちを募集し、その集まっていたいただいた方々と一緒にやりながら、その子どもたちが自分の学校とか家庭とか社会に戻ったときに、今度はリーダーとして、主役の中でもさらに光っていくリーダーとしてやっていっていただきたいという思いを込めて、この事業を進めているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 後段の、その子ども会議についてはどうですかね。発想としては、区立の小・中学校でそれぞれが行っている児童会や生徒会の活動なんかと近いものがあるんじゃないかなと思うんですが。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 すみません、先ほどの後半の部分ですが、条例を持っている

自治体で、幾つかのところで子ども会議ということで、子どもの意見を、常設的といいますか、一定のサイクルの中で聞いているような取組を実際にやっているところは、我々も研究しているところでございます。

まず、我々、取組としては、こどもの権利推進リーダーというところで、まずは条例をつくる段階で参加していただいて、その後、今度、それを広めていくというところで、8年度は参加していただくと。その延長線の中で、どんなやり方がいいのかというのは、今後検討していきたいというところでございます。

また、こういったリーダーの活動をした子たちが、学校や地域に戻っていく中で、まさにリーダーになっていただくことは、先ほど委員のおっしゃられたような、地域や学校での活動の中で、子どもたちに派生していくものにつながっていくものと理解してございます。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 現在、学校のほうでは、発達段階に応じて、授業等で話合いの活動や、共同の活動を通して、その理解を深められるように指導しております。

また、先ほどございましたが、児童会や生徒会においては、自らの学校生活の充実と向上に目を向け、課題と感じていることについて調べ、自分たちに何ができるかを話し合う中で、これらの素養を育んでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長、まとめてくださいね。

○沢田副委員長 はい。承知しました。申し上げたのは、今ある仕組みの中でいうと、児童会とか生徒会というのは、子どもの主権者教育に深く関わる部分ですので、ぜひ意識いただきたいという話でした。

区民の参加とか主権者教育というのは、区議会の大変なテーマでもありまして、先ほども富沢課長から、現場にアウトリーチをされている話があったんですけども、自治体によっては、議員が自ら学校に出向くとか、議会が学校にアウトリーチしている例もあるわけです。小・中学生は選挙権こそありませんが、主権者なわけですので、区民を代表する議員が主権者である小・中学生から意見を聞いたり、意見交換をする機会をつくることも大切な課題と思いますので、ぜひ、今後も教育委員会の応援をお願いしたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

続いて、児童相談所開設準備室より1件。

報告事項2「児童相談所の開設について」の説明をお願いいたします。

佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 それでは、区児童相談所の開設につきまして、御報告いたします。

1の区児童相談所の概要につきましては、名称は文京区児童相談所、所在地は御覧のとおりでございます。

これまで、区児相の開設準備状況については御報告をまいりましたが、区民の皆様の多大な御協力をもちまして、本年4月1日より児童相談所を開設するものでございます。

建物の状況、また地図のほうは資料のとおり、下部の主な業務のところでは、御覧いただいている児童相談所の業務を区において行うものでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

2の組織体制につきましては、御覧のとおりとなりますが、4月から区児童相談所を本格的に動かしていくに当たり、組織体制、またそれに伴う準備も含めまして、開設後の実務の運営に十分と見込まれる体制を取ってございます。

3の里親に関する事務についてですが、本区の子育て支援計画におきましても、社会的擁護の推進を掲げておりますところ、記載にございます児童福祉司の里親担当と里親養育包括支援機関、これをフォスティング機関と申しますが、こちらが都児相でも文京区担当として長く経験を積んだ事業者でございますが、こちらの機関とともに、現に里親を担っている方またこれから里親を考えている方への丁寧なアプローチと、これまでよりもさらに地域に密着した文京区の地域特性によりマッチした里親施策の展開に取り組んでまいります。

4の警視庁をはじめとした警察機関との協定等につきましては、開設に当たり、児童虐待に係る児童の安全確保に係る区と警視庁、また区内の警察署との連携を強化するため、次ページの別紙1にございます、区児相から警察への援助要請をはじめとしまして、両機関の情報共有と平時からの協力・連携等につきまして、協定及び覚書の形で締結するものでございます。協定等の締結は、3月に行うことを目途にしております。

続いて、項番の5、設置市事務につきましては、区児童相談所開設に伴い、都から移管する事務につきまして、各事務の担当内容を各関係課で最終的に整理をした上で、令和7年4月より実施するものでございます。それぞれの事務の担当課と事務内容につきましては、別紙2でおつけしているとおりでございます。

最後の項番6の今後のスケジュールにつきましては、こちらの委員会、議会で開設報告を行いまして、4月の開設に向かって、最終的な調整及び仕上げの準備を進めてまいります。

御報告は以上でございます。

○浅川委員長 それでは、報告事項2「児童相談所の開設について」の御質疑をいただくんですけれども、これまで9月と12月に準備状況についてのお話は議論を交わしておりますので、ここでは開設のほうについての質問にさせていただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いします。

それでは、御質疑のある方。

岡崎委員。

○岡崎委員 児童相談所の開設ということで、いよいよこの4月から開設されることに、もう今、1か月ちょっとで、準備に余念がないことと思いますけど、本当に長い間にわたって、関係者の皆様のお力添えという御努力に改めて敬意を表したいと思います。

一般質問で、うちの松丸議員が子どもの権利を守るための体制整備をお伺いしたところ、来年度から子どもの意見表明等支援員や、子どもの権利擁護調査員を設置していくという御答弁をいただきましたけれども、具体的にどういうふうに運用していくのか、また、開始時期について、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、子どもの意見表明等支援員についてですが、利害関係のない弁護士10名を採用しまして、区児童相談所へ月2回を基本として支援を実施いたします。支援員は、子どもとの定期的な面談を通じて、子どもの意見を整理し、意思表示のサポートを行います。加えて、必要に応じて、児童相談所との調整を行い、子どもの意見が適切に反映される支援するものでございます。

この意見表明等支援員の開始時期については、令和7年10月を目途に準備を進めているところでございます。

次に、こどもの権利擁護調査員については、意見表明支援員とは異なる弁護士2名を調査員として起用しまして、必要に応じ、個別案件の調査を実施いたします。権利擁護調査員は、子どもや関係者への聞き取りを行い、子どもの権利が適切に守られているか、事実関係を確認・調査し、調査結果を児童福祉審議会のほうに報告いたします。こちらの調査員の開始時期は、令和7年4月を予定しておりまして、迅速に対応できる体制を整えているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。弁護士さんが、今、御答弁がありましたように、児相との調整や

個別案件について、取り扱っていくということですが、それが子どもの権利を守るという観点では、どういったお考えなのかということと、これも当然、初めての試みでもありますので、どのような課題があるのか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 2点の御質問で、まず、このことによって、こどもの権利がどのように守られるかという点でございますが、この意見表明支援員と権利擁護調査員は、独立した、児童相談所は独立した立場からですので、この独立した立場による、これらの2つの取組によって、子どもの未来が一方的に決定されることなく、子どもが自らの意思を表明できる機会を確保することで、これ大事なんです、区政により一層寄与するものと考えているところでございます。

また一方、この課題としましては、この意見表明支援員と権利擁護調査員の役割分担の明確化、来年始まるばかりですので、この明確化や児童相談所との連携の強化、また子どもが自らの意思を伝えることに、心理的なプレッシャーを感じるケースも考えられることなどを含めまして、意見表明支援員の研修体制やサポート体制の充実が必要であると考えております。

区としては、これらの課題を踏まえつつ、お子さん一人一人の権利が確実に守られるよう、関係機関と連携しながら、運用の最適化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今、御答弁がありました、子どもの意思をどう表明していくかというような部分も含めて、やはり子どもの最善の利益を保障する上で、とても重要な役割を果たしていくんだらうなというふうに思います。しっかりこの辺の、やはり子どもたちが適切に意見を表明したり、また適正な支援が受けられる、やはり礎になるようなものになると思いますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。

次に、里親に関する事務が始まるわけですが、現在、区内に何人、何世帯ぐらいいらっしゃるのかというのと、今後、先ほどちょっと課長からの説明もありました、里親希望者に対して、里親として適当であるか調査して、適当である方を里親として認定していくというふうにも明記されていますけれども、フォスティング機関というんですかね、これもうちょっと具体的にどのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 まず、1点目の文京区におきます里親支援に関しまして、区で現在登録されている里親の御家庭の皆さんというところ、これ月々で変動していくものですが、すけれども、大体平均しては10世帯というような、10家庭というところで見ているところでございます。

今後、これからさらに児童相談所、区におきましてやるところで、区のところで里親さんに例えばなってみたい、やってみたいというような皆様のところを、これからどうケアしていくかというようなところにつきましては、先ほどの資料にございます、文京区の児童相談所の児童福祉士のほうで、いわゆる行政的な手続でありましたり、その中身のところの丁寧な御相談を行っていくというところでございます、もう一方で、それと私どもと共に行うフォスタリング機関のほうは、よりこの里親さんに近い立場のほうから、例えば今までの里親さんの経験をされた方へのつなぎでありますとか、説明会でありますとか、そういったところで、まず里親さんになりたい方のところで丁寧に寄り添っていくフォスタリング機関。その後で、私ども文京区のほうで里親についてのその後の手続というところを適切に行っていくというものでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。里親さんのケアもとても重要だと思いますし、しっかりそういったフォローというか、支援もしていただければと思います。

それと、あわせて、いわゆるケアリーバーという方たちがいらっしゃいますけれども、社会的擁護というか、そういう形を経験した、例えばさっき言った里親さんとか、施設などを経験した方たちの支援が、これまでは東京都が中心にやってきたのが、いわゆる文京区に児童相談所が開設されることによって、このケアリーバーさんの方たちについても、区として対応していかなければいけないと思うんですけれども、どのような支援をお考えなのか、伺いたいします。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 これまでも議会の皆様からお話をいただいております、この社会的擁護経験者、いわゆるケアリーバーの方への支援というところについてでございますけれども、これには、例えば大きく分けて2つ、ケアリーバーになる前とケアリーバーになった後の観点というところでお話し申し上げますと、今般、区の児童相談所が設置されるというところになりまして、本区の児童福祉司が児童養護施設でありますとか、例えば里親さんに措置をされているお子さんに対しまして、一人一人の状況に合せた自立支援計画とい

うところについて、お子さん本人あるいは里親さん、施設の関係者の皆さんと一緒に作成をいたしまして、お子さんが施設等を退所するまで、また退所した後の将来の自立に向けたスキルの向上を図るための支援を計画的に行っていくというところを考えてございます。

また、この里親さんへの措置が解除となられたケアリーバーの方につきましては、本区のほうで居住一式を補助する費用を来年度の当初予算において計上しているところでございます。

また、児童養護施設等を退所した方というところにつきましては、この施設の職員の先生方が自立支援に係る個別のアフターケアを行っているというところで聞いているところでございます。

このどちらにしましても、区の児童相談所が開設するということによりまして、これからケアリーバーとなる方の措置をされているお子さんたちについて、よりきめの細かい支援を行うことができるように、ケースワークのさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。ケアリーバーになる方、またなられた方に対しても、やはりしっかりした支援というものは、自立に向けた支援という話もございましたけれども、その辺もとても重要な課題だと思いますし、しっかりその辺の取組も、文京区に児童相談所ができた、いわゆるこの4月以降、しっかり取組をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 今までのいろいろな議論の中で、やっどここまで来たことに感謝を申し上げたいと思います。

それで、いろいろ課題は整理されてスタートするんですが、この間の、全体像の中で大きな課題だったところをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それは、まずは、東京都から移管されるに当たって、23区でまず対応がばらばらになってしまったということ。その点では、文京区は、2グループ目として児童相談所を設置するという方向で話が進みましたが、その一方で、ほかの区では、東京都の児相をサテライトで置いて、子家センと併設させるとか、様々な形が、モデルが出てきました。

その中で、今回の財調の中で、予算の確保に向かって御努力いただいたことは、まずは感謝申し上げたいのと、今後のあり方について、私どもがやっていく児相と子家センとサテラ

イトで、東京都が置いた児相というモデルとどのような違いが生まれてくるかというのを非常に懸念しています。懸念の面は、逆に、私どもの文京区の児相のほうがレベルがきつと上だろうというふうに思っています。というのは、今まで人の育成について大きな課題だというふうな認識の下、年月をかけて今日にたどり着いたという中で、働いていただける職員の皆さん方が、先を見据えて、多分、行動されているんだと思います。そういう中で、今、開設に当たって、その違いについてどういうふうに自負されているか、まずお聞かせください。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 区の児童相談体制の在り方というところでいきますと、今、委員からおっしゃっていただきましたとおり、様々な在り方、つくり方があるというところで認識してございます。今、委員からお話がありましたように、例えば都の児童相談所とサテライトという形で組んで、区の子ども家庭支援センターと共同するというようなところも聞いているところでございますが、私ども文京区の児童相談所を設置するというようなところの本来の部分のところで申し上げますと、これが私ども文京区を含めた特別区の様々な会議体の中で、児童相談所あるいは児童相談の在り方、いろいろ議論しているところではあるんですが、1つは、執務する場所が同じであったとしても、例えば組織的に東京都と区で全く別の組織の職員が一緒にやるというところの、なかなか難しい部分、これは例えば区あるいは東京都が持つ個人情報の取扱いの規定が様々なあるというところもそうですし、あるいは、これは将来的な部分なんですが、どうしても庁内で、例えば私ども文京区の児童相談所の職員が今後子ども家庭支援センターあるいは保健サービスセンター、その他児童福祉、あるいは福祉部の様々な組織にこれから異動して、この児童相談所、知識を持って、次の職場においてもその知識をまた得るということは可能なんですが、これはどうしても組織が違ふとすれば難しいというような部分が1点。

それから、これからの東京都と区の取組の方向性としましては、区の児童相談所を設置している区と、東京都のところで、児童相談業務における連携に関する基本の協定というものを締結するに向かつての協議を行ってございます。

そこで、都と区の児相間におきます業務の標準化でありましたり、あるいは個別の希少な事例等を共に学び、専門性を向上させるというところですか、あとは、先ほど委員からお話ありましたように、この連携の中で、人材育成を共同的に推進していくというところにつきましては、今後、都と私ども、児童相談所を持つ区と、今後の連携強化に向けまして、検討を進めているところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 組織的なものが大きな課題だというふうに、うちではないパターンのモデルとしては、お話しいただいて、やっぱりそうなのかなと。今まで、本区も、保健所、清掃事業が移管されてきたときに、そこがハードルになって、いろいろな議論がずっとあって、改善してきたというのはあるので、それがなくてよかったなというふうに思っています。

その反面、今まで私なんかも娘の件を出して議論しましたが、子家センとの連携ということが大きな焦点になっていたのは間違いないと思います。

今回、警察との協定も結ばれて、児童相談所と警察との関係はできました。これはあくまでも東京都の児相と同じ関係なんだろうなと思います。

文京区モデルとして、やはり子家センが機能することで、区民の方々、保護者を含め、様々な相談体制ができ上がり、その案件について、児童相談所までというような案件が幾つかあるかと思うんですけれども、そういう取扱いについての警察との連携というのは、逆に児相から見て、子家センじゃなくて、東京都の児相が言ったように、警察の件は私たちなんだというふうな認識なのか、いやいや、そうではなくて、警察と協定を結んだけれども、子家センともしっかり警察のほうは連携してやっていく立場なのか、その辺はどうなんでしょう。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 ただいまの警察との、あるいは区児相、それから子ども家庭支援センターの連携というところで申し上げますと、先ほど御報告申し上げました、警察との協定というところに、特にこれ関係するところなんです、今、委員がおっしゃいましたとおり、私ども区の児童相談所を持つというところになりますと、児童相談の機能については、私ども児童相談所がより重い責務を担うということになりますので、これは警視庁あるいは警察署からの情報の提供でありますとか、その後のお子さんの安全確保に対応する部分というところは、区児童相談所が第1窓口として担うというところになってございます。

ここの部分は、特に、両機関が取りこぼしがないように、大変重要な部分というところがありますが、これ秋の御報告で申し上げますとおり、私どもの区の児童相談所に警視庁の現役の警察官が派遣として、私どもの職員になってもらっているというところがございます。その中でも、警視庁本庁も当然なんです、区内の4警察署とこれからどのように区の児童相談所と共にお子さんの安全を図っていくか、どのようにフローをつくっていくかというところは、今現在も進めている、準備を行っているところではありますが、これは委員が

おっしゃっていただきましたとおり、警察に関するしっかりとした連携を図る。その上で、その後、安全が確保された後で、地域の中で、子ども家庭支援センターと、またここを連携させて、お子さんのその後のケアをしっかりと行っていくというところを考えてございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 もうちょっとはつきりさせてもらいたいんですけど、要は、去年の秋に報告いただいた、1名の警察署の職員の方が児童相談所でお働きになっていただいて、今回このような協定の中で、4署とも連携しながらやっていくんだと。分かりましたと。で、要は、様々なケースがある中で、児童相談所を設置したのは、最後の砦であって、子ども家庭支援センターというものが、今まで「文の京」として運営してきた中で、いろいろ経験を積んでいるという中での対応もできるといったところの、この2つの車輪を、歯車をどうやって合せるかというのは、求められてきたところだと思うんですね。

というのは、一番最初の当時の話は、児相の中に子家センと児相を併設しますよというような話もあって、その中でも、社会的な案件の中で、やはり児相は独立させ、様々な、今回報告されている事業の内容について行うことをやっていきますよと。で、こちらの文京区役所にある子家センとも連携していきますよといったところのこの連携の歯車の部分が、非常にまだグレーなところが残っちゃっていて、そこで今、たとえとして、警察の関与という中で、警察が得た情報について、やはりその案件については、児童相談所のみで行っていくのか、その情報を事件性がないとされた場合には、子家センにフィードバックして行っていくのか、そういうふうな連携については、スタートに当たってどういうふうに構築されているのか、お聞かせいただきたいと。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 特に今、子ども家庭支援センターと区児相と警察を、歯車をどう合せていくかというところなんですけど、これは今も機能しておりますけれども、特に被虐待児童に関する部分の、今、出てきた機関、あるいはほかの機関も含めてなんですけど、一つ、まず来年度の4月からベースになっていきますのが、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議というようなところを必要に応じて随時開催して、この警察署の職員の方も、我々は区児相、あるいは子家センの職員も必ずそこに入って、その情報共有を図る。それで、要保護児童の安全確保に努めるというようなところは、今回の御報告した覚書のところにも記載があるというところでございます。

これも、いわゆる国の関係通知のほうでいきますと、警察のほうは、この一時保護をかけ

るか、かけないかというような、そういった判断というのは、児童相談所しか権限がありませんものですから、だからといっても、子家センあるいは福祉事務所、あるいは児童相談所のどの機関に対しても通告を行うことはできるということになってございます。

ただ、これも深刻な、このケースはもう虐待が疑われるという場合、緊急性、専門性が高いと警察が判断した場合には、私ども児童相談所のほうに直接に通告することとなるというような、こういった情報の、まず一つ、どのよう流していくかというところは、協定、覚書の文書だけではなくて、実際にどのような場合にはどのように動いていくかというような部分についても、今、準備のほうを行っているというところでございます。

あと、実際、子家センの部分、今、これ試験運用を行っておるんですが、緊急受理会議等、オンタイムで実際に合同緊急受理会議というところで、同時会議接続システムを用いまして、明確な役割分担を図りながら、ここまでやったら児童相談所、ここからは子ども家庭支援センターでお願いしますというところは、4月の実際の開始に当たっても、適宜行ってまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今、警察との協定も含めまして、開設準備室長のほうから御答弁させていただいておりますが、子ども家庭支援センターなんですけれども、まさに要対協のいわゆる調整機関として、これまでも全ての関係機関、もちろん警察も含めてでございますけれども、関係機関と連携して、先ほどこちらのほうから御答弁いたしました、個別ケース会議も含め、まさに擁護支援 また虐待支援に努めてきたところです。

今回、付け加えさせていただくのは、まず要対協、児童相談所ができてどうなっていくのということでございますけれども、関係機関向けのマニュアルを改定いたしました。これは、児童相談所開設準備室とも綿密な打合せをして、それで運営指針も踏まえ、文京区がまさに一体的に支援をしていけるものということで、これから要対協の関係機関のほうにも御周知しまして、それで一体的な支援、また昨今から出ております子ども家庭センター機能も整備しまして、まさに予防的支援の強化から、それから一体的な支援までつなげていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 今、2人の課長から御答弁いただいたので、それが合わさって素晴らしいものができるんだろうなというふうに認識しています。

で、一番最初の話に戻りますが、今、熱い2人の話の中で、やはり組織的なものが将来を

つくっていくので、文京区の職員とすることで、様々御経験されていくということの中で、将来的に、また円滑な、またいろんなアイデアを出されて御提案いただけたらと思いますので、しっかりと開設に向かって最後の御準備をお願いいたします。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 4月から児童相談所が開設、正式にというか、開設していくんですけれども、1月から一時保護所がスタートしているかなと思うんですけれども、今、どういう状況になっているのかということと、あと、区内の小・中学校を1校1校回って、説明というか、連携というかを取っていくというか、そういう形で回っていらっしゃるというふうに聞いているんですけれども、その辺について、お聞きをしたいと思います。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 まず、1点目の一時保護受託を東京都から受けるというようなところでございます。こちら、1月15日から受託の受入れの準備を、受けられる状態に準備をいたしまして、その後、今現在の状況なんですけれども、都との協定の上限の部分のお子さんたちが5名のところのお子さんを受託を受けまして、今、私ども文京区の一時的保護所になる施設のところで、今、保護をかけているというようなところでございます。今、私ども、一時保護所のスタッフも、実践的な部分の経験を積みながら、お子さんたちのところのケアに当たっているというような状況でございます。

もう一点の区の小学校あるいは区立の中学校に当たるところの、今、連携の方策の一つというところでございますけれども、私ども、担当部長のほうと私の開設準備室長のほうで、今、区内の小・中学校の校長先生方のところに訪問させていただいて、今、区の児童相談所が実際にできるというような部分ですとか、あるいは4月になったときに、今、引継ぎの状況は例えばどうなっているのかとか、あるいは4月からはどうなっていくのかというようなところの意見交換のほうを図りまして、先生方からは非常に身近に区児相ができるというようなところ、あと、先生方も非常にやっぱり御理解があるんですが、身近だから大変なこともいろいろたくさんあるというような部分についても、私ども、この平時の、先ほどの警察機関もそうなんですが、いざ事が起こったときだけ、学校のほうにお話しさせてください、お願いしますでは、なかなか連携はうまくいきませんで、常に、何も無いときから、私ども職員のほうが学校、保育園、幼稚園、区内のところに回らせていただいて、その中でケースワークをしっかりと行っていくと、そういった準備をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 もう全部の学校は回られたということでよろしいんですね。はい。校長先生たちだけではなくて、ふだん授業に当たっている先生方ともやっぱり連携がすごい大事になってくると思うので、そこは当たり前ですけども、密にというか、連絡が取れるようなそういう体制、ぜひ引き続き、これからですからね、やっていただきたいということ。

あと、弁護士の先生から出ていた声としては、アドボケイトということで、これについては、児童相談所と話したこと、子ども家庭部に置くというような、そういう話もあったみたいなんですけれども、その関係がどういうふうになっているのかということ。

あと、児童相談所は、基本的には2歳から18歳というふうになっていて、ゼロ歳と1歳については、乳児院ということになるのかと思うんですけども、乳児院については、連携するところと、もうそこもきちっと当然やっていると思うんですけども、この乳児院は、新宿区にあるところなのか、名前としては出せるのか、その辺。

あと、児童養護施設が結構満床というか、子どもたちが定員いっぱいになったりしているようですけれども、この一時保護所については、2か月間という決まりの中で、児童養護施設がいっぱいで行かれないとなったときに、どのような対応になっていくのか。ちょっと併せて3点お聞きをしたいと思います。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 まず、お子さんのケアに関するところから御答弁させていただければと思うんですが、例えば先ほどお話がありました乳児院のところというような部分のところにつきましては、これは先ほどの東京都の児童相談所、あるいは文京区を含む区の児童相談所ともに、都内の主に専門的な赤ちゃんのケアができる乳児院のところの、そのところで実際にそういったケースが発生した場合に、それを措置する協議を行うというようなところでございます。

これは、例えば文京区でどこかにある区の乳児院だけに御相談するというわけではなくて、割とこれは広域的なところでの施設として、その入所調整を行ってまいるといようなところでございます。

先ほど委員からお話がありましたとおり、いわゆるお子さんたちの施設における定員のところが、非常に満床に近い状態になるというようなところは、これは今、東京都と引継ぎを行っているところでも、今、協議の中で話し合っているところなんですけど、これだけ東京都の一時保護所の定員は下げていないのに、その上で区の児童相談所、どんどん今、空いて、

一時保護所施設を空けているから、本当だったら、一時保護所でお入りになる数は満床にならないのが自然というか、スペースがどんどん増えているわけなんですけど、ただ、今、これ東京都からも、これは実際の実務ベースでの協議になりますが、今まで東京都どうしても御相談があっても、一時保護所に措置するところまで至らなかったというようなお子さんたちが、ある意味、区児相が空くことによって、ためらわずに一時保護所に来てもらうことができるようになってきているというところもあって、定員を増やしても、なかなかまたそれがさらに増えていくというような状況があると聞いてございます。

一方で、非常に重篤なケースもあれば、ここはアセスメントのために一時保護をするというようなところを含めてのケースが増えているということが言えますので、今後、また例えば家庭復帰が望ましいパターンであるとか、いわゆる一時保護所の行き先というところにつきましては、家庭復帰も含めた、そのお子さんにとって一番適したものというようなところは、私ども区の児童相談所も含めて、丁寧にアセスメントをしていきたいというふうに考えてございます。

その一方で、今、一時保護所のところも、本区の一時的保護所の定員は10名というところではあるんですけど、その点でいきましても、当然、これ1年の中で、閑繁といいますか、非常に人数が増えるとき、あるいは一方でケースワークの中でいっぱいにはならないときというようなところがあるかと思うんですけども、どういう状況になっても、職員が落ち着いて対応できるような体制をしっかりと取ってまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほどの板倉委員から御質問いただきました、アドボケイトの件ですけども、アドボケイトについては、先ほど岡崎委員からの御質問に御答弁しましたとおり、子どもの意見表明等支援員、これがアドボケイトに相当するものでございます。児童相談所と異なる立場から、10名の弁護士が月2回を基本として支援を実施しまして、子どもとの定期的に面談を通じて、子どもの意見を整理し、意見表明のサポートを行うというものでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。児童擁護施設のことについては、皆さんのほうで、本当にどうやったら子どもたちが安心してそういう場所にいられるかということで、これからは腐心していただくと思うんですけども、そこは本当に専門家の皆さんがそろっているところですから、ぜひともそこは、これからの大きい課題でもあるかと思いますが、頑張っていた

だきたいというふうに思います。

それで、私、この間、子どもたちの学習支援のことでお聞きをして、子どもたちが学校へ行けるようにということも言っていたんですけれども、様々議論を見ると、学習支援のために一時保護所に先生が出向いてくれるというようなところもあるようなんですけれども、そこはそういう形を取っていいのか、特定の学校の先生が行くのか、区内全体で地域を決めて、そういう形にしていくのか。先生が一時保護所に行けるような体制というのも、ちゃんとこれからつくっていくということによろしいのでしょうか。

○浅川委員長 栗山児童相談所開設準備担当部長。

○栗山児童相談所開設準備担当部長 ありがとうございます。今、委員が御指摘のとおり、学習支援というのは非常に重要なことだと考えております。国のほうの指導の方針も、一時保護中の児童であっても、できるだけ元いた学校に通わせるということを強く求められております。ただ、一時保護するに至ったお子さんは、すぐ学校に通えるかというか、なかなかそうではなくて、一定の期間落ち着かせたりとか、様々な心理的な検査もしながら、その間、子どもたちには、児童相談所の中に学習支援員を置きまして、または外部委託の、中高生については学習支援のための職員を雇用して、対応しているところです。通学できると至った児童につきましては、児童相談所の資源の中で、送迎も含めて、元いた学校と事前の打合せを十分に図って進めていければというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。子どもたちについての学習支援、非常に、さっきおっしゃっていたように大事な部分ですので、そこは状況を見ながら、一番適した方法というかね、そういうのも考えていただいて、ここが本当に子どもたちにとって安心の場になるように、皆さんでというか、私たちも心を砕いていかなければいけないというふうに思います。

最後ですけれども、財政支援のことという、東京都からについては、文京区が今度、23区で10番目ですかね、開設ということでは。23区の中では、10区というか、半分近くいつているわけですから、東京都と一定、財調の中では、正式な組み込みではないはずですよ、この児相支援については。なので、引き続き東京都からの財政支援ができるように、これは要望していかなければいけないことだというふうに思いますので、ぜひそこは頑張っていたきたいなと思います。

○浅川委員長 進財政課長。

○進財政課長 7年度当初予算におきましては、設置区に対して、児童相談所関連経費が加算

されることになっておりますので、文京区の場合も普通交付金のほうで経常的経費、投資的経費を合せて、約——すみません、10億円を見込んでいるところになります。

参考までに、もう御承知のとおり、2月3日開催されました都区財政調整協議におきまして、都区の配分割合が変更になりまして、特別区のほうには56%、合せて特別交付金のほうに5%から6%に変更となっております。

今回のその協議結果におきましては、都との受け止めに若干違いがあるんですけれども、一応、特別区としては、5年度財調協議を継続してきた結果として、児相設置に伴い、配分割合を変更したと受け止めると区長会のほうにおいて整理をされているところとなっております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 では、最後です。まだこれからも、23区の中で文京に続く区があるかと思いますが、引き続き東京都からの支援というのも強化するよにということで、要望していただきたいなということを要望して、終わります。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 私からは、皆さんと重ならないところで、要望だけになりますけれども、今、板倉委員から出ました都区財調の件についてです。

これまで財調協議において、特別区の児童相談所は大幅な役割変更には当たらないという都側の認識で、それをもって、配分割合を変更しなくても財源は足りているような認識であったと思います。

今回、そういった認識については、正式な変更というのはないのかなと思うんですけれども、配分割合が56%に大幅に増額したということは、喜ばしいことと受け止めております。なんですけれども、区としては、これだけ大きな役割変更になっていると感じているのに、都として、役割変更には当たらないという認識であることは、やはり区が都の内部団体だというふうに扱われているなというような解釈につながって、以前に申し上げましたけれども、都区制度改革実施大綱にこれは反しているものというふうに考えておりますので、このあたりの考え方がこのままうやむやになっていくのではなくて、特別区の自治という観点から、今後、このあたりの考え方がはっきりしていくことを、私としては願っているところです。

また、普通交付金で10億円、歳入があるということですが、実際にこれから開設してみて、現場の子どもたちの最善の利益を守っていく上で必要になってくる経費については、人件費なども含めて、ぜひ現場のリアルな声をこれから上げていただいて、必要に応じて、

またさらに財源を求めたりといったことも念頭に、検証を繰り返して行ってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。

では、市村委員。

○市村委員 4月1日の児相の開設に向けて、しっかりと準備していただいていること、本当に敬意を表したいと思います。

組織体制についても、ここに書いてあるとおり、しっかりとやっていただきたいなと思っているところでございますけれども、児相の中での組織体制、これはある程度顔が見える関係ということで、先ほど白石委員からもお話があったとおり、区内の警察、警視庁ということもございましたけど、平素からの連携というね、この言葉、課長からもお話がございましたけれども、やはりそっちのほうが、組織体制はもちろん大事ですけれども、平素からの連携ということがやっぱり顔が見える関係、この辺の構築がやはり何よりも大切だと思っております。

そのために、先ほど小学校とか学校、足を運んでいるという話も出ておりましたので、警察なんかのそういった顔が見える関係づくり、これは具体的にどのような形でやっていけるのか、その辺を教えてください。

○浅川委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 委員からお話があります、平素からの警視庁、あるいは警察との連携を図るというようなところがございますけれども、先ほど大きな一つは、私ども本当にこれは開設に向けて心強いねというようなところで、先ほど警察職員の常勤職員がこちらに派遣されているというところもありますけれども、もう少し具体的なところでいきますと、先月の1月でございましたけれども、安全強化に係る研修というような形で、富坂警察署の職員、警察官の方を招きまして、区の児童相談所開設準備室におきまして、職員の安全確保であったりとか、あるいは警察官への通報が必要となる場合のケーススタディというようなところを実地で研修していきまして、私ども、文京区の児童相談所としての対応力の強化に努めているところでございます。

そういった形で、いわゆる、先ほど申し上げました有事のときだけではなくて、平時のときからいかに互いに、かつ私ども管轄の富坂警察署は、区児童相談所のすぐ近くにあるものですから、そのあたりの地の利も生かしながら、私ども、職員と警察の皆さんとの、より機

動的な、あるいはしっかりとした連携を図りながら、児童相談所を進めてまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。そういった連携は、やっぱり年に1回とかじゃなくて、ある程度期間を決めて、何回もやると完全に身につく、いざというときにやっぱり大事なので、防災と一緒にですね。何度も何度もそういったことを経験すると、いざというときに役に立つと思いますので、1回にとどまらず、何回か、年何回とか決めていただいて、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは以上で、報告事項2の質疑を終了いたしますが、改めて質問・答弁は簡潔明瞭にお願いいたしまして、実質2時間半残っておりますけれども、まだまだ質問がいろいろあると思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、教育推進部教育総務課より1件。

報告事項3「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」の説明をお願いいたします。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 それでは、資料第4号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」につきまして、御説明を申し上げます。

資料データのほう、3ページをお開きください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告するものでございます。

2の実施方法です。

(1)のところですが、点検・評価の対象は、教育指針に位置付けられた4つの視点及び文化財行政、図書館行政の6項目となっております。文化財行政は、隔年実施となっておりますので、今回は対象にはなっていません。

次に、(2)点検・評価の対象期間ですが、点検・評価は、前年度の主要施策について行うものであり、今回は令和5年度の主要施策が対象となっております。

次の(3)学識経験者の知見活用でございます。

この主要施策の取組状況等を取りまとめまして、学識経験者2名の方から意見聴取を行った上で、総合的な評価を行っております。

続きまして、4ページをお開きください。

こちらを参考といたしまして、根拠法令、点検・評価の全体像、教育指針の体系を記載しております。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページから18ページまでが、それぞれの事業ごとの点検・評価のシートとなっております。こちらの各シートでは、それぞれの主要施策の取組状況、成果・実績等、課題、今後の対応・方向性、及び学識経験者の意見を踏まえた総合評価、これらをまとめて表形式で記載しております。

本実は、この中で幾つかの事業について、この一番下の総合評価の部分のみ御説明をいたします。

まず、今、開いている5ページです。Society5.0の教室プロジェクトのところですが、総合評価といたしましては、ICT環境整備における課題について、物理的要因及び人的要因の分析を行い、教員の意見を聞いた上で、対応していく必要がある。

また、ICT支援員の活用をさらに進めるため、派遣時間の拡大を検討していくとしております。

続きまして、6ページをお開きください。

英語力向上推進事業でございます。こちらにつきましては、総合評価のほうですが、中学校の長期間型ALTについては、モデル校の効果検証及び未配置校の実態や要望を聞いた上で、今後も適正に配置していく。また、海外の学校との交流を支援する事業の周知等、児童・生徒が英語を使用する機会づくりを支援していくとしております。

続きまして、8ページをお開きください。

健康・体力増進事業です。こちらは、引き続き事業支援人材配置すること等により、子どもたちの運動意識や体力の向上に努めるとともに、体力向上事例報告会を活用して、子どもたちの体育や運動への興味・関心等を把握していく。また、生活・運動習慣等調査における児童・生徒の運動に関する感じ方等を踏まえながら、各事業の成果と課題を検証し、改善していくとしております。

続きまして、11ページをお開きください。

地域学校協働本部事業でございますが、こちらは、令和5年度に小・中学校全校への地域学校協働本部の配置が実現しましたが、今後は活動を一層活性化させるため、地域コーディネーター向けの研修の充実や大学との連携等を進め、幅広い支援活動を推進していくとして

おります。

続きまして、15ページをお開きください。

スクールソーシャルワーカーの配置と運営、及び校内居場所（別室）対応指導員、それから「room-K」の実施についてでございます。

こちらにつきましては、各校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの効果的な活用等について、学校と協力して取り組んでいく。また、学校現場や生徒の状況について丁寧に聞き取りを行うなど、学校へのきめ細かな支援に向けて改善をしていくとしております。

続きまして、18ページを御覧ください。

図書館についてでございます。こちらは、ＩＣタグサービス及びＩＣ機器を、さらなる業務の効率化や利便性向上のために活用していく。また、閲覧席の充実による学習環境のさらなる充実。小石川図書館の改築については、ワークショップ等で区民の意見を聞きながら、検討を進めていくとしています。

その次の19ページから24ページにかけてが、学識経験者からいただいた御意見を掲載しております。御意見をいただいた学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓先生、東京大学大学院教授の北村友人先生、お二方でございます。

25ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と令和5年度の主要施策を添付してございます。

資料4号につきまして、説明は以上です。

○浅川委員長 それでは、報告事項3「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」の御質疑のある方は挙手をお願いします。

宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。私からちょっと1点。

右下のPの7ページのところ、いのちと心の教育の推進事業のところですけども、一番下のところあります学識経験者の意見を踏まえた総合評価部分で、この中で、各校園の取組には差がありとの評価があるんですけども、こちら具体的にどのような差があるのか、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

また、その取組の差は、今後どのように埋めていくのかも、区のお考えがあればお聞かせください。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 御質問ありがとうございます。

学校の取組についての差ですが、例えば道德の時間を核とした生命の尊重でしたり、自然体験学習、警察との連携事業など、人権教育は様々な教育活動を行っていくものでございます。そのため、各学校の人権教育の取組内容に差があるということの御意見をいただきました。

教育委員会としては、「いのちと人権を考える月間」に収集したデータ等をより丁寧に分析し、充実した取組を行っている学校の好事例等を広く周知し、各学校の人権教育のさらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。いのちと心の教育の推進事業に関しましては、本当に、毎日ニュースなどを見ていると、今の時代、例えばSNSでの中傷の末に苦しんで自殺をしてしまったり、こちらネットリテラシーの話とかにもなってくるかもしれませんが、あとは、親から小さい子どもへの虐待死のニュース、あとは、ほんの些細なことをきっかけに、友達や、あとは恋人の命を奪ってしまうようなニュースが毎日のように流れております。

人と人との間でもそうですし、あと、1月には広島県竹原市の大久野島という国立公園があるんですけども、こちらには、500から600羽のウサギがいる中で、その中の99羽のウサギが蹴られたりして、亡くなっていたというニュースなどがあって、ちょっと命をそうやって扱うような方たちが今の日本に増えてきている中で、文京区では、このいのちを尊重して、自他の違いを認めて、自分も他者も大切にできる態度の育成を図って、いのちと心の教育を進めて、全ての人への思いやりの心などを育む道德教育を進めていくということで、これ本当に基本的なことだと思うんですけど、本当に大事なことだと思いますので、引き続き、こちらの学識の方などの分析も今後も進んでいくと思いますけれども、しっかりと区の子どもたちに引き続き、この命と心の大切さ、学んでいってもらいたいと思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○浅川委員長 では、千田委員。

○千田委員 15ページに関してなんですけど、問題行動や不登校などの早期発見、予防支援の強化・充実は、喫緊の課題だと思います。スクールソーシャルワーカーの相談件数が、小学校65件、中学校34件ととても少ないと思うんですね。子どもたちには、もっともっと悩みがあるはずだと思います。だから、聞き取りができてないのではないのでしょうか。積極的な聞

き取りが求められています。全児童や生徒への面接ですね、こちらから面接するという、それはどのように実施されているのでしょうか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、今、御指摘のような状況はありますけれども、学校にはスクールソーシャルワーカーのみならず、スクールカウンセラーがおりまして、こちらのほうが年間で約8,000件、小中合せて3万件余りの相談対応もしております。

今、御指摘のあった全員面接のようなものにつきましては、スクールカウンセラーのほうで、小学校5年生と中学校1年生に対しては毎年必ずやっているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールカウンセラーのそういった役割と分担しながら、子どもたちの関係する福祉機関へのつなぎであったり、福祉的な支援を中心に対応しているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 小学校5年生と中学1年生ということですが、やはり2学年では少な過ぎると思います。これでは子どもたちの抱えている問題を積極的に知り、改善していくことは困難です。多くの子ども、できれば全ての児童・生徒に面接し、様々な悩みに取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 小学校5年生と中学校1年生を選んでいる背景といたしまして、やはり小学校の中でも5年生は、特に高学年になるタイミングで、一般的に少しいろんな悩みが増える時期、また中学校1年生につきましては、小学校から中学校へ環境が変わる最初のタイミングということで、あえてその2学年を選んで実施しているところです。

全員面接をやる体制としては、やはり現状、2学年が現状であるんですけれども、ただ、それ以外にも、スクールカウンセラー、あるいは先ほどのスクールソーシャルワーカーを含め、日常の業務の中で、校内巡視とかそういった活動を通じて、何らかの形で子どもたちのサインを発見したら対応すべく、日々業務に従事しております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 やはりサインを発見してからでは遅い時期もありますので、できれば全学年ですね、確かに子どもたち、先生のカリキュラムを考えて全員やるというのは、難しいかもしれませんが、これだけ問題行動が増えている中で、やっぱり子どもたちの悩みに向き合うとい

うことは非常に重要なので、今後、全児童・生徒に面接していくことを要望して、終わります。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 まず、6ページの英語力向上推進事業についてです。

昨年11月定例議会の文教委員会で、中学校に入学した後の英語の得意、不得意の二極化がどんどん進んできているという指摘をさせていただいて、中学校においては、スピーキングだけでなく、英語の授業全体の検証を行っていただきたいというふうに要望させていただきました。小学校の5、6年生がGTEC Juniorで、英語4技能の経年変化を把握できるようになっていますけれども、中学生の英語4技能の経年変化の把握については、どのように考えているでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員の御指摘のように、5、6年生については、GTECのほうで経年変化を図ってございます。そして、中学校では、御存じのように、ESAT-JのYEAR1、YEAR2のほうで経年の変化を図っており、最終的には受験では用いるYEAR3という形に、3年間で系統立てて指導の経過を図ってございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ESAT-Jについては、やはりスピーキングのところに限られてしまうのかなというふうに思いますので、前回の委員会でも要望させていただいたように、4技能全体の経年変化の把握をぜひお願いしたいんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 4技能についての経年変化というところでは、例えば教科による定期的な単元テストや、それから定期考査、また全国の学力調査等で経年の変化を今図ってございますが、そうしたものをこれからも密にやっていきながら、子どもたちの変化等をきちんと教科で捉えていきたいなというふうに考えてございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 全国の学力調査というものが、まさに前回の委員会の資料だったかと思うんですけれども、それに英語の調査が数年に1回しかされないということを起点として、この要望をさせていただいておりまして、ぜひ小学校の5、6年生と同じような形で、中学生に関しても、今、非常に本当に二極化が進んでいるなというふうに私の知り合いの中学生を見てい

でも感じますので、ぜひそこは積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。そこは重ねて要望させていただきたいと思います。

14ページの緊急情報の配信についてなんですけれども、1年前の同じ報告の際に、区立小・中学校の子や保護者には、不審者などの緊急の情報が配信されるんですけれども、私立などの区立以外に通う子や保護者のほうには、例えば帰り道に通るかもしれないような区内の場所で緊急情報があつて、それに対して区立の小中学校は対応したけれども、その情報を得ることが難しいので、私立の学校から帰ってくるときに不安だったというような保護者のお声を頂戴しまして、これはどうにかありませんかというふうに、改善していただきたいということを要望させていただきました。

このような区立以外の学校に通う区内在住の子どもの安全確保については、どのようにお考えか、教えてください。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今、こちらのシステムについては、クローズドのシステムですので、これは区立だけということでございます。

私立の学校につきましては、区として、安全安心メール等を危機管理室のほうでやっておりますので、そちらのほうを登録していただければ、不審者情報等のほうはそちらで流れていくような仕組みにはなっているかと思います。

教育委員会として、私立学校の保護者に向けて何か直接配信というのは難しいと思うんですけれども、そのあたり危機管理室とも連携して、普及していけたらというふうに考えております。

○浅川委員長 ありがとうございます。今、例に挙げさせていただいて、帰り道に、例えば不審者ですとか、そういった緊急情報が発生した際のこともそうなんですけれども、様々なケースがあると思います。どのような基準で、そういった小・中学生の安全確保に関する情報をそういった区民全体に配信する、そういった安心安全メールで配信していくのか、そこら辺の基準を設けているのであれば教えていただきたいというふうに思います。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 安全安心メールの配信の基準は、詳しく承知してないところなんですけど、情報のいろんな性質ですとか、重要度、緊急度等に応じて、個別に判断して配信をしているものというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、分かりました。区立小・中学校の御家庭には、そういった情報が即座に、個別の状況に応じて柔軟に届くということだと思うんですけども、安心安全メールのほうでも、そういった同じような対応が可能になるように、できるだけ配慮をお願いしたいということを要望させていただきたいと思います。

あと2つなんですけれども、17ページの小学校改築に関してです。

このたび東邦音楽大学の土地を取得できることになったということで、大変よかったというふうに思います。今、改築の設計や検討が進んでいる学校の計画に、これがどのような影響を与えるのか。大塚四丁目には、仮校舎が1校しかできませんけれども、どのような優先順位で、仮校舎を利用していく学校を決めるのか。全ての学校で仮校舎を使うのか、あるいは中には自校方式でやっていく学校も出てくる可能性があるのかというところ。

また、ここに載っている、今、計画が進んでいる学校のほかにも、まだ10年後、20年後とそれぞれに別の学校の改築の計画もありますけれども、そういった全体の計画の組み直しといたしますか、そのあたりの影響がどのように変わってくるのか、全体的なお話を伺っておきたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 東邦音楽大学敷地の取得の件については、今度の総務区民委員会のほうで報告はさせていただく予定となっておりますが、今、委員がおっしゃったような、今後の計画というようにところですが、今時点ではまだ未定ということになるんですが、当然、文京区では公共施設等総合管理計画を持っておりますので、そちらのほうの方針が基本にはなってくると思います。その上で、各校の事情等も考慮しながら、本敷地の活用計画というものは検討していく予定でございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。ほかの委員会でも検討されるということで、しっかりそちらも傍聴させていただきたいと思います。今回のこの土地の取得が、子どもたちにとってしっかりと活用されることを望んでおります。よろしくお願いいたします。

18ページの小石川図書館のことに関しては、先ほど請願のところでも意見を述べさせていただきましたけれども、中間のまとめの公表の後に、いろいろな意見が出てきて、区民の方が高い関心を寄せていただいていることはありがたい一方で、今のこの少し対立関係で混乱してしまっているような状況を解消できていくように、区も丁寧な対応を図っていただくことをお願いしたいと思います。

また、私としては、ぜひ立体都市公園制度を活用していただいて、都との協議も尽力していただいて、図書館は地上にして、地下にスポーツ施設をつくって、そして公園を広くするというような方法を考えていただきたいというふうに思います。これも要望させていただきます。ぜひ今後、建設的な議論が区民の方と進むように、御努力を引き続きお願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 では、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは1点、外部評価についてです。

点検・評価に関する学識経験者2名の意見をいただいているというような話ですが、この学識者、過去6年間変更がないと伺っているんですね。任期もないとのことなんですが、どういうふうに決められているのでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 どういうふうに決められているかというところにつきましては、一番最初にお願いするときは、いろんな、これまでの教育委員会との関係している方のつてを使って、どういう方にお願いするのがいいかというところを決めるわけですが、基本的には、教員出身の方お1人、それからいわゆる大学の教授等の方をお1人と、そういった組合せでしております。

その後、今度は誰にしようかということを毎年検討して、引き続き、これまでここ数年にわたっては同じ方にお願いするのがいいだろうという判断をその都度してきたところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 要は、毎年度、事務局が決めているという話なんだと思うんですけど、選任に関して、教育委員会の定例会にも諮らないですね。せめて一度議論してみてもいいでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 こちらにつきましては、点検・評価はもともと教育長の権限で行っているものでして、教育委員会のほうには、本日のこの内容も同じ内容で既に報告をしておりますので、あえてこの学識経験者についていかがでしょうかということを教育委員会に諮る予定はございませんが、そういった教育委員会委員から御意見があった場合には、しっかりとその意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 では、私からの意見として、これは教育長が決められているということなので、教育長に対してですが、千代田区は5人なんですよ、港区は4人、豊島区は3人です。しかも、それぞれジェンダーバランスに配慮をして決めている。地方教育行政の中立性の確保のためにも重要な仕組みだと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 すみません、私の先ほどの答弁でちょっと訂正をさせていただきます。

教育委員会に報告と申し上げましたけれども、この点検・評価は、議案として、教育委員会の決定を経ているというものでございます。

○浅川委員長 それでは以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

続いて、学務課より3件。

報告事項4「学校給食費の公会計化について」、報告事項5「学校選択制度の実施に伴う令和7年度進路意向確認票の回答状況について」、報告事項6「文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について」、以上の説明をお願いいたします。

中川学務課長。

○中川学務課長 それでは、資料第5号に基づきまして、学校給食費の公会計化について御報告申し上げます。

区立小・中学校の給食費については、学校単位で徴収・管理する「私費会計」から区の予算に計上し執行する「公会計」に移行するものでございます。

まず、給食費の徴収についてですが、令和5年9月より、児童・生徒に係る給食は無償化しており、徴収事務は生じておりませんが、公会計化により教職員等の給食費を区で徴収することとなります。

また、給食提供に必要となる食材について、現在は区から学校への補助金及び学校で徴収した給食費を元に各校で購入しているところですが、公会計化により、区の歳出予算から食材を購入することになります。

公会計化により、学校の事務負担が軽減するとともに、会計処理の透明性が向上することが期待できると考えております。

公会計化に向けたスケジュールですが、令和7年度にシステムの導入準備や関係規定の整備等を進め、令和8年4月より公会計化へ移行する予定でございます。

引き続き、資料第 6 号に基づきまして、学校選択制度の実施に伴う令和 7 年度進路意向確認票の回答状況について、報告いたします。

区教育委員会では、昨年10月に、新中学校 1 年生を対象に、希望校調査を実施しており、こちらの表の左から 2 番目の項目、希望校調査票集計結果に、各校の希望人数とその合計を掲載しております。

その後、今年 1 月に進路意向確認票の提出を依頼しており、区立中学校への進学予定者を確認し、さらに転入予定者などの区域外就学申請者を加えた人数が入学予定者となります。こちらの表の左から 3、4、5 番目の項目が、それぞれの人数となっております。

なお、希望人数の多い第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、令和 6 年12月 4 日に抽選を行い、補欠登録を行っております。

抽選の結果が、参考として掲載している下の表になりますが、こちらの表の当選者数が繰上げとなった方の人数で、抽選校 4 校については、当選者のうち進路意向確認票の提出があった方の人数が上の表の進路意向確認票回答人数に含まれております。

この表は、令和 7 年 2 月21日時点の数字であり、現時点で進路意向確認票を提出いただいてない方もおりますので、今後はその方々の回答も集約して、区立中学校各校の入学者を最終決定する予定でございます。

報告は以上になります。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 続きまして、資料第 7 号に基づきまして、文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について、御報告いたします。

1 の概要にございますとおり、区立小学校の児童数増に対しましては、これまで既存校舎の改修や増築など、学校の敷地の中で教室を確保してまいりましたが、あわせて、学校近隣で活用可能な土地・建物等に関しての調査・協議等も進めてまいりました。

このたび、窪町小学校近接地に建設予定の民間施設に敵地がございましたので、民間施設の賃借による教室等の増設に向けた取組を進めてまいります。

2 に記載した、今回の対象物件ですが、所在地は大塚三丁目 3 番 6 号、別紙 1 に地図をつけておりますので、こちらを御覧ください。

こちらの案内図にありますとおり、窪町小学校とは区道を挟んで隣接する位置に、これから 7 階建てのマンションの建設が予定されておりました、こちらの 1、2 階部分となります。

元の資料にお戻りいただいて、3 の活用内容ですが、対象物件の 1、2 階、合せて約

1,500平米を全て借り切りまして、1階を窪町小学校の特別教室、2階を育成室として活用する方向で、先方や学校等と協議を進めているところでございます。

なお、育成室につきましては、近隣の配置計画に影響することから、この後の報告事項9「新たな青少年プラザの基本設計案について」で御報告いたします。

4、今後のスケジュール案ですが、3月までに、所有者との間に、賃貸借契約に向けた協議を進める旨の合意書を交わした後、土地所有者によるマンションの本体の設計施工、また、これとできるだけ時期を重ねられるように、内装部分の設計施工は区で行いまして、令和10年4月の供用開始を目指して、進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○浅川委員長 それでは、報告事項4「学校給食費の公会計化について」の御質疑のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 公会計化になるということなんですけれども、食材の購入は、今までどおり地元業者なのでしょうか。

あと、魚の購入なんですけど、これは今までも特別なやり方があったと思うんですが、その内容と、そして公会計化になったらどのように変わるのでしょうか。そこをお答えください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 公会計化をしたとしても、あくまで経理の事務ですね、実際に資料だったりとか、あとはこちらの会計のほう、請求書をもらったり、そういったような事務ですね、契約事務、支払い事務、こういったものを教育委員会のほうで実施するということになりますので、実際に食材を発注するような事務については、引き続き学校のほうで行うという予定になっていますので、変更はございません。

今、委員のほうから、特に魚についてということで御質問いただきましたけれども、魚については、今現在でも、区内の事業者さんで、給食に見合うだけのお魚を納品していただけたところはないので、区外の事業者、2事業者ぐらいから魚を購入しているところでございます。そちらについても、公会計化になったことによって、何か大きく変わるということとはございません。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。地元業者からの購入は今までどおり守るべきだと思います。

あと、今までは学校と業者との関係でしたけど、今後は区と業者の関係ということでよいのでしょうか。

また、一つの業者が複数校に納品している場合、契約はどのようになるのでしょうか。業者の負担が増えないようになっているのでしょうか。お願いします。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 業者のほうとの関係については、学校と教育委員会それぞれに関係性が今後できてくるかと思います。もちろん、先ほど申し上げたように、食材を発注するのは学校でありますので、これまでどおり学校の栄養士等が食材を発注する上で、業者の方とやり取りします。

一方で、実際に支払い等を行うのが教育委員会のほうになりますので、そちらについては、教育委員会と今度事業者さんとの関係という形になります。

事業者さんによっては、複数校対応しているところもございますので、今後、令和7年度以降になってからの調整になりますが、そういったものを取りまとめて請求していただくようなことも含めて、検討をしていく予定でございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 ぜひ、業者さんの負担が増えないように、いろいろ工夫していただきたいと思います。

それと、教材費があるので、学校事務の私費会計は残っているので、学校の事務負担——私費関係は残っていますね。ここに学校の事務負担が軽減されるとなっていますが、どの程度軽減されるのでしょうか。

それと、この事務作業によって、学校事務ですね、人員削減とか学校事務の民間委託につながっていくことなどを懸念しますが、それは大丈夫でしょうか、お答えください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 定量的にどれぐらいの事務が減るかというところは、なかなか算出しにくいところではございますけれども、契約事務だったり会計事務だったり、そういった事務作業が減ると、システム等を入れることによって、給食の喫食管理なんかも今後こちらのほうで行ったりもすることになるので、一定の事務軽減があるかと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、学校の栄養士にしても事務にしる、それ以外のやらなければならない事務というものはございますので、特に今の時点で、こちらの給食、学校給食費の公会計化を入れたことによって、学校のほうの人的配置を何か考えているということは現時点ではござ

いません。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 学校事務の軽減、それはいいことだと思うんですが、これが民間委託につながらないように、くれぐれも要望しておきます。

それと、子どもたちに関わる教員の給食の無償化、これは全く考えていらっしゃらないのでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 あくまで児童・生徒の給食費の無償化というものを一昨年度から実施しているところでございますので、教職員につきましては、しかるべき金額の給食費はお支払いいただくという考えでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 今後、義務教育に携わる教員の方たちも無償化していくことを検討していくことを要望して、終わります。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 現在、給食給付担当の方が5名いらっしゃって、来年度の組織改正案では、特に増員などされてないということなんですけれども、それぞれの業務の分担内容はどのようになっているのか。1人で何校担当するというような、そういった内訳が決まっていれば教えてください。

あと、給食費の未納者が発生したときの徴収への流れがどのようになるか、教えてください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 現時点で給食給付担当のほう、1人で何校とかというのを具体的に決まっているわけではないんですけれども、業務としては、まず児童・生徒の給食の無償化の事業、あとは、今年度から実施しております学校給食費の支援給付事業、こういったものを担当ごとに分けてやっているというところがございます。

さらに、会計の事務につきましては、会計年度任用職員の方の力も借りながら実施するというので、全て縦割りの、この業務は誰かの担当とかという形じゃなくて、協力し合いながら実施をしているところがございます。

あと、未納者についてですが、児童・生徒については、今、無償化をしているということで、その事務は生じませんが、今後、あまりケースとしてはないかなとは思っているんです

が、教職員の徴収のほうをこちらで実施することに伴って、もし何らかの事情ですね、悪意のあるものじゃなくても、ちょうど口座にお金が入ってなくて引き落としができなかったとか、そういったようなことが発生した場合の対応は、こちら教育委員会のほうで実施するような流れになるかと考えてございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。初めての様々なケースがあると思いますので、ぜひ現場で連携を図っていただいて、円滑に進むようにお願いをいたします。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 直接、公会計——まあ、会計、関わるかな。お米の値段がすごく上がっているわけですけども、来年度について、今、私たちが買うには、倍ぐらいの値段になっているんですけども、お米屋さんとの関係で、今年までの値段で来年はいかないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺のことでお米屋さんと話合ったり、区として、一定の補助、お米の部分だけに関して、補助みたいな形をやっていける方法というか、そういうのを考えているんでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 お米につきましては、本年度、緊急的な対応として、既に各校に米の現物支給というものは行っております。来年度につきましては、前のところでも御答弁申し上げたように、今、給食1食当たりの単価を引き上げるというところで、事務のほうを進めておりますので、その中で、米も含めた物価高騰には対応していくことを考えているところです。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、報告事項4「学校給食費の公会計化について」の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項5「学校選択制度の実施に伴う令和7年度進路意向確認票の回答状況について」の御質疑のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員。

○岡崎委員 進路意向確認票の回答ということで、昨年と同じように、入学者が極端に少ない学校がなくて、よかったのかなとは思っておりますけれども、いわゆる、下のほうの補欠登録の抽選の結果が、六中、九中で、昨年は結構落選者っていたんですけど、今回少なかったんですけども、この辺はどのように分析をされているのか、お伺いしたい。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 抽選校であります六中であつたり九中、こちらについては、補欠登録者の繰上げ人数を決めるに当たりまして、電話確認等も含めまして、進路先の確定を早めに進めているところなのですが、今回、その過程で確認した中で、私立中学校等への進学を決めた家庭の割合が、昨年度より増加はしているという傾向が見られています。そのような方を補欠登録者数から除くため、こちらに表示される人数が昨年度より少なくなっているというような状況でございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。本当に、前々から言っていることですが、これはもう御本人ないし保護者の意向というか、あれですから、致し方ない部分もあるんですけど、やはりどうやって区立中学校に進学する子を増やしていくかということが非常に僕は大事なのかなというふうに思っております。何年も前から、特色のある学校づくりも行ってきたいただいていると思うんですけども、その辺ももっとPRをしていただければというふうにも、もう積極的にPRしていただければと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 現状ですと、オープンキャンパスというような形で、実際に現場のほうを、小学校6年生の児童であつたり、保護者の方であつたりということが、見に来る、経験する中で、学校の魅力というものを各校伝えていただいているところではございます。例えば英語の授業に力を入れているところがあつたり、あと、今後は部活の地域移行などで、そういった部分でも特徴を出していくような学校も出てくるのかなというふうには考えてございますので、そういったもろもろのことの組合せにはなってくると思うんですけども、今後も引き続きそういったところに力を入れていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、学務課長がお話、上げたとおりでございますけれども、様々な取組をしております。一つ、次の資料第9号、報告事項8ですけれども、こういったバカロレア機構との協力、協定なども結んで、これはなかなかすぐに成果というものは出にくいかと思いますけれども、文京区の特色ある教育環境のということで、こういったことも我々としてはチャレンジ、取り組んでいるというところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今回の資料9号にもありますけれども、様々な形でそういった御

努力を積み重ねていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 この間の数字を見てみますと、文林中学校については、ちょっと人数がここ3年ほど増えていっているかなというふうに思うんですけども、三中のところはかなり減っているということで、この間の何年かを見ると、43人、27人、昨年が34人、今年は21人ということで、減る傾向にあるんですけども、何か学校の特別な事情みたいなものがあるのかどうか、その辺は答えられますか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 現時点では、全て検証ができているということはないんですけども、三中につきましては、昨年度との比較というところでいいますと、希望調査票の中で、三中の入学希望者が昨年度よりも今年度のほうが増えております。ただ、今年度は、希望調査を出していただいた時点で、私立中学校等の受験を予定しているという家庭が、逆に人数は増えたんですけど、私立等を受ける家庭も、予定としてですけども、増えていたというところもございいますので、そういったところも影響はしているのかなというところで考えてはおりますが、最終的な進学先というのは、これからこちらを確認して固めていくことになりますので、その中で見ていこうと思っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。

それで、先ほど出ました、一番下のところの補欠登録繰上げ結果のところですけども、昨年から比べると、六中なんかでは相当減っていますし、九中でもゼロ人ということです。音羽中学のところで6人、でも昨年は8人でしたから、ここも減っているという点で、選択制を入れていなくても、この人数の状況を見ると、いいのではないかなというふうに思えるんですね。

特色ある学校といいますけれども、同じ文京区内で公立の中学校で同じ状況で進めているわけですから、特色という形を取らなくてもというか、そういうことでなくてもいいのではないかなというふうに思えて、今回のこの数字を見たときに、私たち、この間、学校選択制を導入してから20年ぐらいになるのかな、検証して、このまま進めるかどうかということも考える時期に来ているのではないかなというふうに思うんですけども、その辺について、改めてお答えをいただきたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 中学校の学校選択制につきましては、各校の特色あるいは伝統を鑑みて、子どもたちが自身の個性や将来の目標にあった学校を選択できる制度ということで導入はしているところでございます。

今回、補欠ということで、抽選から落ちるお子様、結果として少なかったというようにところはございますけれども、それでもって学校選択制を見直すという考えは現時点では持っておりません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 例えば来年度も同じような数字で出たとしたときには、やっぱり考えることをしなければならないというふうに私は考えるんですけれども、来年度になってみなければ分かりませんが、そういう状況も、区として、やっぱり考えるべきだというふうに思いますので、これは意見として言っておきたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今回、抽選で合格当選するということと、学校選択制をやめるということは、必ずしもイコールではなくて、その結果として、子どもたちが行きたい学校に行きやすくなったというようなことが言えるということは分析できると思うんですけれども、なので、学校選択制をやめるというのにイコールになるとは考えてはいませんので、やはり学校選択制というような制度については、今後も引き続き実施していきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 続きまして、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、1つです。

先ほどの私立中受験者が増えているという話に関連して、区立中学校での調査書点、いわゆる内申点の学校間格差について、質問します。

先日の本会議で、依田議員から、教育長への一般質問にもあったんですが、区立中学での内申点に対する入学前保護者への正しい知識の普及、そして学校間での内申点格差への対応が不足しているのではという話ですね。

具体的には、テストの難易度は中学によって違うせいで、人気の中学校ほど内申点で苦労する生徒がいるというお話がありました。これに対して、教育長は、難易度の違いについては言及をせず、テストの内容が学校によって違うのは当たり前なので、課題として捉えていないという御答弁だったんですね。ただ一方では、保護者には実際に内申点に不安があると。偏差値が同じ生徒でも、文京区では他区より低めの内申点にあるというような現役保護者の

声もあるんですが、どうお考えですかということ。

そして、あと、依田議員の再質問で指摘があった、難易度の違いについてはどうでしょうか。生徒や保護者から指摘はないんでしょうか。それとも、指摘はあるが、各校の対応に任せている状況なんでしょうか、お伺いします。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、御質問ございました、調査書点については、各学校というよりは、都立高校の入試に関わるものですので、都のホームページで大きく掲載されています。学校についての、いわゆる、今おっしゃった調査書点、内申点については、中学校の1年の段階から、進路指導において、本人、それから保護者のほうに丁寧に説明していますので、学校でどのように調査書点がつけられているか、その中身についても、生徒、保護者のほうは十分熟知しているというふうに捉えております。

また、難易度の違いというところについては、各校が各教科年間指導計画に基づいて授業を実施しておりますので、その学校によって、例えば定期考査の内容が違うというのは、当然のこのように行われることでございます。その中で、きちんと事業者が評価を出しておりますので、それについての難易度の違いというふうには、教育委員会としては捉えてございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 内容が違うのは分かっているんです。その難易度が実際に違うかどうか、その受け止め方であるとか、生徒や、その実態であるとかを調べたことはあるんですかというお話なんですね。これがまず1つです。

それから、依田議員の再質問にはもう一つあった、内申点のつけ方の仕組みなんですけれども、先ほど中一から説明しているということだったんですが、入学前の保護者や児童への説明が不足しているのではないかという話なんです。東京都のホームページには掲載されているという話だったんですけど、これ保護者や児童に実際に伝わっているんでしょうか。特に入学前ですね、どんなタイトルのホームページや資料で、どこで公開されているんでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 東京都のホームページで、調査書点については、細かく公表しています。また、細目というのがございまして、そちらのほうでも細かく公表しています。

そして、先ほどの評価・評定についてなんですけれども、そちらについては、例年、事前

の調査と、それから本調査といって、成績一覧表調査というものがございまして、そこで文京区全ての学校の、いわゆる5、4、3、2、1という数字をつけたもののグラフ等で表した表というものも東京都のほうに提出しています。その中で、各学校に大きな差異があるような結果ではないということを我々教育委員会のほうで把握してございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今のスコアに大きな差異がないという話じゃないんですよ。そのテストの難易度なんです。要は、生徒たちの学力が高い学校だったら難易度が高くなるという仕組みでいいんですかと。評点と同じだったとしても、要は——伝わっていますかね。生徒の学力が高いところでは、評点と同じ結果だとしたら、当然、難易度が高いということですよね。それでいいんですかという話と、その実態を本来であればもっとオープンすべきなんじゃないかということがまず1点。

あと、都のホームページに細かく公表されているという、その細目というのは、ごめんなさい、どこでどう見れば拝見できるのでしょうか。そして、それは、先ほど申し上げたとおり、入学前の保護者や児童が分かりやすく見れるものなのでしょうか、その不安解消につながるものなのでしょうかというところが2点目。

これちょっとまとめていきますけど、実際に区立小に通っている児童の保護者からは、内申点のせいで区立中に進むべきかどうか悩んでいるという声もあるわけですよ。区は、区立中の進学率を上げたいわけですよね。それなら積極的にオープンにして、保護者の不安を解消すべきなんじゃないですかと申し上げたいと。何も学校間格差を解消しろという話ではないんです。保護者の声がこれだけあるんだから、課題として認識をして、実態を把握して、必要に応じて対応をしてほしいという話なんですけど、いかがでしょうか。それもできないということなら、理由も含めてお答えください。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 小学校の6年生については、今、各学校で入学前に事前の中学校の生活についてという説明の機会を設けております。その中で、中学校の成績について、あるいは授業内容等について詳しく全体に説明をしています。

また、先ほどの難易度の点なんですけど、年間指導計画で教える内容が違うので、その難易度が変わってくるというのは、当然かというふうに捉えておりますが。

○浅川委員長 沢田副委員長、まとめてください。

○沢田副委員長 はい。今のお話だと、教える内容が違うから、当然、難易度が違っても当た

り前で、それで問題ないという認識だということは、まず1個、分かったのと。

あと、その都のホームページってどこで見れるんでしょうかというところは、ちょっと後でお伺いしたいのと。

あと、入学前に児童には説明の機会を設けているということなんですけど、これは保護者にも伝わっているんでしょうかということですね。今、申し上げた質問の延長でちょっとお伺いをしたいと。

これちょっと最後のまとめなんですけど、ほか自治体の事例なんですけど、中学校長会で評価の統一性を推進するプロジェクトを立ち上げて、教員主導で評価基準を開発した例もあるわけですね。今のようなお話とは全く別の方向です。また、これもほかの区の事例ですけども、内申書で地獄を見ているという保護者の声もあったりするわけなんです。今、申し上げたとおり、区立中の魅力を向上して、進学率を向上するためには、積極的にこうした情報をオープンにしていく、そして区の姿勢もオープンにしていくという、教育委員会の姿勢もオープンにしていくことが必要だと思うんですが、改めて伺います。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員がおっしゃるように、都のホームページというのは、東京都のホームページのほうで、都立高校における細目というふうに入れていただければ、すぐに出ます。また、調査書点という形で入れていただいてもヒットするかというふうに思いますので、後ほど御覧いただければというふうに思っています。

それから、先ほど入学前の説明については、プリント等も配っておりますので、児童だけではなく、保護者のほうにもそういったものがきちんと手渡し、あるいは説明にも入っているのではないかなというふうに思います。

それから、先ほどから保護者の不安をというようなお話がありますが、我々教育委員会にも、例えば年間に1件、2件、調査書点についての御質問等はございますが、そうした不安の声は、我々指導課のほうに大きく上がってきたというようなことはございません。

以上です。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。区としては、大きな不安の声は受け止めていないということで、今のところはそこまで対応を考えられてないということなんだというふうに受け止めました。

で、プリントでも保護者には配っていると。ただ、そのプリントには、恐らく調査書点の

細かいつけ方みたいな話はされてないでしょうから、そこは都のホームページで見てくださ
いと。ただ、都のホームページで見てくださいというメッセージは、肝腎の保護者には伝わ
ってないかもしれないなという状況だということですね。大きな間違いがあったら指摘いた
できれば、そのままで結構です。

○浅川委員長 それでは、間もなく3時になりますけれども、休憩に入ります前に、報告事項
はあと残り5件、そして一般質問は5人から5件いただいております。委員長としては、本
日1日で終わられるように進めていきたいと考えておりますけれども、皆様、いかがでしょ
うか。よろしいですか、御協力願えますか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 では、そのように進めさせていただきますので、これから3時半まで休憩をさ
せていただいて、次は3時半から始めさせていただきますと思います。

なお、先ほど傍聴席から声がかかったみたいですが、傍聴の方は、発言は控えてい
ただきたいので、よろしくお願いします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時30分 再開

○浅川委員長 それでは引き続き、文教委員会を再開いたします。

先ほど報告事項5の質疑を終わりました、続いて報告事項6「文京区立小学校教室等増設
における民間施設の活用について」の御質疑をお願いしたいと思います。

なお、答弁、質問、端的にお願いしたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いし
ます。

では、質疑のある方は挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 窪町小学校の増教室についてですけれども、この間、今はないんですが、何年か
前、天神図書室を民間から借りたことがあったというふうに思うんですが、学校を借
りるというのは、今回こういう形では初めてなんでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 近年、増教室対策は、学校改修や増築で行っていましたので、借り
るという形は、学校等施設としては、近年の中では初めてかなと認識しております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 窪町小学校については、敷地の中ぎりぎりに今、校舎が建っていますから、なか

なか校舎の中に造るというのは非常に厳しいかなと思って、現在、20教室が来年度から30教室ということで、教室数が、頂いた資料ですと、30教室が3年ぐらいいかな、続くということなわけですがけれども、私は、この窪町小学校を改築するときに文教委員だったんですね、そのときに改築の議論をしたんですが、そのときに窪町については、子どもの数が多かったり、希望する人が多かったりということもあったりして、この教室数で大丈夫ですかという議論をした覚えがあります。あのときに、大丈夫ということで、新しい校舎が建ったんですが、そのときには、今、図書室や教室になってる部分については、当初、地域の方々も使える部屋というか、場所だったというふうに思うんですが、それらが今、もう既に教室が足りないということで、こういう状況になったわけですが、こういう形で隣接したところにできれば、グラウンドを縮小しなくて済むという点では、そういう方法もありかなというふうに思います。

今度、借りる、ここについては、1階が特別教室、2階が育成室というふうに言っていますが、特別教室はどの教室が行くのかということと、あと、契約の中身としては、1階と2階を借りる、いわゆるテナントという扱いで、賃貸借契約を結ぶということになるんですかね。そのところをもう一回。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 窪町小学校の教室、児童数増に対応の件でございますけれども、一つには、地域の児童数が増えているというのがありますけれども、令和3年の義務教育標準法の改正に伴いまして、35人学級入ったということも大きな要因ではないかと考えているところでございます。

どの教室を移動させるかというところは、まだこれから学校とも相談していくところではございますけれども、家庭科室や図工室をそちらのほうへ持っていくことによって、普通教室の大きさの教室が4つ、既存校舎の中で確保できますので、そういった大きな教室のほうを先方に造る方向で考えております。

なお、契約につきましては、賃貸借契約で考えているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 賃貸借契約ですが、中身だけではなくて、学校という、学校仕様みたいなものがあるのではないかなと思うんですね。例えば窓の位置だとか数だとかそういうのも、学校の規定されたそういうものがあるのではないかなと思うので、部屋だけではなくて、外側の部分というか、そういうこともこうした契約の中にそれが入っているのかということと、

あとは、本体の、マンションになるのかな、とは全く独立して別個の通信だとか電気だとかガスだとか給排水だとか、エレベーターも含めて、セキュリティも含めて、同様にもう全く単独でできるということで、そういう理解でよろしいんですかね。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 建物本体のつくりにつきましては、委員の御指摘のとおり、学校の場合、一定の照度を確保するための窓の大きさであったりとかいった、幾つか条件がございますが、そういったことも含めまして、事前協議の中で、先方のほうと学校が入るようなテナントの空間になるかということも含めて相談した中で、区を交渉相手として今後協議していくというふうにお話しただけですので、それを考えた、勘案したつくりを用意していただけるものということで、協議は進めていきたいと思っているところでございます。

また、セキュリティのラインやマンションとの独立といったところも含めて御相談しているところで、先方の設計事業者のほうが学校化の設計に携わったことがあり、そういった知識もあるものですから、その辺も含めて検討していただけているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 あと、契約期間は、いつからいつまでということなのか。例えば期間を設けたとしても、延長だとか、あるいは短縮だとか、そういうことの条項も入ることができるのかということ。

あと、今、35人学級ですけれども、将来的に30人学級になったときの考慮ということも必要になってくるのではないかとということ。

あとは、あり得ないというふうには思うんですけれども、万一、契約の相手方が変わっても、区が借りれる担保条項というか、一方的に解約されるような、そうした担保条項というか、そういうことも必要なのではないかと思いますが、その辺がどうなのか。

あと、何点かあるんですけど。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 建物賃貸借契約につきましては、具体的に今後協議していくということになっておりまして、その合意を、今、合意書を交わすところでございますので、内容については、これからはなりますけれども、基本的には、20年を一つの目安とした期間に持った普通賃貸借契約で進めていこうということで、事前、協議の中にはなっております。ですので、延長につきましても、期間を定める、一定20年という期間を定めておりますけれども、それ以上必要になった場合には、そのまま使えるという方向の契約にまとめていき

いなと考えているところでございます。

また、各学級の規模というのが今後あるいは変わったということになった場合にも、先ほどお伝えしましたとおり、既存校舎の中に育成室もございまして、そこも今回このお話がうまく進んでいけば、育成室の移動ということも考えられますので、全部で5部屋の普通教室の大きさの教室が確保できるかなと考えているところではございます。

また、今、本区は、少子化の中で本区については、まだまだ子どもの数、そんなに簡単に落ちることはないかと思えますけれども、日本全体でみますと、やはり少子化の影響というのは今後あるかと思えますので、それも含めて勘案した場合に、こちらの場所を確保することで、一定、十分な教室環境を確保できるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、契約の相手方につきましては、今、区を相手方という形で合意書を行っているところでございます。協議でございますので、今までの事前協議から双方が合意できる契約条件を整えられるとは考えておりますけれども、一方的に何か破棄されたり、我々のほうからするというようなことがないような契約内容で進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひそのようにしていただかないと困るので、きちっとそこは担保できるような条項を入れ込んでいただきたいと思いますと思うんですが、契約金額はおおよそ幾らなのかということと、それにつれて保証金の金額は決まってくるんですけれども、保証金については、一般のテナントと同じように、月額賃貸借料掛ける賃貸借期間、その10分の1というのが、一般的にそういうあれになると思うんですけれども、その辺についての金額がここでお示しをしていただけるかどうか。

あと、保守とか修繕とかその辺については、当然、区がやっていくんだと思うんですけれども、その辺についてもお聞かせをいただきたい。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の御報告は、先ほどお伝えしましたとおり、今までは既存校舎の改修であったり、増築という形でやってきたところを、近隣の土地・建物、今回は建物のほうを確保できたと、適地があったということで、この手法で教室を増やしますということで御報告しているところではございます。

そのため、具体的な賃料等のものにつきましては、今後、合意書の中で、これから協議していくとしておりまして、賃料、礼金、その他条件につきましては、賃貸借契約締結時まで

に協議の上決定するということになっております。ただ、区としましては、区内の類似物件や市場価格等も勘案し、適切な賃料で契約できるよう、ここは協議を進めていきたいと考えているところでございます。

また、保守につきましては、先ほどお伝えしたとおり、独立した形を取って、区のほうで独立して、保守点検等を行えるよう進めていきたいと思っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。金額のほうは、これから交渉していくということになると思うので、その辺については、また契約が決まり次第、御報告もいただければかなというふうには思います。ただ、今の状況ですと、なかなか資材が高騰していたりということで、今、町場の建築状況を見ていても、なかなか解体が段階までいかないという建物が結構あったりして、予定どおりにいけばいいかなというふうには思うんですけども、その辺、なかなか厳しくて、予定どおりいかないときには、きちっと対応できるような、そういうことも考えていますよね、当然ね。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 建物自体は、民間事業者のほうが建てますし、そこについては、双方、令和10年4月に入居できる、我々としても供用開始できるように、お互い努力して努めていこうということで、協議は進めていくところではございます。万一、そこがうまく成立しない、もしくはその時期がずれてしまった場合も含めまして、既存校舎の中でどれだけ今後教室増があった場合に対応できるかということも、並行して研究しているところではございます。

○浅川委員長 よろしいですか。ほか、よろしいですね。

そうしましたら、以上で、報告事項6の質疑を終了いたします。

それでは、教育指導課より2件。

報告事項7「令和5年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」、報告事項8「文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について」、以上の説明をお願いいたします。

山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 それでは、資料第8号によりまして、令和5年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について、御報告させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

暴力行為については、上段が件数、括弧内が発生した学校の割合となります。一番下に書いてあるように、小学校では、対教師暴力として、指導に反抗して物を投げる、引っかく、殴るなどを行ったケースがありました。生徒間暴力として、悪口や口げんかを起因とした暴力に発展したケースがありました。

中学校では、対教師暴力はありませんでした。生徒間暴力として、ふざけ合って腹を立てて、気持ちが収まらずに暴力行為につながるケースがありました。器物破損として、タブレット端末を故意に破損させる、教科書やファイル等に落書きをする、データの消去などがございました。

次に、2ページ、いじめについてです。

小学校では、令和5年度で全校で149件が認知されました。中学校では、8校で69件が認知されました。

中段の説明でございます。小学校では、81件が解消しております。中学校では、52件が解消しております。解消してない事案については、解消につきまして、継続して取組中でございます。

小・中学校ともに、いじめの件数は、昨年度よりも増加しております。理由としては、引き続き学校の積極的な認知に対する理解が広がっていることと、アンケートや教育相談の充実により、見取りを細かく精密に行っていることが考えられます。

また、解消状況についても、安易にいじめを解消したにせず、丁寧な対応を行っていると考えます。

中学校の取組にありますhyper-QUは、子どもたちの学校生活での満足度と意欲をはかる心理検査で、小学校では3年から6年生、中学校では全学年で実施しています。

この調査の結果を分析することで、いじめのみならず、不登校の未然防止にも有効な調査として、センター主幹で実施しています。

いじめ問題への対応については、小・中学校とも早期発見・早期対応を大切に、毎月行われている生活指導主任研修会の報告で情報等を指導課としても注視しながら、適時に学校や教育センター、子ども家庭支援センター等と連携してまいります。

続きまして、3ページ、長期欠席についてです。

令和5年度間に連続して、または断続して30日以上欠席した児童・生徒数の集計となっておりまして、上段が令和5年度の人数、下段が令和4年度の人数を示しております。令和5年度の長期欠席者数は、小学校で427名、中学校で276名でございます。理由別に見ると、病

気につきまして、小学校で126名、中学校で35名でございます。経済的理由につきましては、小・中学校ともゼロ名でございます。

不登校につきましては、小学校で184名、中学校で202名、小・中学校ともに増加しております。詳細については、後ほど触れます。

その他につきましては、小学校で117名、中学校で39名となっております。小学校でその他が多い理由としては、インターナショナルスクールに通う児童が多いことがあります。

最後に、不登校についてです。

小学校では、令和4年度に比べますと9名増加しております。令和5年度、不登校149名のうち84名は、前年度からの継続であることや、86名が90日以上欠席であることから、長期化の傾向が見られます。

中学校では、令和4年度と比べますと19名増加しております。令和5年度の不登校の202名のうち122名は、前年度からの継続であることや、143名が90日以上欠席であることから、小学校と同様に長期化の傾向が見られます。

今まで調査にありました「不登校の主な要因」は、本調査から「不登校児童・生徒について把握した事実」という名称に変更になりました。

小学校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、次に、「親子の関わりに関する問題、情報、相談があった」等が続いております。

中学校については、「学校生活に対するやる気が出なかった」等の相談が最も多く、続いて、「生活リズムの不調に関する相談があった」等が続いております。

全国的には、小・中学校ともに、「学校生活に対しやる気が出ない等の相談があった」が多く占めております。

不登校の対応についてですが、各学校において、組織的な対応を図っています。人員的観点からは、スクールカウンセラー、SSW、校内の居場所、指導員を配置し、連携を図りながら、不登校児童・生徒への対応を行っています。

あわせて、教育センターの適応教室、ふれあい教室への通室、オンラインシステム「room-K」、不登校対応チームによる学校の援助・支援など、学校・家庭・関係機関が連携して丁寧に対応しているところでございます。

また、保護者視点の観点からは、不登校児童・生徒の持つ保護者に向けた進路説明会の開催や、不登校支援リーフレットを配布するなど、不登校児童・生徒だけではなく、保護者への支援にも取り組んでおります。今後も、児童・生徒が安心して楽しく通いたいと思う、魅

力ある学校づくりに努めてまいります。

報告は以上でございます。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 続きまして、資料第9号「文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について」、御報告をいたします。

初めに、概要につきましては、1、概要を御覧ください。

本区の教育において、教員が「探究」に重点を置いた学びを子どもたちに提供できるようにするために、探究的な学びに造詣が深い国際バカロレア機構と連携して取り組むこととしており、その基となる覚書を締結いたします。

次に、2、覚書ですが、別紙1を御覧ください。

覚書の正本は、別紙1のとおり英文となっております。そして、その仮訳が別紙2のとおりとなります。

別紙2から、具体的な取組内容を1点御紹介いたします。第2条の(1)教員研修の実施とあります。令和7年度は、本覚書に基づき、国際バカロレア機構が開発する教員研修を実施してまいります。

次に、4、覚書締結日につきましては、令和7年3月予定となっておりますが、3月21日で調整を進めているところです。

本覚書に至った経緯ですが、初めに区と国際バカロレア機構との間で意見交換をする機会があり、区の教育課題を共有するとともに、連携の可能性について話し合いました。その後、具体的な連携方法について、定期的に協議を行い、このたび覚書の締結に至りました。

なお、本区では、国際バカロレア認定校を設置する予定はございません。教員が研修を通して、国際バカロレア機構が有する知見や指導方法を身につけ、広く子どもたちに還元できるようにすることを目指してまいります。

令和7年度から、本覚書に基づき、国際バカロレア機構と相互協力の上、本区の教育のより一層の充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○浅川委員長 それでは、報告事項7「令和5年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」の御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 2番のいじめのところなんですが、先ほど御報告がありましたように、小学校で

4年度は88件、5年度が149件、中学校が88件で、5年度が69件ということで、大幅に数的には増えたのは、学校の調査や聞き取りを丁寧にやって、些細なこともカウントしたので、数的には増えたというふうにもお聞きしましたが、その中で、重大というか、悪質というか、そういったいじめが実際は何件あったのか、また、それは解消されたのか、お伺いいたします。

あと、SNSによるいじめなどもあったのかも伺いいたします。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、御質問ございました、いわゆる重大事態については、今年度は3件ございました。その件については、学校で継続的に指導中、または生徒・児童等へのケアをしております、現在、解消している案件が多いというところです。

また、SNS等でのいじめというところについては、例えばですけれども、LINEによる悪口を言うなどの、そういった形でのいじめというか、嫌がらせみたいなものが発端でというケースは、数件挙がっております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。小さなものと大きなものもあると思いますし、その辺はしっかり見極めて、やはり対応すべきところはしっかり対応していただければというふうに思います。とにかく、小さなことも見逃さないということが、やはり早期発見・早期解消にもつながると思いますので、ぜひその辺は引き続き、なかなかすぐというか、継続して対応することもあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それと、4番の不登校なんですけれども、数的には微増ということで、学びの架け橋のやっぱり効果が大きいのかなというふうにも思いますけれども、その辺をどのように分析されているのかということ。

あと、いわゆる、来年度からこの学びの架け橋が中学校で全校、小学校でも10校で実施するというふうにもお聞きしました。これで中学校は全校になるわけですが、小学校はあと10校残っているわけですので、今後増やしていく計画があるのか、伺いいたします。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 まず、今年度、令和4年度から5年度までの不登校の数の特徴といたしまして、今、委員からちょっと御指摘いただいたとおり、特に小学校につきましては、人数としては11名増なんですけれども、いわゆる出現率につきましては、0.03%の微増でございます、こちらは表にある東京都ですとか、あるいは国の増加割合と比べまして、かな

り少なくなっており、極めて緩やかな増加だったと認識しております。

その背景の要因は幾つかありますが、その大きな一つといたしましては、やはり令和5年度から、御指摘の学びの居場所架け橋計画をスタートいたしまして、5年度は小中合せて5校ずつ10校で行ったところも、この結果に起因しているものと認識しております。

また、この架け橋計画の今後の見込みですけれども、令和7年度は小中10校ずつ、中学校は全校になります。令和8年度以降につきましては、この中学校10校、小学校10校で、これまで学校現場からある程度ニーズを把握してきた中では、そのニーズには、この20校で基本的には対応はできているところである一方で、学校現場のニーズというのは日々変わってきて、また新たな課題等も出てきます。今現在、令和7年度の配置校を決めるに当たって、現場のニーズ調査をしているところでございますが、8年度以降につきましても、現場のニーズを踏まえまして、いきなり30校全校というのはちょっと困難で考えておりませんが、学校のニーズを踏まえて、必要なところには少しずつ配置できる方向で検討していきたいと考えております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。もちろん学校の意向とか、あと人員の配置もあるでしょうし、いきなり小学校も全校というわけにはいかないと思いますけれども、少しずつでも増やしていっていただければと思います。

あと、今、いわゆる不登校になる原因とか背景が複雑化、多様化というか、ということなことも、非常に内面的な部分が多いのでそうなんだろうと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうかね、現状的に。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 今回の不登校児童・生徒について把握した事実の結果からも、今、委員がおっしゃったことは読み取れますけれども、やる気が出ない以外に、学校以外にも、親子の問題ですとか、生活リズムとか、様々なことがお子さんの不登校の背景にあると考えられます。

そのため、それに対する不登校行政として支援につきましても、この間、その対応策を、対応策自体もそれに対応できるよう多様化してきておりまして、一つの例といたしましては、先ほど話題になりました、学びの居場所架け橋計画につきましては、それまで学校と自分のクラス、あとふれあい教室の3か所の居場所だったところに、校内の別室と「room-K」というオンライン上に居場所を増やしたということで、このあたりの取組も多様化を意識した取

組となっているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。不登校にならないようにするのも大前提でありますけれども、なってしまった生徒・児童については、やはり寄り添って、粘り強く対応していただければというふうに思います。

あと、前から言っております保護者へのケア、この辺もやっぱりしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょう。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 お子さんへの支援を中心にやってきましたけれども、近年、保護者の方に対する支援についても、取り組んできております。令和5年度から新たに始めました、広く教育センターの利用の有無にかかわらず、保護者向けの、主に高校の進路を念頭に置いた進路説明会につきましては、令和5年度、一度初めてやりましたが、6年度は回数を2回増やしまして、春と秋と2回実施しているところでございます。

また、ふれあい教室における保護者会につきましても、今年度は少し運用を工夫しまして、新たに業者も活用したんですけれども、ミニ進路説明会ということで、お子さんの進路ですとかお子さんの学習に関して、保護者の方がある意味一緒に学ぶような機会を設けたりしているところでございます。子どものみならず、保護者の支援にも引き続き力を入れていきたいと考えております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。様々工夫もしていただいて、先ほど言いましたけど、やっぱり粘り強く今後も引き続き取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 私からも、4ページの不登校のところ、不登校対応への主な取組例の部分ですけれども、今は、区の小・中学校で基本的に区のスクールカウンセラーが週2回、都のカウンセラーが週1回、スクールソーシャルワーカーの方が週に1回といった形で通っている状態かと思っておりますけれども、学校によって、カウンセラーさんやソーシャルワーカーさんの活用の状況に、多い少ないといった、そういった温度差などは実際にあるのでしょうか。ある場合は、その調整等は今後行っていく予定などあるか、お聞きさせていただけますか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 委員の御指摘のとおり、カウンセラーとかソーシャルワーカーを配置している状況でございます。それぞれ基本的な役割は、もちろん共通で決まっておりますが、小・中学校それぞれ学校ごとに抱えている課題であったりですとか、そもそもの学校の規模等多様でございますので、そういった意味での実際のこういった専門職の活用の仕方に細かい差はあるものと認識しております。

ただ、教育センターといたしましては、こういったカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの研修等を行って、横のつながりをまず一つ設けることで、そういった対応に大きな違いが出ないようにしておりますほか、令和7年度に向けましては、スクールソーシャルワーカーのちょっと配置の仕方を工夫いたしまして、これまで以上に、特に中学校におきまして、学校内の必要なしかるべき会議に参加しやすくなるような配置にすることで、より各学校で組織的な対応がしやすくなるように、配置を工夫してまいりたいと予定でございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。ちょうど先月、区民の方から、小学校に通っている当事者と保護者の方から、いつもよく通っているスクールカウンセラーの方がその学校にいらしいんですけども、その方がスクールカウンセラーのことをすごい親しみを持ってしまって、もうすごい大好きなようなんですけども、もっと来てほしいという要望をいただきまして、実際にそういった区民の当事者の児童の方からそういった声が届いておりますので、この学びの架け橋計画、今、遂行している中で、同時に、今後もスクールカウンセラーさんの配置の見直しなど、ぜひ検討していけたら、していっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 今回の報告の不登校と長期欠席なんですけれども、今回の報告は、いわゆるコロナが始まって、ちょうど解除されるまでの期間が載っているというところですね。2023年の5月が5類になったと。このときに私どもの選挙もあって、学校給食無償化するのか、それとも不登校になってきている子どもたちをどうするかというところで、学びの計画が生まれて、先ほど来報告を聞いていると、非常に出現率が抑えられている。令和6年においても、きっと抑えられているんだと思います。

それで、1点だけ質問なんですけど、長期欠席の中で、感染症の回避という、この非常変災等児童・生徒の扱いというのは、たしかコロナが始まったときに通達か何かで文科省のほう

から発せられて、欠席扱いしなくていいよというような形になったと思います。これがまだ生きているのか、生きていないのかというのを聞きたい。その理由としては、やっぱりコロナという新たなものを感じてしまった子どもたちが、まだいまだにそれを引っ張られているのかというところを聞きたいんですが、どういうふうに分析されていますでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 調査の項目自体からは削除されていますが、学校での出欠の取扱いについては、現状もそのまま、例えばインフルエンザ等という場合にはというところで、続いてございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 当然、感染症でインフルエンザ——まあ、コロナは削除されたという、今、発言だよな。

（「この項目については」と言う人あり）

○白石委員 項目についてはね。それで、インフルエンザ等の今まである感染症については、継続していますよというところで、今、もう一点聞きたいのは、この不登校、長期欠席で、今回報告があつて、令和6年度の現状を見てみて、よくあるのが、小学生の中で、クラスで3人ぐらい来てないよと、交代、交代休んでいるよと。それを見ていると、何かあったときに、じゃあ僕もあした休もうと、お母さんに具合が悪いからということで休んでいるお子さんもまだまだいらっしゃるというふうに聞いているんですが、そういうところが現時的にあるのか。それがあるとすれば、今、ここで御提示いただいている不登校の中のSSWだとかいろんな先生方にお世話になって、改善計画が見込まれているのかどうか。その辺をお聞かせください。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 現状、例えば受験シーズンになったときに、例えばインフルエンザですとかコロナとかが心配でという場合に、やはり学校を自己欠席という形で休むというのは、私どもも現状見えています。

ただ、例えば心理的な不安で、周りの子が休んでいるので自分も休めるのではないかなというようなことで、例えば先ほど無気力というのがかなり上位を占めているというようなお話をさせていただいたんですが、そういったところで若干、コロナ以降、学校が休みになっていくようになっていくとかというような変化のことを子どもたちが味わっていますので、そういうことから不登校が続いているというような子どもたちが一定数いるというのは、

我々のほうも把握してございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 では、もう一点、そういう不登校の子どもたちに、ほかの子どもたちが引っ張られることがないように、今なっているのかどうか。または、文京区で新たに「room-K」を立ち上げていただいて、学びの計画の中でより一歩先に出たこともやってくださっていますが、そっち側にもしかしたら流しているんじゃないか——変な意味でいったらね、流しているんじゃないか。私たちとしては、やっぱり学校教育のほうに参加をしてもらいたいというふうな努力の中で、多くの大人の方々、先生方に学校に入ってもらっているのも、その辺のことをどう分析して、この「room-K」を立ち上げて進めていくのか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 今、御指摘のありました「room-K」ですとか、あるいは先ほど来話題に出ております、学びの居場所架け橋の別室につきましては、それぞれ入室に当たりましては、御本人とか保護者の方の御希望だけで入室ということではなく、きちんと学校の関係する教職員と最終的には校長の判断があって、御利用が決まるものでございます。したがって、いわゆる、主に不登校ですけど、そういった不登校の課題が全くないようなお子さんがこちら別室を使ったりというようなことは、現状そういう運用はしておりませんので、やはりこの支援策を使っている方は、一定、不登校でお悩みの方が利用している状況でございます。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほどその周りの子に引っ張られてしまっていて休みが続くという場合があるんじゃないかというようなお話でしたが、学校現場では、先生方がそういったことをまず第一に考えるのは未然防止ですので、そうならないように、子どもたちが、担任や周りの教員と魅力ある学校づくりをしながら、子どもたちをまずは学校にというところを最優先に考えてございます。

ただ、やはり今、かなり、様々な理由で不登校になっているお子さん方もいますので、その子たちについては、今、例えば学べる個に応じた指導というのも大事にしていますので、例えばタブレットを使ったオンライン授業ですとか、そういったことも一人一人、個に応じた対応ができるように学校のほうでは努めてございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 問題行動は毎年増えています。暴力行為において、令和4年度から5年度の増え

方は、小学校で100%、中学校で125%、いじめに関しては、小学校169%、中学校181%と非常に増えています。このいじめの増え方が多いというのは、先ほど議論にもありましたが、いじめに積極的に向き合った結果増えているということは理解いたしました。

対策に積極的に向き合うことは重要です。しかし、それによって大幅に増えるということは、裏を返せば、隠れたいじめの存在や声に出せないいじめがまだまだたくさんある可能性があるのではないのでしょうか。その認識を伺います。

それと、問題行動には必ず原因があります。人間の行動は欲望と理性のバランスの中で生じます。問題行動があるのは、何らかの理由、原因、困りごとがあるからです。本人が悩み、困惑している結果の行動です。まずは、本人の特性や家庭環境などを把握して、適切な対応を検討していく、実践していくことが必要です。今までもやってきたとは思いますが、専門的な知識のある相談員を含め、学校全体で討論し、取り組んでいくことも必要だと思います。その辺、お答えください。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほどお話をさせていただきましたが、いじめについては、学校のほうでかなり積極的な認知を行っているというところで、学期に1度のいじめ調査、それから事あるごとに、人権等も含めた、機会があるときにアンケート調査を行ったり、それからSCも含めた教育相談の充実などを行うことで、見取りを細かく行っているところ。

それから、今まで、例えば友達同士の言い争い、軽微なものについても、実際はそれはいじめではなかったのかというところで、子どもたちから細かく聞き取りを行ったりとかいうところで、数が増えてございます。

ただ、数が増えているところがいいというふうには我々も捉えていませんので、子どもたち一人一人に、日頃の、日常の生活の中から、友人関係のトラブル等がないか、細かく聞き取りを行って、続けてございます。

また、学校のほうで、子どもたちの心をケアするということでは、先ほどもSCのカウンセリング等の話題がございましたが、例えば担任が二者面談を行ったり、定期的に全員面接を行ったり、そうした努力を行っている学校も数多くございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 問題行動を予防する教育も必要だと思います。様々な場で生きていくために困らない能力を身につける。困らないだけの能力を発揮できるようにする。また、加害者にならない教育も重要です。加害者になることにより、失うもの、例えば信頼関係とか人間関係な

ど、失うものや、今後の人生に不利になること、いじめられた相手の感情などの教育に取り組むべきです。加害者にならないための教育、そのことはどのように実施していくのでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 もちろんです。例えばいじめの場合についても、被害者だけのケアではなくて、加害者がなぜこのようなことを行ってしまったのかということを十分聞き取りをしたり、その加害者が日頃の生活によってどういった影響、あるいは家庭環境でどういったことがあるのかというところも、しっかりと保護者と面談を行ったりとかしながら聞き取りを行って、学校全体でケアしていくということも、学校のほうでは適切に行ってございます。

また、予防する教育としては、心の教育や人権の教育の中で、人を傷つけてはいけないかというような当たり前のことを、道德等の授業を通して、子どもたちに育成をしてございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 ぜひ、加害者にならない教育も今後強化していただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 以上で、報告事項7の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項8「文京区と国際バカロレア機構との覚書の締結について」の御質疑がある方は挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 文京区と国際バカロレア機構との覚書を締結していくということで、先ほど課長さんから御説明がありましたけれども、この間、これを進めていくということで、意見交換をしてきたというふうに報告がありましたけれども、誰がこれを発案して、いつから何回、誰と誰が意見交換をしてきたのか、その辺をお聞かせください。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 先ほど申し上げましたのは、区と国際バカロレアということで、区に関しては、区長にもその協議に御参加いただいたときもありますし、教育長にも御参加いただいたこともあります。私も参加したことがあります。その都度、区として必要な人が出て、協議を重ねてまいりました。

始まりは、令和5年の冬から協議を重ねてきましたが、ちょっと今、手元で何回かということはないので、はっきりとは申し上げられないんですが、3か月に1遍のペースぐらいで

は行ってきました。

なお、今は、覚書の締結に向けて、2週に1遍ぐらいですね、オンライン等を交えて、協議を重ねてきているところです。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 協議を重ねてきて、これを進めていこうということで、教育委員会で議論が始まったのはいつからですか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 教育委員会の定例会に御報告申し上げましたのは、令和7年1月の定例会で御報告申し上げまして、教育委員の方々からも様々意見を頂戴しているところです。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 違いますでしょう。令和6年の11月6日じゃないですか。ですよ。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。令和6年11月の教育委員会の定例会で御報告申し上げたところです。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、この教育委員会の定例会の前に、総合教育会議というのが行われて、主にはその中で議論を——議論というか、報告というか、はっきり言って、意見を交わしたということですよ、総合教育会議で。

それで、総合教育会議ってどういうものかというのは、当然、当たり前ですけど、皆さん御承知でやっていると思うんですけども、この総合教育会議というのは、地方公共団体の長と教育委員会、この2グループというかな、がやりまして、総合教育会議については、地方公共団体の長が——ですから、区長さんが招集をするということですよ。

しかし、その次です。教育委員会は、協議すべき具体的事項を示して、要するに協議する必要があると思慮する、そういうことを協議すべき具体的事項だということで、総合教育会議の招集を区長に求めることができるということですよ、総合教育会議って。

ですから、教育委員会がこのバカロレア教育というのをやりたいということを思って、区長にこういうことをやりたいから、総合教育会議を開いてくださいというふうに、教育委員会から提案するものですよ、この総合教育会議って。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 総合教育会議は、私の認識ですと、区全体に関わる内容について、教育局と区長部局と教育委員の方々を交えて議論する場というふうに認識しております。

今回、この国際バカロレア機構との覚書につきましては、区として、そして教育委員会としては、大きな教育改革というふうに捉えておりますので、このたび、この11月にございました総合教育会議のほうで議論したということになります。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今、総合教育会議の御質問がありましたけれども、今回この11月の総合教育会議は、一定、毎年定例的にこの時期にやっているものでございます。この件のために招集を区長に依頼したというのではなく、定例的にやっているものに、今回案件として載ったと、そういうような状況でございます。

○浅川委員長 板倉委員、時間のほうがあと40分しかないので、よろしくお願いしますね。

○板倉委員 まだありますから。それで……。

○浅川委員長 協力のほうをよろしくお願いします。

○板倉委員 総合教育会議というのは、決定機関ではありません。ですよね。ですから、首長の諮問に応じて審議を行う諮問機関でもありませんということで、よろしいですよね。「うん」じゃなくて……。

○浅川委員長 どなたになりますか。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 決定機関としては、あくまで教育委員会ですので、総合教育会議は決定する場ではございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 決定するのは、教育委員会ですよね。はい。そうはそうだと思います。

それで、11月6日の午後1時10分から58分まで、総合教育会議が行われて、その直後の2時4分から教育委員会が開かれていますよね。議事録をつぶさに読ませていただきました。それで、11月6日の総合教育会議の中で、お1人の委員さんは全く発言をしていらっしゃいません。その直後の教育委員会、ここでは、教育委員さんお1人は出席していらっしゃいませんでした。発言をされたのは、2人の委員さんなんですよね。お1人の委員さんは、とても素晴らしいというふうにおっしゃっていました。お1人の委員さんは、素朴な疑問として、研修してその効果をどうやって測定するんですかというふうにお聞きをしました。そうしましたら、課長さんが、全国学力調査のように点数で出てくるものではないので、効果検証は

非常に難しい、このようにお答えもされているんですけども、この11月6日の総合教育会議と、その直後に行われた教育委員会で、初めてこのことが報告をされたわけですよね。はい。

それで、そのときのことが、その教育委員会の中のやり取りを見ていまして、A4、1枚の紙しか、皆さん発言されてなんですよね。先ほども言いましたように、2人の委員さんがいない中でこれを進めていったわけですよね、11月6日の日に。

それで、1月15日の日にも教育委員会あって、このバカロレア機構との覚書について——覚書についてではないですよね。はっきり言って、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト、このような題名で教育委員会が開かれているんですけども、1月15日に行われた教育委員会は、まだ議事録が公開されていないので、私たち、知ることができないんです。この1月15日にどういう議論がされたんですか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 1月の教育委員会での議論につきましては、先ほど委員、御指摘の効果検証については、話をさせていただいたところです。

また、素朴な疑問を幾つかいただきまして、探究的な学びがどういったことなのかということをお質問いただいて、私のほうで答弁させていただいたところです。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 1月15日にどういう議論が——報告していますよね、教育委員会に。世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトということで、1月15日にも議題の中に入っているんですけども、そこで教育委員さんから——さっきのは11月の話ですよ。1月15日の話ですよ。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 先ほど申し上げたとおりの内容を1月15のときにお話しさせていただいております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 傍聴した方からお聞きをしたんですけども、11月のときにこの議論をやったから、今日はもうこれ以上議論なくてもいいですねというような発言があったようにですけども、そうですか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 私、藤咲が、議論はもういいですねとは発言はしていないかと思えます。

○浅川委員長 板倉委員、そろそろまとめていただけますか。

○板倉委員 要するに、教育内容そのものを変えていくわけですよ、今度は。要するに、重大な変更がされるということなのに、先ほども言いましたように、教育委員会を開いたときに、委員さん2人いらっしゃるわけですよ、11月のときに。1月のときにも、多分、全員そろってなかったんじゃないですか。

要するに、教育委員会というのは、教科書の採択のときもそうですけれども、合議制で皆さんで話し合っただけで決めていこうというところに、教育委員さんがいない中で、審議が尽くされていない中で、こういう形で決めていく。本当に乱暴なやり方で、拙速だというふうに私は思います。

先ほど言ったように、何か3月21日には、覚書を締結するというふうに言っていましたが、こんな教育委員会で、皆さんがいないところで、全員がいないところで決めたことをこのまま——要するに、教育内容の変更をしていくわけですから、私は、これは1回やめるべきだというふうに、改めて教育委員さん全員いる中できちっと議論をするべきだというふうに私は思いますけれども。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 まず、教育委員会につきましては、定足数がございます。出席の過半数ということですね。その過半数がいれば、それでしっかり会議としては成立するというものでございます。

で、欠席した委員につきましては、資料等につきましては、全て事前に提供していただいて、いわゆる全く知らない中で、一部の教育委員以外全く知らない中で行われていると、進められているというものではないということは、御理解いただきたいと存じます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 教科書のときもそうですけれども、資料を送っただけじゃなくて、御意見をきちっといただかなきゃいけないんじゃないですか。それを教育委員会の中で皆さんに披露というか、そういう形で言わなきゃいけないんじゃないんですか。それを送ったからいいということではないと思いますよ。

だから、何回も言いますが、とても重要なというか、教育内容の変更ですよ。先ほどいみじくも部長さんがおっしゃいましたが、文京区が、このバカロレアが特色ある教育にしていきたいっておっしゃいました。区としては、そういう形でやろうとしていることだと思うので、なおのこと、教育委員会、教育委員さん全員がいるところできちっと議論

しないまま、こういう形で進めていくというのは、やはりきちっと区民の皆さんにも知らせていくと同時に、やっぱり認められないと思うし、学校の先生方からももつともつと御意見を聞かなくてはいけない内容だというふうに私は思いますので、そこは改めて教育委員会を開くべきだというふうに思います。ぜひお願いします。

○浅川委員長 それは要望でよろしいですか。答弁、はい。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 昨年の11月と今年の1月、2回、この件、報告していますけれども、これ報告事項として出しているものでございます。何かここで、教育委員会で一つ的意思決定をしたというものではございません。あくまで報告ということでしたものでございます。

あとは、資料につきましては、事前にお送りするというので、当然それは目を通すと。何かそれについて、もし教育委員のほうで意見があれば、それは事務局のほうにお伝えいただくということにはなっておりますので、全く、今回の件でそういう意見があったかどうかということではなく、仕組みとして、送った資料に何か御意見等があれば、教育委員会委員からいただくような仕組みとしてはできてございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 教育委員会が決定したことではないというふうに今、おっしゃいましたよね。決定もしないものを、こうやってやっていくってありなんですか、そういうことって。教育委員会がこういう方向で行こうというふうに決めるから、いろんなことを学校の現場でもやっていくものなんじゃないんですか。とつてもやり方が乱暴過ぎると思いますよ。そんなので、子どもたちにそういうことでいいんですか、本当に。部長さん、何かありますか。

それで、この覚書を締結するのは、教育長さんがきちっと覚書の本人というか、ならなくてはいい……、教育に関することの責任者は、教育長さんであって、そこはきちっとやらなきゃいけないということと、やっぱりここは教育に対する介入というふうに言わざるを得ないというふうに私たちは思っております。ですので、教育委員会を改めて開いてくださいということを強く申し上げます。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほど各学校への周知という話でしたが、担当課長のほうで、4月当初から、この件の最初の段階から、各学校の校長先生や園長先生には詳しく、個々一人一人にこの説明をしてございます。

それから、先ほどの教育委員会の件ですが、教育委員会については、我々のほうで報告事

項として上げさせていただいてございます。

○浅川委員長 では、取りあえずこのあたりでよろしいですかね。折り合いがつかないのと、時間がないのもありますので、御協力をお願いします。まだ質問の方が4人ほどいらっしゃいますので、同じ内容でですね。よろしくお願いします。

宮野委員。

○宮野委員 短く、1点だけお聞きしたいんですけれども、今回このバカロレアとの覚書の締結によって、これからどんどん探究学習が行われていくというふうに思いますが、それを通じて、未来を予測しづらい今の時代を、子どもたちが生き抜いていく力をつけていただいて、さらにグローバルな活動も視野に取り組んでいただきたいというふうに思っているんですけれども、先ほどちらっとありましたが、事業のK P Iなどがはっきりしない中で、このような取組を今後どのように評価していったらよいのかが私自身も分からないなと思っております。研修の回数や受けた人数ではなくて、それは目的ではなくて、手段になると思いますので、ではそれらの取組が子どもたちにとってどのように還元されたのか、どのような力がついたのかというような評価基準や事業の検証方法を今後しっかり、はっきりとさせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 委員の御指摘のとおり、効果検証する際に、子どもがどう変容したかというのはとても大事なのかなというふうに思います。そういった意味では、毎年行っている全国学力調査のほうで、このバカロレアの取組がどう子どもたちに変容をもたせたかということをはかれる項目が幾つかございますので、そこは一つ手がかりになるのかなというふうに思っております。

そしてもう一つ、研修を受けた教員の授業を受けた子どもたちがどう感じたかということ、アンケート等で聞き取っていく必要があるのかなと思っています。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

千田委員。

○千田委員 ちょっと時間がないので、意見だけ述べさせていただきます。

探究的な学びを追求されるために取り入れるということなのですが、であるならば、今まで探究的な学びはできていないのでしょうか。できていないというなら、そうでないことをどのように検証するべきかですね。まずは、今までの教育を振り返って、その探究的な学び、なぜできなかった、そこを検証すべきではないでしょうか。

それと、今、教員が大変な中で、子どもたちを指導しています。これ以上、やはりこの教員の研修ということで、教員の負担が非常に増えます。教員が不足している、このような状況で、さらに教員の負担を増やすことが、教育の向上につながるのか非常に疑問です。教育の負担が増えれば、子どもたちの教育にはマイナスになります。

まず、教育というのは、その目の前にある教科書を理解していく、そこが基本です。そして、与えられた副教材に広げていく。そこが今までというか、教育の在り方です。なので、現在の教育、カリキュラムが検証できないまま、探究という名の下に新しいことを取り入れる。それが本当に子どもたちのためになるか。いま一度、今までの授業も検証して、考え直していただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の探究的な学びができていないのではないかとこのところについては、実際、各学校では、探究的な学びの実践は、努力しているところではございます。ただ一方、不十分なところはやはりあります。そういった意味では、この探究的な学びに造詣が深い国際バカロレア機構の知見等を生かして、ここは改善を図りたいなというふうに思っています。

2点目の教員にとって負担なのかということについては、研修を行うわけですが、これできるだけ教員の負担にならないよう、夏季休業であったりとか冬季休業、授業がないときに集中して行えるような工夫を行ってまいります。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 研修というのは、90分3こま、春・夏・秋、3回の休みに行うということですが、これが負担にならないという認識がやはり違うんじゃないでしょうか。やはり教員、この長い休みにやるのがたくさんあると思います。そのやる中での研修なので、負担にならない、それは間違っていると思います。やはり教員の負担を考えて、いろんなことを判断していただきたいと思います。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

では、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点、目的についてです。

先ほど板倉委員からプロジェクトの在り方についての質問があったんですが、今回のプロジェクトの目的は、覚書に書いてあるとおりですね。一方で、文科省の国際バカロレア教育

推進コンソーシアムには、国際バカロレアの目的として、覚書の内容とともに、認定校では国際的に通用する大学入学資格、いわゆる国際バカロレア資格を与えて、大学進学へのルールを確保することが書かれているんです。今回のプロジェクトの目的に、認定校の設置はないということなのですが、この先もずっとないという認識でいいでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 現時点において、認定校を設置する考えはございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 先ほど板倉委員の言った令和6年11月定例会では、その目的が、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトの目的として、グローバル化がさらに進んだ社会で生き抜く力を子どもたちに身につけさせるためと書いてあるんですよね。世界で活躍できる人材、いわゆるグローバル人材を育てると、どんな利益があるという話なんですか。個人の利益は分かるんですが、文京区にはどんな利益があるんでしょう。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 世界に羽ばたく子どもたちを育成することは、区として、重要な取組としてやっていくべきだと思います。そういった意味では、グローバル化が進んだ世界で、文京区の子どもたちが活躍したりとか、世界の平和に貢献できる子どもが育ったということは、文京区にとって宝なのではないでしょうか。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 世界で活躍できる人材を育成することは、区として重要であると。グローバル化が進んだ世界に——何かちょっと同語反復的な話だったので、ちょっと最終的に理解できなかったんですけど、そんな簡単な話じゃないんじゃないかということだけ申し上げます。実際、グローバル人材の育成というのは、労働力や人材などの資本が流出するという指摘もあるんですよね。私たちが取り組んでいるのは公教育ですので、優先すべきは、グローバル人材の育成よりも、公共的な人材の育成だと思うんです。つまり、世界に羽ばたくこと自体は否定しませんが、今、世界で活躍できていないから、活躍できるようにしようという話は、違うんじゃないかと思うんです。海外で活躍できるようになれば、海外に出ていくのは当たり前で、その目的がキャッチアップすること、つまり国際基準からの遅れを取り戻すことだったら、なおさらなんです。

そもそも、ここで語られている、今回の国際基準というのは、どこかの誰かが決めたもので、私たちが決めたものじゃないですよ。そんな基準に振り回されることを子どもたちに

強要するのは、公教育の役割じゃないとも思えるわけです。自ら決めた規範と目的に沿って、自ら前に進む力を育てることが公教育、すなわち公共性の教育の要だと。今回のプロジェクトの今後の展開に当たって、ぜひ配慮をしていただきたいという要望です。

以上です。

○浅川委員長 以上で、報告事項8の質疑を終了いたします。

それでは、児童青少年課より2件。

報告事項9「新たな青少年プラザの基本設計（案）について」、報告事項10「中高生居場所事業「AQUABASE（アクアベース）」の実施について」、以上の説明をお願いいたします。

鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 資料第10号に基づきまして、新たな青少年プラザの基本設計（案）について、御報告いたします。

1番の概要ですが、既に御報告しているとおり、区内2か所目となります青少年プラザを、旧大塚地活跡地に建設いたします。

なお、この施設内に育成室の併設を検討していましたが、中高生のための居場所のさらなる充実を図るため、先ほど学務課から報告がありました施設内での整備を検討してまいります。

3番、中高生、小学生、地域等の主な意見は、記載のとおりでございます。

4番、基本設計の考え方ですが、(2)、これまでの報告で、現在の湯島のb-lab（ビーラボ）と違いを出せるようにと説明しておりますが、各階をゾーン分けして、フロアごとに特徴を持たせた仕様とする一方で、吹き抜けなどを活用し、緩やかなつながりを持たせた回遊性のある設計を考えております。

次のページを御覧ください。

今の説明の続きになりますが、5番の想定スペース、1階と地下1階は、遊びや発散を中心としたフロア、2階と3階は、創造ですとか創作活動のフロア、4階は集中して作業をするフロアといたします。

6番、今後のスケジュールは、記載のとおりでございます。

続いて、資料第11号に基づきまして、中高生居場所事業「AQUABASE（アクアベース）」の実施について、御報告いたします。

1番の概要ですが、インキュベーションオフィス「GROWTH文京飯田橋」に関連したスタートアップと連携し、中高生専用の居場所事業を実施いたします。

2番の場所でございますが、後楽二丁目にあります住友不動産飯田橋ビル1階、株式会社イノカオフィス内でございます。

4番の開始日は、5月7日水曜から。

5番、運営日は、記載の週3回で実施をいたします。

6番、事業内容ですが、約50平米ありますフロアには、自習やゲーム、飲食等ができるほか、運営を委託するイノカという会社が海洋生物に特化した事業者でございますので、専門の職員がこの居場所に常駐しておりますので、自然科学をテーマとした実験教室等を定期的で開催する予定です。

説明は以上です。

○浅川委員長 それでは、報告事項9「新たな青少年プラザの基本設計（案）について」の御質疑のある方は挙手をお願いします。

市村委員。

○市村委員 まず、新たな青少年プラザ基本設計、今、AQUABASEと両方、御説明をいただきました。AQUABASEに関しては、自治制度で視察に行ったことがあるので、何となくイメージが湧いておりますけれども、今回の新たな青少年プラザとこのAQUABASEとの違いは、今、説明で何となく分かるんですけど、違いや、今回のAQUABASE事業による効果をどのようにお考えなのか、両方とも中高生の居場所ということでもありますけれども、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 青少年プラザは、条例の下、中高生の活動の支援ですとか、時に健全な育成に係る公の施設でございます。このAQUABASEのほうは、区の施設ではなく、あくまでも民間の事業者のオフィスを無償でお借りしまして、中高生の居場所を提供するための事業でございます。

中高生の関わり方につきましても、青少年プラザのほうは、状況に応じて中高生に積極的に関わってまいりますけれども、AQUABASEのほうは、見守りが基本というような違いもございます。

効果につきましては、青少年プラザは御案内のとおりでございますけれども、AQUABASEのほうは、勉強や遊びですとか、中高生だけの新たな居場所としての効果はもちろんですけれども、湯島のb-lab（ビーラボ）と違いまして、この場所には美しい水槽が複数ございます。穏やかに静かに過ごせる場所で、中高生にとっての癒しの空間になるのかなというふうに考

えております。

また、事業者は、海洋生物の最先端の研究を行っておりますが、訪れた中高生が刺激を受けて、我々もまだ想像はつきませんが、よい効果、よい反応が生まれればというふうに考えております。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 最後に、もう一点だけね。青少年プラザ、まだ設立には時間がちょっとかかりますよね。そのためにAQUABASE、臨時的にというような、これは下世話な考えかもしれないけれども、AQUABASEというのは、あくまでも大塚が新しくできて、ずっと続くものなのか。その辺だけちょっとお答えください。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 旧大塚地活の青少年プラザが令和10年で、まだしばらくかかるというところもありまして、何かほかにこういった中高生の居場所になるものがないかというのを探していたところではございます。いつまでというところはないんですが、都市計画部に確認をしましたら、こちらのビルにつきましては、令和9年までは再開発にかからないというふうに聞いておりますで、区としては、少なくとも3年ぐらいは、この場所で中高生居場所事業が実施できればというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

岡崎委員。

○岡崎委員 2か所目の青少年プラザの建設ということで、うちも含めて多くの会派の皆さんが要望してきて、実現して、本当によかったなというふうに思っております。

敷地面積が390.11平米ということですが、こっちは1階から4階までですけど、湯島の今の青少年プラザの広さとどっちが広いのかという、ちょっとそれをお聞きしたい。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 湯島の青少年プラザは、専有スペースが579平米で、教育センターと共用が367平米で、トータルで946平米です。まだ、確定ではございませんが、現時点で設計事業者と出している数字でいうと、新たなほうでは、延べ床面積は約1,150平米、200平米ほど多くなっております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 立地的にもこっちのほうがいいですし、多くの子どもたちが使えるようにお願いしたいと思いますけれども、先ほど湯島との違いを見せるというような課長さんのお話があ

りましたが、そこも非常に大事なのかなと思っています。同じようなものを造るんじゃないくて、やっぱり2か所は2か所らしい、青少年プラザを造っていただきたいと思うんですけど、今回、意見聴取もしましたけれども、いわゆる今後、設計図などもできてきたら、また子どもたちや地域の方からも意見を聞いたりするのでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今回、基本設計の案を御報告させていただきまして、委員会での議論も踏まえまして、基本設計の図面の案は固めていきますけれども、その図面の案ができたら、b-lab（ビーラボ）にいる中高生を中心に、その図面を基に意見は募っていききたいというふうに考えております。基本設計後も、中高生のニーズは非常変化をしていくものでございますので、今後も定期的に地域を含め、機会を設けて、意見は聴取していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。先ほどのこどもの権利条例じゃないですけど、やっぱり子どもの意見をしっかり聞くということは大変重要なことだと思いますので、ぜひ、その時に応じて、お願いできればと思います。

あと最後に、基本設計の考え方の(3)に、環境に配慮した云々というところがありますけれども、脱炭素化の上でもとても大事な事かなと思いますけど、今、具体的に何かお考えのことがありましたら、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まだ設計の事業者と協議中の話にはなりますけれども、今、具体的に出ているアイデアといたしましては、高効率の機器などの省エネルギー設備の導入ですとか、太陽光パネルがまだ設置できるか分かりませんが、そういった再生可能エネルギー設備の導入を進めるほか、あとは、内装に木質化を設けたり、環境負荷の少ない木材製品を使用するなど、そういったところを含めて、脱炭素化は推進していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひ、こういった時代でもございますので、そういった形でしっかり環境に配慮した施設にしていいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。

今回、子どもたちの意見を実際に聞いていただいたり、地域の方の意見を聞いていただいたりして、ここまで案が出てきたことは、本当にたくさん案が出てよかったなというふうに思っているんですけども、この中でこういった部分がこれから具体的にどのような形で設計に反映されていくかというのを一つ伺いたいというふうに思います。

それから、これは要望なんですけれども、先ほど岡崎委員からもありましたけれども、建物の脱炭素化、ZEB化といったところについては、建物、ただその仕様にするだけではなくて、ぜひ、中高生の居場所ということなので、子どもたちの学習にもつながるような、環境学習にもつながる形で役立てていただきたいと思います。と考えております。

先日、湯島のb-lab（ビーラボ）のほうで10周年を迎えたということで、報告会に私も参加をさせていただきました。湯島のb-lab（ビーラボ）のほうは、カタリバさんが運営をいただいておりますけれども、報告会での子どもたちとスタッフさんの接し方を見ると、本当に一目で、すごくうまくいっているなという感覚を肌で感じました。よく大人としてスタッフさんが子どもたちに関わる中で、学校の先生でもない、親でもない、横のつながりである友達、ただの友達でもない、斜めの関係性というのをよく表現として使いますけれども、本当にその表現のとおりで、子どもたちはすごく信頼を寄せて、スタッフさんたちと接しておられるなというふうに感じたところです。

大塚のほうでも、湯島と同じように、自主性とか社会性を育むというようなことが掲げられておりますけれども、ハードを整備するんですけれども、ハードだけでなく、ソフトという面で、これからこういった事業者を、こういった視点で選定していくかというような考え方をお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、1点目ですけれども、中高生の意見につきましては、今回の資料にも記載をしておりますけれども、例えば自習室ですとか仕切りのあるテーブルですとかシアタールーム、こういったものは設計に取り入れていく予定でございます。

また、4番の基本設計の考え方の、先ほど私が説明した(2)にもあります、フロアごとに特徴を持たせるというアイデアも、現在のb-lab（ビーラボ）を利用する中高生から出た意見でございます。

10周年のことに絡めて、お話もいただきましたけれども、現在の湯島の青少年プラザは、事業者による中高生の関わり方が大変よい評価を生んでおりまして、事業者選定は、大変重要な作業になるというふうに捉えているところでございます。

青少年プラザには、運営方針がございまして、その方針に沿った提案はもちろんでございますけれども、事業者の創意工夫による、今の中高生にフィットした新しい提案、こういったものも判断材料の一つとして事業者を選定していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 はい、よろしいですか。

宮崎委員。

○宮崎委員 こちら大塚の青少年プラザの計画も着々と、いろんな意見も取り入れて進んでいるということ、大変喜ばしく思います。

こちらのスケジュール等に関してなんですけれども、令和10年度開館予定となりますと、ちょうど今の小学校3年生の子どもたちが中学1年生になる頃に開館という計算になることから、今の小学生たちからもしっかりアンケートや意見の聴取をしてくださっているとも聞いておりますので、こちら本当に感謝しております。

もちろん今の中学生の意見も取り入れて、計画を進めているということですが、令和10年度開館で、今から約3年後の、10年度なので4月以降になると思うんですけれども、となりますと、今の多くの高校生たち、今の中学校3年生も含まれると思うんですけれども、ちょうど高校を卒業して、社会人や大学生になっていることが予測されます。せっかく大塚青少年プラザ、b-lab（ビーラボ）の計画に、ワークショップに参加したり、意見等での協力をしてくれた今の高校生たちがいざ大塚青少年プラザ、b-lab（ビーラボ）が完成したときに使用できないという年齢になっているのは、いささか寂しい気もするのですが、区はそのあたりのケアなどはどうしていくか、今後の考えがもしあればお聞かせください。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 青少年プラザの対象でなくなった方につきましては、今の湯島のb-lab（ビーラボ）でもあるんですが、中高生が学校に通っている平日の午前中ですとか午後一番ですとか、こういった時間は、ホールですとか音楽スタジオ、有料になりますが、利用はできるようには、新しいほうもしていきたいなというふうに考えております。

また、高校を卒業された後に、運営事業者の運営スタッフとして、ボランティアですとかそういった形で関わっていくことも可能でありますし、そのほか、新しい青少年プラザのほうでも大学生ですとか社会人と連携した事業も実施をしてまいりたいというふうに考えておりますので、様々な場面でこのスペースに継続して関わっていただけるように御案内は差し上げたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。そういった様々な場面で継続して、そういった方たちも関われるということは、ちょっと安心しました。

もう一個質問なんですけれども、旧大塚地域活動センターの周辺は、大学も多くて、前回の委員会でも、その周辺の大学等との連携を今後検討していくとの御答弁がございましたが、その後の進捗はいかがでしょうか。今後の方向性も含め、伺いたいと思います。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 どのように連携していくのか、まだ具体的なちょっと協議は進んでないんですけれども、私どもとしましては、例えば大学生による学習支援ですとか、運営の補助ですとか、大学側のフィールドワークの場にも活用いただくことは可能なのかなというふうに考えております。

特に、高校生世代の支援というのは、区としても大変重要なキーワードの一つとして捉えておりますので、2か所目の青少年プラザでも大学との連携がしっかり進むように、今後、必要な協議は進めてまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 新しい青少年プラザですけれども、育成室がここに入らないということになったということでは、今、想定スペースというのが示されているんですけれども、この育成室部分に新たなというか、これらの施設を入れるということに、新たに入れるということに決めたのかなって、育成室の部分は一層分あったということなんですか。その辺、どういうあれになっているんですか。

○浅川委員長 では、ちょっとすみません、委員長からですけれども、間もなく5時になりますけれども、委員会を本日中に終わらせたいと思っております、申し訳ございませんけれども、一般質問は省略として、10分程度……。

報告事項10の質問の人数を知りたいんですけれども、中高生居場所事業のAQUABASEの実施についての質問が何人いらっしゃるか、ちょっと教えていただけますか。

お1人で。

それでは、10分程度の延長をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 11月の議会でも報告した段階では、青少年プラザ5階層のうちの1階層は育成室として想定しておりました。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 その敷地は、4階ではなくて、もう少し建てられるので、最初の頃、かなり最初の頃だったと思うんですけども、6階建てぐらいができるのではないかなというふうなあれもあったかと思うんですけども、やはりせっかく建て替えるというか、新しくするものであれば、最大限というか、そういう建物にさせていただきたい。子どもたちのスペースでなければ、違う形のものを入れられるような、そういう計画で進めてほしいなというふうに、これは思うんですが、いまさらながら、もう基本設計ができたので、難しいということですかね。ぜひ、そこは何か方法ないですかねということで、新たな施設、違う形で入れてほしいということを要求したいと思います。

それともう一点は、あそこ、近くに新大塚公園がありまして、とても親子連れがあそこで遊んでいるんですね、公園きれいにしてから。それで、この中高生のスペースについては、どちらかというと、午後から中高生たちが使うあれが多いかなと思うので、もう少し学校に上がる前の子どもたちも含めて、ここを使えるような、そういうことも考えていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺は可能なんでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 1点目の質問につきましては、建蔽率、容積率等もございまして、これは施設管理部、それから設計事業者のほうとも協議をしているところでございます。中高生施設、中高生の居場所が区内で不足している、多く欲しいというお声があるので、この建物につきましては、5階層全部、青少年プラザで運営をさせていただきたいというふうに考えております。

もう一つのほうのお話、御提案でございまして、湯島にあります青少年プラザにつきましても、同じ教育センター内で、例えばふれあい教室ですとか、あとは児童発達支援ですとか、そういった子たちにも使っていただいておりますので、こちらのほうについても、そういった対応が可能かどうか、タイムシェアが可能かどうかについては、研究していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

以上で、報告事項9の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項10、「中高生居場所事業「AQUABASE（アクアベース）」の実施について

て」の御質疑ですけれども、千田委員、お願いします。

○千田委員 まず、年間の予算は幾らでしょうか。これには賃料が含まれるのでしょうか。また、利用する生徒の見守りはどなたが行うのでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 予算につきましては、341万5,000円を計上しております。

賃料につきましては、資料に記載のとおり——あ、資料には記載していませんね、失礼しました。無償でございます。

見守りにつきましては、この341万5,000円の約半分程度が人件費になっておりますが、今、事業者のほうとは、見守りの人数は2名程度で想定をしております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 賃料なしという契約なんですけど、イノカはどのような目的で、このような文京区にとって好条件な場所を提供してくれるのでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 昨年6月に、区と住友不動産株式会社との協定の枠組みというのがきっかけにはなるんですけれども、受託事業者の強みは、海洋生物の研究とあって、ややニッチな世界ではありますけれども、その裾野を広げたいと、中高生たちにも広げたいというような事業者の思い。それから、区側といたしましては、中高生の放課後の居場所を増やしたい。こういった両者のニーズがマッチして、この事業を開始することになったというものでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 中高生が海洋のそういう研究につながるきっかけがあるのはいいとは思いますが。ただ、このイノカというのは、特定水域の生態系を陸上の閉鎖環境に、例えば海のサンゴ礁を水槽で育てるとか、そういう研究をやっている会社なんですけれども、一方で、資生堂と開発提携を結び、例えば海洋汚染の起こらない日焼け止めの開発などを行っております。それで気になるのが、子どもたちがこういう収益事業に組み込まれないかということを懸念しております。例えば、このサンプル、ただであげるから結果を教えてとか、確かに高校生の女の子たちが、この化粧品、ただでくれるといたらやっぱりうれしいと思うんですよ。ただ、それがそういう収益事業につながっていくことを非常に懸念しております。なので、そこが収益事業にしておかない約束というのは非常に重要だと思います。例えば契約書に組み込むとか。その辺はいかがでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 この受託事業者とは、区の重要な取組の一つであります中高生の居場所事業、こういったものに、あとは、中高生の自主的な活動を応援するという理念に共感をしていただいております。今言ったようなことは、ないというふうな認識をしております。中高生にとって、勉強になるものであれば、取り入れていっても構わないとは思っておりますけれども、そのあたりの収益事業につながらないようには当然していく必要があると思いますので、改めて事業者とは協議していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 契約書とか約束のことは、しっかりしていただきたいと思います。

それと、見守りが専門家でないことも非常に懸念されます。しかしながら、いろんな中高生が利用すると思うので、利用者間のトラブルもあり、また利用者からの相談もあると思います。中高生が大人を見たら相談したくなることもあると思うので、やはりそのときに相談を受けた場合に、相談があったものは区の機関につなぐなど、そういうこともやってくれる、そのようなことも契約の内容に入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○浅川委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 契約の中に入れるかどうかについては、ちょっと今後また検討はしていきますけれども、受託事業者はこれまでも中高生を対象とした自然科学に関するイベント等を実施しております、居場所事業というのは初めての取組ではございますので、b-lab（ビーラボ）が持っているノウハウですとか、区の関係機関につなぐ、そういったことについては、区のほうも積極的にこの事業者に助言をしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは以上で、報告事項10の質疑を終了いたします。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 委員会記録についてですけれども、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 令和7年5月の閉会期間中の継続調査について、こちらは議長に申し入れることといたします。

○浅川委員長 それでは、以上をもちまして、文教委員会を閉会とさせていただきます。皆さん、御協力どうもありがとうございました。

午後 5時06分 閉会